平成28年12月定例会

南伊豆町議会会議録

平成28年　12月 6 日　開会
平成28年　12月 7 日　閉会

南 伊 豆 町 議 会

平成２８年１２月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（１２月６日）

○議事日程……１
○本日の会議に付した事件……１
○出席議員……１
○欠席議員……１
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……１
○職務のため出席した者の職氏名……２
○開会宣告……３
○議事日程説明……３
○開議宣告……３
○会議録署名議員の指名……３
○会期の決定……３
○諸般の報告……４
○町長行政報告……４
○一般質問……１２
　漆　田　　修　君……１２
　渡　邉　　哲　君……２８
　加　畑　　毅　君……３２
　長　田　美喜彦　君……４４
　比野下　文　男　君……５７
　岡　部　克　仁　君……７２
○会議時間の延長……７７
○散会宣告……８２
○署名議員……８３

第　２　号　（１２月７日）

○議事日程……８５
○本日の会議に付した事件……８６

○出席議員……８６
○欠席議員……８７
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……８７
○職務のため出席した者の職氏名……８７
○開議宣告……８８
○議事日程説明……８８
○会議録署名議員の指名……８８
○一般質問……８８
　横　嶋　隆　二　君……８９
　清　水　清　一　君……１０７
○議第１１５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……１２８
○議第１１６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決……１２９
○議第１１７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３０
○議第１１８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３２
○議第１１９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３４
○議第１２０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３６
○議第１２１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１３９
○議第１２２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４２
○議第１２３号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４４
○議第１２４号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４６
○議第１２５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４７
○議第１２６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１４９
○議第１２７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５１
○議第１２８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５６
○議第１２９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５７
○議第１３０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６１
○議第１３１号～議第１３４号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１６３
○議第１３５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６８
○議第１３６号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７６
○議第１３７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７９

○議第１３８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８１
○発議第３号の上程、説明、採決……１８２
○各委員会の閉会中の継続調査申出書……１８４
○閉議及び閉会宣告……１８５
○署名議員……１８７

平成 28 年 12 月定例町議会

（第 1 日　12 月 6 日）

平成２８年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２８年１２月６日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡　部　克　仁　君	２番	渡　邉　　哲　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	梅　本　和　熙　君	副　町　長	松　本　恒　明　君
教　育　長	小　澤　義　一　君	総務課長	橋　本　元　治　君
企画課長	菰　田　一　郎　君	地方創生室長	勝　田　智　史　君
地域整備課長	鈴　木　重　光　君	商工観光課長	齋　藤　重　広　君

町民課長	渡辺雅之君	健康福祉課長	黒田三千弥君
教育委員会事務局長	大野孝行君	生活環境課長	飯田満寿雄君
会計管理者	鈴木豊美君	総務係長	山本広樹君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主事	齋藤貴成

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成28年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　議事日程は印刷配付したとおりでございます。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

５番議員　　長　田　美喜彦　君

７番議員　　清　水　清　一　君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月７日までの２日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月７日までの２日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君）　諸般の報告を申し上げます。

平成28年９月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告をいたします。

◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　おはようございます。

平成28年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、９月定例会以後の主な事項について行政報告を申し上げます。

１、石廊崎町有地の利活用について。

石廊崎町有地の利活用に向けては、誘客力を高め、魅力ある親しみやすい名勝地・自然公園とするため、本年９月に南伊豆町石廊崎町有地管理検討委員会を設置いたしました。

同委員会では、町有地の名称、同内における施設・設備等の適切な管理・運営方針などのほか、利用料金などを含む細部にわたるご審議をお願いするもので、同委員会として石廊崎区長、同区長代理、観光協会長、商工会長及び副町長以下、関係する各課職員など12名を委嘱し、または任命いたしました。

９月21日には、第１回南伊豆町石廊崎町有地管理検討委員会が開催され、委員長に南伊豆

町観光協会長の杉本育男氏、副委員長に松本副町長を選任し、平成30年度中の開園に向けた活発な意見交換が行われました。また当該名称の公募により10月１日から31日までの募集期間中に町内外から139点の応募があり、同委員会による厳選な審査を経た中で、11月22日杉本委員長から答申を受け、新名称を「石廊崎オーシャンパーク」といたしました。

今後は、当該町有地の名称、位置等を定める設置及び管理に関する条例を整備するとともに、新名称「石廊崎オーシャンパーク」を各方面に情報を発信し、伊豆半島を代表する自然公園施設とするため、地元地区との連携を図り、さらなる組織強化に取り組んでまいります。

２、地熱資源の活用について。

平成28年度における事業計画については、平成26年度から着手した地熱資源の調査結果を踏まえた中で、試掘場所を南野川流域に定め、調査井ボーリング事業費を予算化したところであります。

このような中で、熱源の可能性を検証するため適地となる箇所特定には至りましたが、同試掘予定地が住宅地に隣接していることから、調査等に伴う騒音・振動などが懸念されるため、現在、当該調査地点の再検討を進めております。

今後の予定としましては、南野川上流部に新たな試掘場所を選定し、平成29年１月に開催予定の静岡県環境審議会の審議を経た上で、同年６月上旬からの掘削調査再開を見込んでおります。

また、当該調査実施までの期間においては、地熱に関する学習会、ボーリング掘削工事等に関する地区説明会などを適時開催していく予定であります。

３、自治体間連携による特別養護老人ホーム及び（仮称）健康福祉センター整備について。

自治体間連携による特別養護老人ホーム整備においては、静岡県、杉並区、南伊豆町及び社会福祉法人梓友会との協議に基づき、旧中央公民館及び旧南伊豆幼稚園跡地に加え、追加購入した隣接地２筆を活用した整備計画の変更に係る基本設計審査及び実施設計が終了し、10月18日社会福祉法人梓友会が実施した入札により施工者が決定いたしましたので、ご報告いたします。

名称、株式会社石井組。所在地、静岡県富士市水戸島元町４の10。

さらに、11月５日、湯けむりホールを会場として、社会福祉法人梓友会による加納地区住民説明会が開催され、当該施設整備計画の概要、工期などについてご理解を求めたところであります。

周辺地区の方々からは、工事期間中の工事車両の通行等に係る騒音、振動、ほこり、事故

防止に関するご意見などが寄せられ、施工者側からは近隣の方々への生活環境に対する配慮のほか、細心の注意をもって地域と連絡を密にし、慎重な作業の履行に努める旨等の回答が話されました。

11月29日には起工式がとり行われましたが、今後本格的な工事段階へと事業展開される中、事故防止に向けた適切な監視・指導に努めてまいります。

また、（仮称）健康福祉センターについては、町立図書館と石垣りん記念館を現状のまま存続し、健康福祉センター単独整備として事業推進する旨、ご報告したところであります。

同センターの基本設計については、11月７日開催の南伊豆町健康福祉センター建設検討委員会に諮り、軽微なご指摘を受けた中でおおむね了解を得ることができました。

現在、実施設計の最終段階でありますので、平成29年２月の工事入札を経て、同年３月定例会において契約議案のご審議をいただくよう事業推進してまいります。

自治体間連携による特別養護老人ホーム及び（仮称）健康福祉センターの整備については、引き続き町民の皆様のご支援を賜るようお願い申し上げます。

４、生涯活躍のまち事業について。

（１）移住・定住事業（イベント）の報告。

移住・定住事業については「お試し移住説明会」を、７月、11月に東京都杉並区役所で開催し、11月５日、６日の両日に開催された杉並フェスタでも「お試し移住相談窓口」を開設したところ、延べ200人の区民の方々にご来場いただきました。改めて、首都圏から地方への移住・定住に対する関心の高さを感じております。

来年２月には、これら参加者を対象にした「お試し移住セミナーツアー」を開催し、町内視察のほか、現移住者の方々との意見交換などを通じ、南伊豆町の魅力を体感していただくことで、今後の「お試し移住」、「定住」につなげてまいりたいと考えております。

また、町内でお試し移住される方には、家賃及び宿泊費の20％を上限に助成する制度を設け、これまで15人の方がこの制度を利用した移住を体験されており、今日においても４世帯７人の方が町内各所に滞在しております。

加えて、本年度末には町内62局エリアの光ファイバー網が整備されることから、移住希望者の大半を占めていたアクティブシニア層に加え、若年層の移住・定住やサテライトオフィスの誘致にも注力し、多世代にわたる移住・定住施策を推進してまいります。

（２）共立湊病院跡地の整備方針。

南伊豆町総合戦略に基づき進めております「南伊豆町版生涯活躍のまち事業」については、

サービスつき高齢者住宅の整備計画など、本年４月から生涯活躍のまち推進協議会による同跡地拠点施設整備について検討を重ねております。

11月30日に同協議会から提出のあった中間報告では、当該跡地に隣接する杉並区有地を一体的に活用し、サービスつき高齢者住宅50戸、既存施設のリノベーションによるサテライトオフィスやアトリエ、加えて若者を中心とした多世帯向け住宅を設け、「学び・遊び・繋がる」をキーワードに「大学」に見立てた交流拠点を整備するという内容でありました。

今後は、この中間報告を最大限尊重し、同協議会との連携を図るとともに、年度内には事業計画を策定し、生涯活躍のまち拠点施設整備の事業化に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また、一部事務組合下田メディカルセンターとの共立湊病院跡地取得に関する協議については、同組合運営会議において合意を得た後、土地売買仮契約を締結する予定です。加えて、来年２月の同組合議会による「財産の処分」に関する議決を経た上で、本議会の「財産の取得」に関するご審議を賜りたいと考えております。

５、賀茂地域広域連携会議について。

平成27年度から、静岡県副知事、県議会議員、下田市及び賀茂郡の首長から成る「賀茂地域広域連携会議」が発足いたしました。これまで10回の会議が開催され、圏域内で可能な広域連携事務の行政項目などが検討された中で、「賀茂広域消費生活センター」、「賀茂地方税債権整理回収協議会」が設立されたほか、本年10月19日には「賀茂地域地籍調査協議会」の発足式もとり行われました。

現在は、教育委員会の共同設置、監査事務の共同化の実現に向け、事務レベルでの部会協議会等が進められております。

また、本定例会において賀茂５町による指導主事共同設置規約の制定及び特別会計設置条例のほか、静岡県、１市５町との連携協約の一部変更に係る議案を上程いたしましたので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

６、情報ネットワーク整備について。

町内62局電話回線エリアにおける光ファイバー網整備については、10月末での工事進捗率は72.6％となっており、平成29年３月の供用開始に向けて順調に推移しております。また、平成29年１月10日、11日の両日には、本年度開局エリア内の住民、企業及び事業所を対象とした光ブロードバンドサービス説明会を開催する予定となっております。

当該ネットワーク整備事業については、今後の地域産業、起業・創業、移住・定住施策に大きく寄与するものと認識しておりますので、全町エリアでの早期ネットワーク整備に向け

て取り組んでまいりたいと考えております。

７、（仮称）市之瀬診療所の開設について。

本町における地域医療の確保は、旧共立湊病院の下田市への移転と相まって、積年の課題とされてまいりました。このような中で、焼津市において甲賀病院を運営する特定医療法人駿甲会から、旧伊豆太陽農業協同組合市之瀬出張所の跡地に（仮称）市之瀬診療所を開設する旨の報告を受けました。

また、12月２日には、当該医療法人理事長である甲賀病院長が来庁され、地域医療への貢献を熱く語られ、南上地区を中心とした本町の医療確保において、多大なるお力添えをいただけるものと拝察をいたしました。

特定医療法人駿甲会は、総病床数407床を有するコミュニティホスピタル甲賀病院を中核に、老人介護施設、グループホーム、小規模多機能居宅介護等13施設を、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市及び吉田町にて運営する法人であり、既に市之瀬区民への説明会なども行われ、平成29年４月開設に向けて準備が進められております。

今後は、特定医療法人駿甲会との連携を密にし、町の医療・保健事業のさらなる充実に向けてご尽力を賜りたいと考えております。

８、第17回しずおか市町対抗駅伝について。

12月３日、静岡市において第17回静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催されました。

午前10時に県庁前を一斉にスタートし、同市清水区の清見潟公園の折り返し地点を経て、県営草薙陸上競技場をゴールとする11区間42.195キロで競い合うもので、「市の部」で23市27チーム、「町の部」からは12チームが参加し、郷土の期待を背負った39チームの代表選手11人が心をひとつにして「たすき」をつなぎました。

本大会に出場した選手たちは、猛暑が続く８月初旬から４カ月余りにわたる厳しい練習を積み重ねてきたところでありますが、結果は２時間34分16秒で町の部の11位であり、昨年の記録、順位を上回ることができませんでした。

個人成績では、７区の中学生男子の部で志津優騎選手が区間賞、６区の40歳以上の部で笠井慎選手が区間４位、11区の一般男子の部で鈴木勝弓選手が区間５位となるなど、厚い選手層を誇る大きな市町の選手を相手に検討をいたしました。

町の代表としてご参加をいただき、たすきをつないだ選手たちを初め、温かく支えてくださったご家族や関係者並びにご声援を賜りました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

９、商工・観光振興等について。

（１）議員トップセールス。

10月20日から23日にかけ訪台した議員トップセールスにおいては、高雄市議会や台湾成人遊泳協会、現地の高校等への表敬訪問のほか、台湾国際教育旅行連盟の薛会長、中国青年救国団の張主任との懇親会など、ハードスケジュールの中、精力的にご活動いただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第であります。

今般の訪台により、薛会長が校長職にある台中市文華高級中学校の教育旅行誘致が決定し、来年２月には下田高校との交流事業としてあわせて２泊３日の日程でご来訪いただけることになりました。

このため、商工観光課において同生徒たちのホームステイ受け入れ先を確保すべく、高校１・２年生がいる町内約130世帯への働きかけや下田高校との学校交流に関する調整を進めております。

このたびの教育旅行事業は、本町における今後のインバウンド事業において極めて重要な機会であると捉え、確固たる友好関係を築くことで、さらなる誘致につなげてまいります。

また、11月25日には中国青年救国団一行20名（団長、寥光環主任秘書）の来訪を受け、正副議長立会いのもと、本町との間で「青少年の夢を育む交流事業推進宣言書」の締結を行いました。

これら友好関係の積み重ねによる教育旅行の誘致促進、切れ目のない訪台交流など、次世代を担う青少年の交流事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

（２）伊豆半島ジオパーク推進協議会による世界ジオパーク認定申請、世界で最も美しい湾クラブへの加盟。

昨年９月に世界認定の審査結果が「保留」とされた伊豆半島ジオパークについては、世界ジオパークネットワークからの指摘事項を改善した申請書を、11月１日付で日本ジオパーク委員会に提出いたしました。

大きな改善点は、伊豆半島の地質に国際的価値があることの証明として、外部評価や学術部会での検証結果に基づく大幅な加筆修正を行ったもので、伊豆半島ジオパークの希少性が明確に理解いただけるものと確信しております。

今後においては、来年８月までに現地審査が行われ、ユネスコの評議会を経て、平成30年４月ごろにはユネスコ執行委員会から認定をいただけるものと期待をしております。

また、新聞報道等でも大きく取り上げられました、11月２日に加盟を決定した「世界で最も美しい湾クラブ」は、フランスに本部を置くＮＧＯ（非政府組織）で、すぐれた自然環境

を保全しながら湾周辺地域の観光振興や地域経済の発展とその共存を図ることを活動理念としており、世界25カ国、38の湾が加盟しており、国内では松島湾、富山湾及び宮津湾が加盟しております。

今回の駿河湾の加盟により、情報発信や連携活動の強化が図られ、世界遺産の富士山や伊豆半島ジオパークとの相乗効果による交流人口の拡大、自然環境保護活動の推進などが期待されております。

今後は、駿河湾に面する11自治体のほか観光協会など関係諸団体を交え、連携を密にしながら体制整備を進めていくことになります。

（３）企業誘致事業の進捗状況。

平成27年度に静岡県内陸フロンティア第４次指定を受けた「差田地区産業拠点推進区域」の企業誘致状況について、予定地の測量が完了し、分筆登記に向けた登記申請事務を進める中で、来年１月の所有権移転登記完了を見込んでおります。

本事業際しましては、差田区民の皆さんとの意見交換を通じ、ご理解をいただいてきたところではありますが、今後に向けて、事業者からの説明会なども適宜予定されていることなどから、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（４）ふるさと寄附の状況。

11月末における「ふるさと寄附」の状況を申し上げますと、寄附件数は7,538件で総額１億5,324万73円となり、寄附額では前年同月との比較で約1.27倍の見込みとなっております。

この要因としては、平成28年度から返礼品メニューの新規開拓を進めたほか、パートナー企業の募集等も積極的に展開したことから企業登録数は増加し、返礼品目数も大幅に拡充されたことによるものと考えられます。また12月３日、４日の両日には、伊豆半島８市町で体験型観光が無料で楽しめる「納税トリップ」のモニターツアーを開催したほか、「感謝券」の対象地域を周辺７市町に拡大する広域的取り組みなどは、全国で初の試みとなるものであります。

今後も、人気返礼品に関する雑誌等への積極的な掲載やフェイスブックなど各種情報媒体を活用するとともに、各種イベントや観光誘客キャンペーンでのＰＲ強化など、さらなる寄附者獲得に努めてまいりたいと考えております。

（５）フェスタ南伊豆。

10月16日、南伊豆町役場を会場として第13回フェスタ南伊豆が開催され、好天に恵まれ秋の心地よい日差しの中で、約20団体のブース出展により多数の来場者でにぎわいました。

また、姉妹都市塩尻市から新鮮な白菜やキャベツ等の高原野菜を初めとして、ブドウやリンゴなどの果物もたくさんご用意をいただき、毎回楽しみにされている町民の方々などでにぎわいました。

前回に続き、交流自治体である杉並区からも「高円寺阿波おどり連」のご参加をいただき、下賀茂商店街をメーン会場とし、地元の園児、小・中学生、本町阿波おどりチームの「ゆうすげ連」も加わり、イベントに花を添えていただきました。

ご参加いただいた関係者の皆様方には厚く御礼を申し上げます。

（６）秋季観光イベント等の実績報告。

９月18日に開催した「第１回弓ケ浜国際オープンウオータースイムレース」では、台湾成人遊泳協会を招待した中で、1,500メートル、3,000メートル、4,500メートルの各種目に延べ273人のエントリーをいただきました。加えて、リオデジャネイロオリンピックの代表である平井康翔選手、貴田裕美選手が参加したことからも意義ある大会となりました。

また、11月12日には青野川ふるさと公園をスタート・ゴールとする「第３回南伊豆町100km・75kmみちくさウルトラマラソン」が開催され、好天に恵まれた中、636人の選手が町内の美しい海岸線や山間部を駆け抜け、エイドステーションでの地元の方々からのおもてなしを受けながら、最終ランナーは午後９時過ぎにゴールいたしました。起伏に富んだ特色ある地勢を生かした本町のマラソンコースは、競技者からチャレンジのしがいのある難コースとして知られており、各団体等で運営するエイドステーションも好評なことから着実に人気は高まってきております。

町民の皆様には、走路員などの競技運営ボランティアを初め、沿道での温かいご声援などにより今大会を盛大なものとしていただきました。まことにありがとうございます。

（７）観光施設等の入り込み状況。

本年４月から10月末までの観光施設等入り込み状況がまとまりましたので、別紙のとおりご報告いたします。

主要観光施設では８万２人で、対前年度比96.81％となっており依然厳しい状況となりました。また宿泊施設では民宿４万1,974人で98.19％、旅館８万9,759人で102.2％、全体では100.8％と前年並みとなりました。日帰り温泉施設は、銀の湯会館４万6,149人で331.20％、みなと湯１万1,599人で49.67％となり、本年３月の銀の湯会館リニューアルオープンにより前年に比べ大幅な増加となっております。

以上で、平成28年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　これにて行政報告を終わります。

ここで10時15分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時０５分

再開　午前１０時１５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　漆　田　　修　君

○議長（稲葉勝男君）　８番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　通告に従い、野生鳥獣の被害対策、そしてジャングルパーク跡地の問題。そして、前回時間切れでした町史編さんと神社関係についての３点について一般質問をさせていただきます。

最初に、鳥獣被害対策についてからお話しさせていただきたいと思いますが、最近、シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農林業被害が全国各地で深刻化しています。その被害範囲は中山間地に限らず、平野部や一部の市街地にまで及んでおり、今や鳥獣被害は農山村に限らず全域的な問題となっております。ちょうど先月より鉄砲やわななどによる捕獲が解禁となったところであります。

実は、こちらに10月29日の伊豆新聞がございます。そして下段のほうにイモの料理に挑戦、これ多分ごらんなった方も町職員の中におられると思いますが、これは毎年、東小学校でサ

ツマイモとかそういう穀類の収穫をした後、それを材料にして料理をしていたんです。それにかかわるいろんな奉仕団体の方々が参加をしてやっておりましたが、それが教育、教育長来られていますけれども、総合学習とリンクとした一連の動きとしてなっておりました。今回、イノシシの被害によりましてサツマイモ400トンが全滅になっちゃったんです。仕方なく町内のサツマイモを確保して子供たちとで連携する料理に、それを充当したということであります。

これは、伊豆新聞のそういう旨が書いてございます。もしあれだったら後ほど見てください。10月29日です。

それで、東小学校で今お話ししたサツマイモを使った料理教室は小学校１・２年生36人が参加して、下田地区の更正保護女性会の南伊豆地区、そしてＪＡ太陽農協竹麻支店の１支店１共同活動事業とタイアップして東小の毎年の総合学習として継続されてきました。学校付近の畑で、こちらにも書いてございますが、６月の植栽をして10月の収穫、そして１週間以内の料理教室など作物を育てる大変さと思いを学んでくれればという奉仕の気持ちでやってきましたが、ことしはさっき言いましたとおりイノシシの被害に遭いまして、本来であればサツマイモは尾根をつくりますね、尾根が実はなかったんです。真っ平らになっていました。それほど被害が重篤であったということであります。

そもそも教育長はご存じのとおり、総合学習はゆとり教育の延長線上にあったということです。地域の人たちと各社会活動分野を通じて共同し、そうした何かしらの学問的英知を体得してもらうということが総合教育の本旨でありましたが、東小については６年前、青市地内の耕作放棄地を所有者のボランティア意思で、そして、さまざまな関係奉仕団体の協力によってスタートしたのが始まりで、当時の学校長など個別の打ち合わせをするなど、あるいは、今こちらで議会放送をしておりますＫＴＶの社長が苗であるとか種を奉仕の気持ちでいただきまして、そして地域の小学校の総合学習の一環としてスタートしたものであります。

最初は私一人でしたが、個人的なパフォーマンスに終わらせたくないという意識で主体となる組織がないとまずいと判断し、下田地区保護司会、これは１市３町にわたっておりますが、その中の下田地区、南伊豆地区、それから更生保護女性会、ＪＡ太陽農協竹麻支店の方々のご厚意によりまして総合教育がスタートしました。本来、総合教育の話をここですべきではありません、私は。しっかりと地に足の着いた、そしてひっそりと続かせるものであるというそういう意識でおりましたが、今回イノシシの被害に遭ったということで、初めてそれを表に出して公の場で行政質問して、改めて当局の対応を問うことにしたものでありま

す。

そこでまず、国の動きからご答弁いただきたいんですが、環境省と農水省は旧来の法律内容を改正して鳥獣行政の大きな転換期を迎えております。これに載っています環境省の人は理解していると思いますが、国の取り組みや対策の骨子などについて、最初にその概要を、簡単で結構ですが、ご答弁を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員の、子供たちの期待を裏切るような結果になったことは非常に残念でございます。申しわけございませんでした。

今、鳥獣行政の現状と国の対策ということですが、鳥獣等に関する法律については環境省所管の鳥獣保護管理法が制定されている中、鳥獣被害の深刻化に伴い、平成19年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立し、以来、鳥獣被害のさらなる増加などからたびたび改正が行われております。

このような中で、平成25年12月には環境省・農林水産省がまとめた「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」が公表され、捕獲目標を設定した中で、平成35年度までにニホンジカ、イノシシの生息数を半減することを全国レベルの目標として掲げるほか、捕獲目標達成に向けた捕獲事業の強化、捕獲事業を支える従事者の育成・確保、その他関連施策や関係省庁連携のもとでの対策推進などが示されております。

平成28年度における国の鳥獣被害防止対策に係る補助メニューとしては、鳥獣被害防止総合対策交付金のほか、シカによる森林被害緊急対策事業などとなっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　ご答弁ありがとうございました。

国も、後ほども言いますけれども、このことに関連すると思うんですが、実は厚労省のジビエの関係のガイドブックであるとか各関連の省庁ではこぞってそれに支援をしている。そしてこの施策を展開しているということは私も承知をしております。

そして、ではなぜそういう鳥獣被害が増加しているのであろうかという要因を十分各地方自治体においても把握しないで、例えば防護のための電柵であるとかそういう個別の防護施

策を整備して、増加する要因を理解しないでやっている自治体というのは非常に多いということで、シカにしたって実効性が非常に低いということが証明されております。いろんな部面でそれが証明されております。

まず最初に、要因は幾つかありますが、例えば一応大きな要因は降雪量の減少等の気候変動が一番です。２番目が農山村の過疎化等に伴う人間活動の低下、これ当然山林であるとか畑が荒れるという意味を指しておりますが、３番目が狩猟人口の減少、高齢化による捕獲数の低下がある。こういう３つが実は考えられると思います。そして、それらが複合的に関係しながらその増加を助長していると、鳥獣を助長しているということが言われております。

しからば、被害を軽減するためにはまず被害が発生、今申し上げた要因を把握してどのような対策を講じるか。これも前にも町長にお願いした鳥獣対策においても実はＰＤＣＡというルーティンを回転させて、経過、そういう要因の起こり得るための計画・実行してその効果を確認する必要があろうかと思います。その被害対策から大きく分けて被害の防除関係では、進入防止柵の設置であるとか追い払い対策、それから生息の環境管理、放任果樹の撤去であるとか緩衝帯の設置、それから鳥獣の隠れ場所の刈り払い、それが２番目。

３番目は個体数の調整です。これは鳥獣の捕獲、さっき町長答弁ありました、鳥獣被害の特措法においては国の交付金で個体数の調整については補助している。１鳥獣当たり8,000円ですよと。内情は7,000円と言っておりますが、こういう交付税の８割負担が片方においてはあるということです。ですから100分の100ではないということなんです。ですから鳥獣被害防止総合対策交付金等の援用を十分理解してそういう対象に合う方々にこういうＰＲをさらに進める必要があろうかと思います。

そこで通告の２番目にあります町としてどうなんですかということなんです。まず被害状況、これは前にありますから簡単で結構です。シカ何頭と、この際要りません。そして捕獲の強化対応策、それを２番目におっしゃってください。そして防除のための補助制度、これは先ほどの交付金との関係だと思いますが、そして、平成28年に法律改正されましたジビエ、鳥獣飲食店の利活用に対する町独自としての、当局としての考え方、この順番で簡潔にで結構ですからお答えください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

本町の鳥獣被害状況につきましては、有害鳥獣捕獲申請に基づく被害状況のほか、有害鳥

獣駆除報奨金申請に係る本年10月末の数値に基づくものですけれども、これはよろしいということですね。

〔「それはいいです」と言う人あり〕

○町長（梅本和熙君）　それで、イノシシは10％の増、シカについては大体、平成26年度に比べて1.6倍の捕獲頭数とはなっております。また被害金額に関しましては年々増加しておりますし、本年度もまた増加する傾向にあるということが言えています。それで、今後の対策ですけれども、先ほど議員が言われた天候の問題ですか、これはもうCO_2の対策で地球規模的な問題になろうと思います。非常にこれは難しいことだと。

そして、里山の整備に関しましては、これは昔からいろいろ言われておりまして、やはり雑木の放置、山林の管理ができておるか。そういうことに関して今後はバイオマス等のことを考えながら山林、里山の整備をしていくべきことは必要になるだろうと。環境省のほうでも森里川海プロジェクトみたいなものができ上りまして、いわゆる環境をどのように保持していくかということは、今、国レベルでも問題になってしているのではないかと。

また、狩猟者の減少、これに関しては非常に頭の痛い問題ですけれども、なかなか参加をというか、狩猟者になってくれないかという若年層の人に言っているんですけれども、なかなか難しい問題であろうかと思います。

そして、もう議員ご承知でしょうけれども、来年１月には静岡県が蛇石地区においてＩＣＴを活用した「囲いわな」を設置するとか具体的な対策、そういうことを進めていくその中での捕獲実績や費用対効果も見ていくというような話もあります。いろいろＩＣＴを使ったり、いわゆる電子機器みたいなものを使った対策というのも進んできていると思っております。そしてまた捕獲のみの解決ではなく、安全対策を確立しながらワイヤーメッシュなどや電気柵、こういうことも必要になってくるのかなと思います。

先ほど言いました放置作物、こういうものに対してはやはり鳥獣の餌になるという部分で気をつけていかなければならないし、そういう指導をしていかなければならない。また、ジビエに関しましては、今、「森守」という形でいろいろと頑張ってくれている事業者がいるわけであります。こういう形の中で、例えばソーセージにしたりとか、もっともっといろんな販路を考えていきたい。ふるさと納税の中でいわゆるソーセージも大分人気があるみたいですし、つい最近フィッシャーマンズフェスティバルというのが日比谷でありまして、これにやはりジビエ的なものを出したら大分評判よくて、そういう形で少しずつ進めていきたい。そしてまた、森守さんは杉並区の高円寺の座の市等にも出品をしているそうです。ぜひこの

活動を後押ししていきたいなと。そして県知事との森守での会合のときに、県知事から学校給食にという話もありまして、来年度、学校給食にも少し使ってみたりと。このようになっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　多方面にわたるその行政分野がこの一件についてもあろうかと思います。非常に大変でしょうけれども、頑張っていただきたいと思います。

鳥獣関係の最後の質問になりますが、実はこれは町長も当時、議員でご存じ承知していると思うんですが、平成22年の総務省の緑の分権改革予算が当町に3,000万の予算。これ当時課長でありました企画課長の尽力が非常に大きいんですが、そのうち1,200万が緑の賦存量の調査名目で町内の数カ所ポイントで調査が行われました。青野であるとか蛇石であるとか南野のであるとか。賦存量は通常の森林の登記簿の在籍率が実は3.8倍という非常に高度の数字をあらわしたということなんですよ。これは言ってみればそのとおりなんです。全然木は切っておりませんから。

そういったことで林野庁も実は施業基本計画、これは、杉、ヒキノの伐開であるとかそういうことを細かくうたってありますが、それは雑木の伐開整備が、今、実は望まれているところでありますが、今現在は森林税に対する緑の森の力再生事業であるとか、あるいはグリーンバンク事業、これは非常に限界があるんです。伐開して里山までやっていない。さっき２番目の質問のときそういった答弁もありましたが、里山という表現が出ました。昭和30年代が一つの境目になっていますが、それ以前は奥山と集落とその間に里山がベルト帯でずっとこうつながって、そういう鳥獣のここからこっちは入ってはいけませんよという関所に実はなっていたんです。ですから、それが今、農林業者の過疎化であるとか高齢化によってそれが今なくなっている。しかもそれはそういう鳥獣たちのすみかになっているということなんです。

ですから、ここで一つは実は提案なんですが、町政の財政困難、行政の財政困難と人手不足でできないんですが、それで、ＮＰＯの育成を図ることや、実は追い炊き式バイナリー発電の燃焼材料を考慮するなど、そういったことを視野に、先ほどバイオマスという表現をしましたが、そういうことを視野にぜひお願いしたいなと思うんですが、それに対する当局の見解とかご認識を賜りたい。先ほど言いましたね、町長、バイナリーをどういうふうにする

か、その前の里山構想に対する基本認識で結構です。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

里山の整備ということは非常に大事なことだろうと。里山資本主義、里海資本主義とかという形で、今そういう自然環境を守っていこうという形の流れが出てきております。そして、どのように里山を守っていくか、いわゆる繁茂した森林をどのように守っていくか。やはり昔は、例えばそれがエネルギーになり、なりわいになったと、里山自体が。ただ、今はもう里山自体がなりわいにならない。稼ぎにならない。それをどういうような形で稼ぎにし、里山の整備をしていくかということが非常に重要なのかなと。

だから、その流れの中で何を考えていくかと言ったら、やはりバイオマス発電とかそういう方向性での森林を価値のあるものとしていく、こういうことは考えていきたいと思います。今既にそういう形での賦存量等を今計算して、でき得るならバイオマス発電を最終的にはやっていけるような体制をつくっていきたいなと、このように思います。もしあれでしたら詳しい答弁を担当から説明させます。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

バイナリー発電の件と申しますか、緑の分権の志のほうはずっととまだ続いている状態でございまして、その中で現在１事業者さんと追い炊きの関係ではなくなりますけれども、バイオマスの燃焼ではなくてバイオマスのガス化、そしてガス燃焼で発電させるという手法を持った事業者さんが実は南上地域、ここに大変興味を持っておりまして、先ほど議員からのご指摘もありましたとおり、昭和30年代までの薪炭木の炭の生産ということで地域がある意味南中地域よりも人口が多かった時代があるということで非常に着目しております。

明日になりますが、その事業者さんが財産管理会等に説明といいますか、そういうことをされるようでございます。その中で財産区が持っている土地、そして町有山林等活用していければということで、今、町長のほうからもどれぐらい町有林で使えるところがあるか。特に南上地域ということで数字をもらっているところなので、今後また、まとまってきましたら改めてご報告させていただきたいと思いますが、第１弾の報告としましてはそのような状況になっております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　行政当局にはいろんな好カードが来ると思うんです。それは一つにはもうけさせてもらいたいということで来ると思うんですよ。結局ガス化の件は実は先発で山口県ガス化コジェネレーション事業、これ最終的に会計監査が入って採算性についてはちょっと問題があるような指摘を実は受けているんです。静岡県の森林協同組合と同じです。同レベルの話です。時期も同じですが。それ以降、技術的な発展があってより悪いところを改善しながらガス化コジェネレーションの事業というのを現在なっていると思うんですけれども。それがまた具体化したらまたぜひ教えてください。私も勉強します。

20分ですので、次の質問に移ります。

町長の先ほどの行政報告の中の１番目、石廊崎町有地の利活用ということで、実は質問したいことが、答弁が先に行政報告のとき来ちゃっています。ですから平成30年の開園を目指した石廊崎のオーシャンパーク構想、それに対する実は先月の29日の全員協においては委員の設置要綱第２条においては運営管理のことが羅列しております。具体的な運営であるとか活動の内容までは示されてはおりませんけれども、要は、私も実はきのう石廊崎へ見に行ったんです。昔のヘリポートも山側、下側、南側、そこには大型のユンボが入って道路の整備のための工事をしておりました。ですから、例の臨時議会で五千数百万の給付手当がありますね、新設あるいは改良工事に対する請負工事、それが着々と進行しているなという感触で見てまいりました。

あと、問題が実は１つありまして、地元区に恩典が行く制度にしてもらいたいということなんですよ。従来、岩崎のときの売店の関係であるとか給水の問題、そういったことが行政側でイニシアティブをとっていくと、日本の石廊崎ではなく世界の石廊崎ですから、そういったことを考えて十分な行政の配慮をいただきたいということです。

実は私、先週、琵琶湖の東側、湖東三山というところにちょっと行ってきたんですが、実は２つ目のお寺さんで上から排水が露出しているんです。幾ら集中合併槽で水はきれいだよと言っても、それ見ますと全く拝観する意欲は減退してしまいます。具体的にそういうことまでも配慮して手当てをしていただきたいということです。これは答弁は要りません。先ほど石廊崎町有地の利活用についてということで行政報告をいただいておりますので、今申し上げた意見を要望として一般質問のほうは終わらせていただきます。

あと35分ございますので、前回質問を時間切れでお話ししました教育委員会の所管の町史

の編さん。教育長、35分ありますからゆっくりご答弁をお願いします。前は２分しかありませんでしたから。

さて、９月定例議会一般質問において時間切れのため残り２分間の中での教育長答弁となりましたが、町史編さんの第２集「神社、石造物編」を発行予定で、その後第３集として「教育、行政、産業編あるいは通史編」といった分野での編さんに、これ謙遜だと思うんですが、稚拙ながらも移行着手するといった答弁をいただきました。

町史第１回目の編さんの「寺院編」は完了し、第２弾としてさきの教育長答弁の神社編に入っていくわけだが、各地に散在する神社と人々とのかかわりから成り立ちの一部を明らかにしようとするもので、非常に難度の高い作業が待ち構えております。

さきに述べた日詰とか日野遺跡は、弥生から古墳時代の重層遺跡であることは出土した資料等の解析により知見されておりますが、しかしながら日本古代国家の成立と伊豆半島、とりわけ南伊豆の当時の状況は全く明らかにされておりません。

古墳時代を通じ国土の統一は完成に向かったのですが、その中核を成したのは畿内地方における大和王権で大和地方、すなわち今の奈良盆地周辺の諸勢力が結合した連合政権であります。６世紀から７世紀にかけて日本列島の大半を支配する統一国家を形成するに至りました。これは最先端の教育長にして存じていると思いますが、そしてその後、飛鳥、奈良、平安という時代区分を経ることになりますが、当町には文書による文献など一切なく、時代はずっと下った平城京跡地から出土した木簡に伊豆国正税帖の文字の記述があるくらいであります。木簡そのものは正倉院に保存されておりますが。

そして、日本の古代国家の成立は５世紀後半、雄略天皇期です。そのころに一つの画期があって、さらに壬申の乱、これは天智天皇です。中大兄皇子、後の天智天皇ですが、その時代になって２つ目の画期があったというように言われております。そして第２次古代国家の完成期が考えられております。大化の改新によって日本も中央集権国家への道を歩むことになりますが、このとき発せられた詔(みことのり)によると国司が派遣され、方向は伊豆の国であります。大化の改新の40年の後、伊豆の国になりましたが、その国司巡拝の便を図り国衙の地、国衙というのは今の県庁のことです、の地に主たる神社が移転をホウサイされたのが神社のスタートであると言われております。

そして、天武天皇の治世には兄の天智天皇が定めた近江令、滋賀県です。にかわって清見原令が制定され、さらに文武天皇、持統天皇の次の代です。になると大宝律令ができて律令制度による中央集権国家体制が完成したことは周知のとおりであります。

伊豆には古墳時代の祭祀跡が多く、そこに歴史時代に入ってから神社に発生した場合が多いのです。そしてそれらの多くは、平安時代中期の10世紀前葉に撰上された「延喜式」の神名帖、要するに「式内社」となっております。今回の町史編においても式内社を参照されながら事業を進めていくことになろうと思います。

式内社によると、ちょっと長くなって申しわけないですけれども、もうちょっと聞いてください。古代伊豆の国の全体で92座もあるんです。数の上では最上位のグループに属します。遠江国が62、駿河の国が22、伊豆の国が92座もあるんです。当時「延喜式」神名帖の作成に当たった有力人物に伊豆の国出身の卜部氏、それは日下部氏と言っていますが、卜部氏の影響が高かった。そして式内社以前の古代祭祀の盛んな地域であったことの関係が指摘されております。前回私、祭祀場と言いまして吉子あるいは五輪湯それから下条それをお話ししました。そういったことが祭祀場跡なんです。式内社以前のことよりも古代祭祀の盛んな地域であったこととの関係が、実は指摘されているのであります。

そして、これらの式内社に祭られた祭神の多くは海洋の彼方からやってきたという渡来神が多く、来宮神社、有名なのは熱海市の来宮です。それから三嶋神社、大山祇命その眷族、眷族というのは親戚みたいなものです。それから伊豆山神社、伊那下神社など、その類型をみることができます。

町内には三嶋神社ら９社あり、現在三島市にある三嶋神社は本来「倭名類聚鈔」、平安時代に地名をあらわす一つの大きな文献ですが、「倭名類聚鈔」に見える伊豆国賀茂郡三嶋郷に発祥するものであり、奈良時代水産物を調納する郷でもあり、伊豆諸島、または伊豆半島海浜部に存在した郷であることは間違いなく、賀茂郡当時５郷ありました。郷というのは都道府県市町村も当時から国、それから郡、郷、里、府という小さな自治体に分離されておりましたが、賀茂郡の５郷のうち賀茂郷は上賀茂、下賀茂など青野川上流域の内陸部にあり、月間郷は式内社竹間、神社三座、湊、手石、吉佐美に分布する青野川下流域と朝日地区、大社郷は式内社、明神大社、三嶋神社及び伊古奈比咩命神社の鎮座地白浜と下田地域の大半、そして川津郷は河津町と東伊豆町地域と推定され、残るは三嶋郷なんですが、西伊豆地方が那賀郡といっておる関係で、必然的にその三嶋郷が伊豆諸島でありますよということなんです。

そして三嶋神が、これからもうちょっとしたら答弁お願いしますが、三嶋神が三宅島にお宮をつくってから大明神となりましたが、「増訂豆州志稿」、これは三宅記という実は文献がありますが、この内容は増訂の豆州志稿によると三宅島の神着港は大明神が到着した地で

あるという伝承を載せており、その眷族は、親戚ですね、伊豆諸島一帯に発展し、やがて伊豆半島の東南海岸に及んだと言われております。この南伊豆の９社と同じ三嶋神社の眷族であると言われております。

町史編さん第２弾の「神社、石像物編」の編集内容は、私はよく承知しておりませんが、この賀茂郡内の神社は東海地方に多く分布する賀茂族が海洋を経てこの地域に土着したものと推考され、特に静大の原先生あたりは断言に近い表現をしております。原先生の文献によりますと。

原始社会では不思議な現象や恐ろしい力を持ったものを畏敬し、神の宿るものとして信仰したが、伊豆地域においても在地の天城山地や大室山はもちろん、北伊豆や西伊豆から見える富士山、南伊豆や東伊豆から臨まれる大島の三原山や三宅島の雄山など火山の噴火は当然恐れる神の仕業として恐れられたのでありましょう。また、それらの山々は神の宿る山、神体山として信仰されたに違いないのであります。

教育長、もうちょっと聞いてくださいね、我慢して。

伊豆諸島や伊豆半島へは海から渡来するものが多く、海洋を通じての往来が盛んになると海のかなたを祖先の地と考え、また海上での無事を祈って海洋信仰あるいは海神信仰が行われるようになりました。

こうして、山の神、海の神への祭祀は弥生時代に入って農耕が発達し、人々の定着が強まると一層盛んになり、豊作を祈る春の祭り、収穫を感謝する秋の祭りなどには山上からの神の降臨を願い、また海辺の集落では、これは七夕神社の神話に残っております。海上の平安と豊漁を祈りかつそれに感謝する祭事が執行された。また、古墳時代に入るとこうした神祭りは一層盛んになり、伊豆から見える富士山はもとより、上多賀の向山、吉佐美の三倉山、土肥の火ぶり山など三角形をした山々は多く神の宿る山として尊崇され、麓の集落はもちろん、それを展望できる集落では祭事に神の降臨を得て村を挙げての祭りを営んだのでありました。

このような古墳時代の祭祀場にやがて神の鎮座を願って建物がつくられるようになるが、それが神社であり、祭祀遺跡のある場所には、後に式内社、延喜式神名帖です、と言われる古社が存在する場合が多いのです。つまり神社発生のルーツは古墳時代の祭祀遺跡にあるわけであります。

そこで、編集総括する教育委員会として今まで述べたことを十分そしゃくしていただいて、よりよいものをつくっていただきたいと思いますが、改めて教育長ご自身の第２集以降の基

本的な考え方を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

いつもながら議員のご提案の南伊豆町における古代史なんかは、特に神社を中心としたそういう研究されたこと、私たちも大変参考にさせていただいております。本当にありがとうございます。特に本町の日詰遺跡等の議員もご存じのように今お話があったように、弥生以降古墳、それから奈良、平安時代、約1,000年間のここに歴史が眠っている、生活の。そういうことを踏まえた上でのこういうお話のようですので、そういうことを考えますと、町史の、ただいましております編さんにつきましては、前回の９月定例会での議員のご質問の際にも申し上げたことにも重複いたしますが、現在、旧６カ村合併以前、この事柄について、平成22年度から町史編さん委員を中心として調査・執筆を開始し、平成25年度には第１弾として「南伊豆町史資料・第１集・寺院編」を発行いたしました。

また、今年度は第２弾として「南伊豆町史資料・第２集・神社・石造物編」を発行する予定であることも議員ご指摘のとおりでございます。

そこで、神社の調査にあってでございますが、編さん委員の方々が現地調査や聞き込み調査等を実施し、その成り立ち、それから変遷等を記録・執筆し、現時点で原稿が整いましたので印刷業者との校正作業の段階に入っております。調査・執筆を行う編さん委員の方々は生まれ育った南伊豆町の歴史、これを後世に残すため積極的に活動されて現在おります。

今後についてになりますが、教育、あるいは行政、産業、この産業編、それから通史編等の発行を計画しておりますが、町史編さん業務に携わってこられた方々の何しろ高齢化、それから後継者不足といった諸課題も抱えていることから、当該業務に精通した外部の団体等への支援要請などもひとつ視野に入れながら、計画的な編さん作業に今後努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　教育長、ありがとうございました。

時間がございますので、実は律令制度下における南伊豆についてというテーマで原稿を用意しております。これは教育長には文面をお渡ししてありますので的確なご答弁をお願いしたいと思うんですが、一般的にこういう文化度の高い自治体ほどこういった自治体の持つ歴

史に対する踏襲をかなりしております。

前に静岡市がそうでした。駿府城の跡地とそれから久能山の近くの遺跡、そういったものの整備についての当初予算ベースで数千万かけたという話も伺っております。そして沼津市は沼津市史特集２という文書であります。それについては非常に今私がこれから述べようとする条里制についての文言がかなりたくさん書いてございます。そしてちなみにもう一つは、三島市にカリタジモン博士、これは亡くなりましたが、その方の条里制と実は国分寺史に対する条里制との区画の面から文章をつくっている。

こういったことにも見られるように極めて文化度の高い自治体ほどそういうことにお金を使っているんです。ですから私、条里制調査の予算との関係で可能性について質問をさせていただきます。

さきにも述べたように、改新後の中央集権国家の成立していく中で当時の隋であるとか唐、遣隋使が一番最初です。その後唐になりまして遣唐使がありますが、隋とか唐を模範とする諸制度が整備され、条里制や班田収授法などの田制であるとか租庸調などの税制もその一環でありました。班田収授法は当時の均田制に倣ったもので男女は６歳になると一定の土地を受給され死亡すると収公されるという仕組みで、これを実施するに当たっては空地を前もって区画整備しておく必要があるんです。そのために全国各地の平野や低地に道路や水路で区画された整然とした条里制耕地がつくられたのであります。

これはかつてない、エジプトのピラミッドであるとか仁徳天皇の前方後円墳のようであるという、そういったことは全部人手を費やしてやったということですが、この条里制耕地についても同様で、これはかつてない大土木工事で全国の農民がその造成に動員されたと言われております。

この農地は１町四方、昔の１町ですから107メートル四方の区画を範囲とする碁盤目状のもので、全国同一基準で造成したのは天武の持統両朝のころが最盛期、その後、先ほど私言いました文武天皇の代に移りますが、伊豆でも７世紀後半から８世紀奈良時代にかけて整備されたものと推定されています。条理の軸方向も川筋であるとかあるいは周囲の地形に応じて定められたもので、その相違によりその往時の国境や郡境を知ることができます。

沼津市史の特集２によりますと実は大平山というのがあります。今工事で清水町のほうにつながる道路ができたんですが、大平山の北部から東西に２町、それから南北に10里、条という１つの升目になりますが、10里目には実は10ヶ里なんです。１ヶ里、２ヶ里、３ヶ里といくと今の10ヶ里については、先ほど私ちょっと触れましたが、境川に沿って実は田方郡の

上流と当時沼津は駿河の国と言いますけれども、間の上流が　　区画されております。ですからそういったことから行きましても非常に田方郡においては非常に上流が整地されていた地域であるということは言えると思います。

そして、各条理は６町を一つの単位として南北または東西の軸を１条、２条、３条の条で数え、他方を里で数えていたんです。そして６町四方の単位方眼をさらに１町四方の単位に区分して、それぞれ36の坪をつくる。36の坪まで命名されて１つの坪は１町歩なんです。１町四方でありますがそれは面積１町歩でもありこれを10等分して10反にしたものであります。伊豆、駿河では60間掛ける６間、これ長地型と言うんです。非常に細長いです。近畿地方においては半折型にわたっていまして30間ぐらい12間です。そういったものが半折型と言っていますが、１間掛ける１間が最小単位の歩です。現在の坪なんです。１反歩は360歩ということになりますが、今日の300坪とは異なっていたんです。

当時６歳になると良民の男子は２反、720歩、女子は３分の２。賤民の場合は男子240歩、女子はその３分の２が支給されて口分田を班給された農民たちは税として田一反について稲２束２把を田租、租庸調の祖、田租として納めたんです。静大の原先生の高説によりますとこの賀茂郡は弥生後期から古墳時代にかけ、稲作の伝搬とともに技術集団として帰化した賀茂族が海洋から渡来し、製鉄址跡に見られるような技術を持った種族が次々と渡来、集積され田方郡とは異なる文化が築かれていった地域であったと推定されております。これ原先生の　　です。

古来から中世にかけて賀茂郡、那賀郡の郷には田方郡と違い傑出した豪族から見当たらず、近世になって土肥の、これは北条です。水軍の富永氏、それから清水氏の名が挙げられるぐらいであります。

現在の条里制の一体的な話にさらに入りますが、現在の南伊豆町を倭名類聚鈔に照らして言うと朝日地区を除く月間郷と賀茂郡が該当し、条里制の水路に限定して考察を進めると月間郷としては湊地区の前田川上流堰、青市、日野地区の鯉名川の各種堰などの整備が見られる。手石地区の和田原、そして日野原については下賀茂、日野堺の動力による水揚げ、これは多分電力で引き揚げ初めて、初めて水を使うようになったと思うんですが、そういった水揚げ場が稼働するまでは水稲栽培は行われず、麦や雑穀などがもっぱらの農耕栽培の内容であったようです。

賀茂郡については前に述べたように南中、南上が該当し時代が下って江戸時代初頭の分村、相次ぐ分村であります。が一つの節目となりますが、特に加納という言語です。当時の古語

では加納という意味は山間の谷間から出でたなだらかな丘陵地帯という意味なんです。これは一條川、二条川、青野川の合流地帯の田園地帯を呼称したものと推定されておりますが、具体的には今の田方郡、それから湯ヶ島町、それから修善寺あたりの日向あるいは松ヶ瀬の、あそこに加納神社ってありますけれども、あのあたりを加納と言ったんです。ですから、そういう意味加納名と同一だと言われております。

話は戻りますが、水路の経路の話に戻りますと、上賀茂地内の西部、競馬、馬やっておりますが、そこへ来る取水は五輪湯なんです。五輪湯から水を引いております。そして五輪湯堰、そして上賀茂、下賀茂へ通じる、こちらまでつながっておりますが、それが落合堰、落合というのは前に言いました、水道管があるところに落合の堰がありました。そこから水を引いて上賀茂、下賀茂の田畑が水で潤っている。それが落合堰。そして石井、加納につながる岩殿の堰です、岩殿という大きい堰あります。当時は岩積みしてそこから水を取水したということは推定されておりますが、当時の土木工事の水準と偉大さが納得できるものであります。

また、条とか坪のつく町内、先ほど言いました、それを調べてみますと大字では一条、二条、それから下賀茂の三条、下賀茂の五条、下賀茂の二条、加納の森条。そして坪を見ますと石井坪、三の坪、中坪などが挙げられます。特に中坪に注目すると現在の日詰地内の９つあるいは８つの真ん中に位置するものと考えられて具体的な地名に見ますと大丸のパン工場の周囲が中坪です。それから107メートル四方の坪を指してその岩が呼称が人々間で長い間呼び続けられてきたものと記されております。

それで水稲の耕作技術の向上であるとか環境整備等、新たな開発が進む中で人口が増し、分村が進みすぐれた農耕文化が発達し、神社などを中心とする地域住民のより強固なきずなが形成されていったもの考えられております。

古代から中世にかけての条里制の調査分析をすることによって地名の意味づけや新たな歴史的な発見があるかもしれません。今般の予算づけの調査は、これは町史編さんです。の調査は無理かもしれませんが、今後のこの分野の調査検討をしていただくことは可能でしょうか。ご答弁をお聞かせください。お願いします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

条里制の調査の可能性に付随することでございますが、大変興味深く拝聴させていただきました。そういうこともあわせまして町内のご指摘になっている大字、小字を見てみまして

も、例えば下賀茂あるいは上賀茂などの京都との関連を思わせるものもございますし、議員がただいまご指摘のあった地名に関しては一条であるとか、二条あるいは九条だとか等々、あるいは石井坪ですか、中坪などの条里制を連想させるものなど、調査研究の対象となり得るものである、こういうものを感じさせるものがたくさんございます。

現在の町史編さん事業に係ってですが、今言った条里制を調査してみたらいかがかと、こういうことですが、大変予算も、このことはこれは議員ご指摘そのとおりでございます。ただこの町史編さん事業においては正直言って予定はされておりませんけれども、そしてまたすぐにというわけにはまいりませんが、町史編さんが落ち着いた時点で、この問題については検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　前向きなご答弁ありがとうございました。

いずれ予算づけは多分ふるさと基金の余ったお金とか、それは当然財政基金に組み入れるでありましょうから、その辺のお金の余裕を見ながら、ぜひ教育委員会としては予算折衝の段階で強烈にお願いを主張されてはどうかと思います。

そして、あともう少し時間がありますが、時間の関係で先ほど要望の段階で終わりましたが、石廊崎地区の区長さんと区長代理さんが委員として入っておられるということでありますので、区内の公平な運営であるとか駐車場の関係、売店組合員の関係、それから当然上には今の売店の一部も残すように聞いておりますので、その辺の公平な施策、行政としての決断、それから先の展開を今後お願いしたいなと思いますが、企画課長は実際にかかわっていました。町長に聞きました。ですからそういう話をもしポイントあったらあと２分ぐらいでちょっとお願いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

石廊崎町有地の上に係ります石廊崎の動きでございますけれども、現在区長さん、また区長代理さんを中心に検討会にも参加していただいた中で進んでいるところであります。

社団法人的なものを立ち上げようということで頑張っていただいておりますが、基本的には理事会等については区の役員会の皆さんが顔をそろえることになったとしても、プラスあと観光関係の方々等にも入ってもらう中で、区内のみならず町内としても公平性が保てる人

選と、あとは区長さんが理事長を兼ねるということでは、やはりちょっと経営的にどうしても地域のことになってしまいますので、区長さんと理事長さんは別の方でという方向で今検討を進めているところです。

その中にあります売店組合の皆さん等にも声かけはさせていただいている状態ですけれども、一旦の回答といたしましては、この売店関係の運営等についても区の方針、自治会の方針に委ねるということで回答をいただいているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　一応これで私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時３０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　渡　邉　　哲　君

○議長（稲葉勝男君）　２番議員、渡邉哲君の質問を許可します。

渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　通告に従いまして一般質問を行います。

町長は25年４月21日、町長選において当選をされまして翌月５月15日に初登庁でございました。早くもあれから３年半が過ぎまして残すところ半年余り。その間に数々の公約を町民と約束をされまして、まさに事業を実践されまして、有言実行の町長であると言わざるを得

ないのは私だけではございません。

そういった中で、ここで私はいろいろとその事業を取り上げるまでもなく、特に11月29日に行われました自治体間連携の日本初の特養である「エクレシア南伊豆」、このことは、町長はもちろんでありますが、職員の皆さん、町民の皆さんにとっても大変感慨深い起工式でございました。

そういった中で、南伊豆町の諸問題の中で、特に少子高齢化、財政の厳しい中、じゃ近未来の南伊豆町の町政を誰に託すのか。それはまさに梅本和熙君、そう考えるのは私だけではないと思っております。

そういった中で、新聞報道もありましたけれども、この神聖な場所で来る４月25日告示、30日投開票の南伊豆町町長選に出馬され意向があるのかないのか、お答えをいただきたい。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町民の皆さんからの、先ほども話がありましたように、力強いご支援とご厚情を賜って、平成25年４月21日執行の南伊豆町町長選挙において当選の栄に浴し、同年５月15日に就任してから、先ほど言われたように今日に至るまで、責任の重大さを痛感しつつ、公約に掲げた施策の実現に向けて職務に邁進してまいったつもりであります。

先ほど話の出た具体的なエクレシア南伊豆でございますが、本当に６年の歳月、私が就任してから４年、就任して以降、杉並区長と厚生労働省に何度も通いました。本当にいろんな意味で幸運に恵まれたなと思いました。

当時の厚生労働省の老健局長である原局長が静岡県県に出向した経験があると。その中で南伊豆町にも知己が与えられた。こういう形の中で非常に原老健局長も我々の話を十分聞いてくれた。杉並区長と私が行くと大体１時間ぐらいの時間をとって、そういう形での話を聞いていただいた。そしてまた県の宮城島、当時の健康福祉部長でございますが、宮城島副支部長も町長やりましょうよというような言葉をいただいた。そういう形の中で少しずつ少しずつ規制とか法令とかそういうものをクリアしながら11月29日を迎えたというのが事実でございます。

静岡県、そして杉並区のお世話になりながら、やっと特別養護老人ホーム、全国初になる連携の形ができた。そしてまた住所地特例の形に関しましても後期高齢者まで適用ができるというような新しい形をつくっていただいた。そしてサービスつき高齢者住宅に関しまして

も新しい厚労省の法律ができてきた。そういう形の中で新しい一つの高齢者対策のあり方、都市部の高齢者対策に対する検討委員会というのも厚労省がつくってくださいまして、今後どのように都市部の高齢者対策をしていくのか、そういうことも議論が行われたわけであります。本当に象徴的なエクレシア南伊豆でありました。

それはさておきまして、私たちの町を私たちで守るために住んでいる人、一人一人がみずから町政に参加し、次の世代を担う子供たちに自信を持って引き継げるまちづくりを念頭に、町民参加型町政「21世紀　私達のすむまち、あなたとつくるまち」、これを私はいつも選挙ポスターのスローガンにしております。そういう形の中で「町民の町民による町民のための政治」の実現を目指して鋭意努力してきたつもりでございます。

ミニ集会に関しましても、この「町民の町民による町民のための政治」いつでもどこでもミニ集会、これを開催しました。37回、三百何十人の方々と会っていろいろな町の情報を聞きました。そしてその情報をどのように町政に生かしていくかということをいろいろと考えてまいったつもりでおります。

就任直後の平成25年６月定例会において所信表明で申し上げましたが、急速な人口減少社会のほか少子高齢化や環境問題、さらにはＩＣＴなどの迅速な環境整備が求められ、地方自治体は地方分権への対応などの喫緊の課題が残されております。

このため、自主・自立のまちづくりを推進するのに当たり、さらなる行財政改革に取り組むことはもちろんのこと、健康福祉センターの建設及び同センターを中核とした高齢者・障害者福祉、介護・育児・医療環境等の整備強化、石廊崎の再生と観光産業の更なる活性化、町有地利活用による地域産業の活性化及び雇用の創出、南海トラフ巨大地震に備える防災・減災対策、都市との交流・連携や定住促進のほか、地熱、温泉熱等を利用した自然再生エネルギー、そのほかにもバイオマスなどもありますが、この自然再生エネルギーの有効活用などを主要施策に掲げて、事業推進する旨のお約束を申し上げたところであります。

私たちが目指すべき「持続可能な南伊豆町」の実現に向けた各種施策につきましては、手前みそながら、着実に事業推進してきたと自負しているところでございます。

いずれの事業においても、しかしながらいずれの事業においても、まだまだ道半ばであると思料するところでございます。

熟慮を重ねながら今後も引き続き、町民の皆さんの負託にお応えすることが私の責務であると確信しておりますもので、ご支援をいただいております後援会ともどもに第２期に向けて準備を進めてまいりたいと、このように考えているわけであります。

現在の地方自治を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、多様化・高度化する行政ニーズを的確に捉え、全ての町民が住みやすく、次の世代、未来の子供たちに自信を持って引き継ぐことができる南伊豆町の実現に向けて、誠心誠意取り組むとともに、今後も公平・公正な行政運営に努めてまいりますもので、町民各位にさらなるご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　町長、出ますって言いましたか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　出馬いたします。

それで、出馬して２期目に具体的に何をやるかと言いましたら、今いろいろな形を申し述べましたけれども、今進めている大きな問題として先ほども話しました都市部の高齢者対策、それに地方がどのように連携していくかという中で、今ＣＣＲＣを進めております。

このＣＣＲＣ事業というのは、やはりこれも全国のモデルケースになろうかと思います。過疎化していく田舎をどのように活性化していくか住みやすい場所にしていくか。この発想のもとというのは、本当に小説のプラチナタウンでした。そしてその中で今、三菱総研もプラチナタウンというものの研究をしておりますし、そういう形の中で新しい町のあり方、先ほど、自然再生エネルギーを使ったエコタウン、そういうことも含めながら本当にこの町が住みやすい町にしていく。先ほど質問のありました里山、自然環境を守るということも当然そこに含まれるかと思います。里山も守りながら、そして環境省のほうから既に「森里川海プロジェクト」、こういうものにも参加しないかというお誘いもあります。

そういうことを含めながら新しい南伊豆町が本当に住みやすい地域であるなと。ほかから、どうしても南伊豆町に住んでみたいな、そういうオファーをいただけるような町にするために２期目もやらせていただきたいし、出馬をいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　２期目も出馬という、このお言葉を聞いて大変、個人的ではございま

すが、ありがとうございます。

そして最後、じゃ、もし当選の暁には、町長。おごらず、ひるまず、そしてあなたの立ち位置で物事を粛々とやっていただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時４２分

再開　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（稲葉勝男君）　４番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　４番議員の加畑です。

事前通告に従いまして質問をさせていただきます。

今日の質問内容は、まず、第一に戦略的なインバウンド事業推進というテーマで１つ質問させていただきます。

それから、２番目として下田ＪＣ主催ワークショップの事例に基づく耕作放棄地の利活用というテーマで質問させていただきます。

それでは、まず、第１番目です。

戦略的なインバウンド事業推進。

現在、我が南伊豆町で推進しているインバウンド事業の状況の説明をお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほどの行政報告でもご報告させていただきましたが、10月の議員視察を兼ねたトップセールスには多数のご参加を賜り、ありがとうございました。

日程的にハードスケジュールの中、各方面に精力的な働きかけを行っていただいたと伺っております。また、来年２月には文華高級中学校の教育旅行コースに当町を組み入れていただけることになり、大変大きな成果であったと思料するもので、ぜひとも成功させなければいけない、このように考えております。

近年、当町におけるインバウンド事業におきましては台湾を重点対象として取り組んでおり、具体的には、現地旅行博への出展やトップセールスなどにより旅行商品化への働きかけなど実施してまいりました。

受け入れ環境の整備においては、観光案内所への英語・台湾語通訳の常駐や本町に宿泊する団体が使用する貸し切りバスなどの助成など実施しております。またパンフレットなどでは英語・台湾語に対応したものとして作成し、当町のオリジナル以外に松崎町、西伊豆町と連携した伊豆西南海岸版なども同様に作成しております。

さらに、ＯＷＳを通じた台湾成人遊泳協会との交流や、本年６月に当町の政策アドバイザーに任命した林氏の働きかけによる台湾国際教育旅行連盟のモニターツアーの実施、中国青年救国団との交流宣言書の取り交わしイベントなど、台湾の各種団体等との関係構築に努めております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、台湾のお話もあったんですけれども、まずもって私聞きたかった内容というのは、インバウンド事業として今までＰＲ活動なんか取り組んできた実績があると思うんですけれども、例えば企画課とか商工観光課のほうで今までＰＲを行った実績があると思うんですけれども、その点、例えば実績云々に行くまでの過程とか、ちょっと諸問題、どういう点が問題だったかというところを実際に感じているのかなというところをひとつ聞きたかったんです。最終的にこの質問は台湾のお話になっていくことになるんですけれども、その前段階として、今ありましたオープンウオータースイムレースとかその他不特定多数を対象としているＰＲという点でインバウンド事業に対しての取り組みというところ、今までどんな形だったかというところがひとつ聞きたいんですけれども、その点担当課長のほうよ

ろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

議員のご質問のＰＲした事業というところでございますが、町のほうの基本としまして重点としては台湾という話の中でやってはいます。

その中で、昨年から美しい伊豆創造センターというのが設立された中で、首長のトップセールスと伊豆全体で台湾からの誘客を図っていくという広域的な部分も当然ありますし、それ以外に町単独につきましては、先ほどのＯＷＳ等の絡みになってくるかと思います。

それと、教育旅行絡みの関係で、ことしの９月に教育旅行連盟の分会の慰安というか、そちらのほうに行かせていただいたんですが、そこの中で実際感じた部分がありまして、そこの部分についてはほぼほぼ都道府県単位で、埼玉とか長野とか千葉とかという都道府県単位でそういう営業というかＰＲに来ている部分がありました。うちのほうの町というのは南伊豆だけ、あるいは宮崎市の西都市というのもありましたけれども、地方自治体でやっている部分は２つがありました。

そういった中で、やはり現地のそういう話せる方というか、そういう方も必ずいなければそういうものはできていかないという中で、今、町の政策アドバイザーになってもらって林さんの力をかりて杉並と連携した中で今後進めていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、商工観光課長のほうから答弁いただきましたけれども、菰田課長も以前、オープンウオータースイムレースで当日の司会進行なんかやっている実績もあったんですけれども、あのときの状況を考えたときに誘客に対しての効果とかどんな感じで進めていたのかという感想を聞かせてもらえないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

当初、台湾への窓口と申しますか、につきましては、団体としては台湾成人遊泳協会しかなかったものですから、その連携の中でどれだけ南伊豆、いわば伊豆半島の先っぽを台湾に知らしめることができるかという形で対個人様の参加を相手に施策展開をしていたところです。

第２弾としましては、それを台湾の中規模程度の旅行代理店等と連携した中で、組織化していこうということで進めておったところなんですけれども、根本的には旅行代理店のほうの言い分としましては、やはり道路、三島というか東名高速道路あたりからこれだけかかるようではということで、縦貫道の開通、そういったものがなければなかなか来られないよという話にもなっておりました。ただ、着々と縦貫道のほうも進んでおりますし、また教育旅行、修学旅行という形にも展開してきておりますので、少なからず対個人から始めた分のかいは今出てきているというところまで、いよいよ来たなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今、２人の課長から両方ともインバウンドの進め方についての感想というか考え方、聞かせてもらったんですけれども、もう一度、商工観光課長にお聞きしますけれども、先ほど県全体で行っている部分と小規模な自治体でＰＲしているという部分があると言いましたけれども、実際に課長が感じるに当たってはどちらのほうが効果があると思いますでしょうか。あと、その理由というのをつけ加えてもらえたらありがたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

先ほど、９月に行ったときの感想という部分を述べさせていただきましたが、県下全体で体制がしっかりできている部分があればその中に入ってやっていく必要はあるかと思いますが、ただ南伊豆町という場は伊豆半島の南端のこの町が、静岡県全体で含まれた中で行きますと、やはりアクセスとか、いわゆる教育旅行となると受け入れ高校の関係もございますし、次の移動の部分も関係ありますので、そこの中でアクセス、時間的なものも含まれた中で、こちらへ来ていただいて、特別にいいものを出せるような格好ではないとなかなか難しいという中で、静岡県におきましては、例の駿河湾フェリーを使った中で海上から富士山を見てもらって、また伊豆半島へ入ってきていただいて、その中で、こちらでやはりそういう食材のおいしいもの食べていただいて、あとやっぱりホームステイとかはしていただいてという、ほかにないような魅力があるものにしていけば全体に入った中でできるかとは思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

わざと２人の課長に聞いたんですけれども、なぜかと言いますと、多分今までのＰＲの仕方というのを絞り込んでいかなきゃいけない時期に来ているのではないかなという意味で今回こういう質問を選ばせてもらいました。

というのは、菰田課長のほうからお話があったウオータースイムレースに関して言いますと、やはりこれ旅行代理店頼みと言いますか、向こうの代理店が抱えているお客さんの不特定多数のお客さんを狙ってということは、絞り切れていないままのターゲットのお客さんに切り込んでいくと。非常にこれ競争率も高いし、何人来るかわからないというリスクも背負っているわけですよね。片や齋藤課長のほうのお話から行きますと、今回の台湾との交流の中で見え始めているターゲットを絞っていった戦略というのが多分見えてきているんだと思うんです。

以前からインバウンドという言葉が走り出してから、やはり全体でお客さんの取り合いになっていく時代になってきているんですけれども、実際、じゃ、うちの町がどうやったら勝ち残っていけるのかということは非常に厳しい状況だと思うんです。その中で不特定多数のお客さんを狙った、例えばキャラバン隊を組んでＰＲに行くとかということはほかに市町でも同様な形をやれられてしまったら、一番遠い位置にある我が南伊豆町は不利な状況になると。

では、これどうしていくかということを考えますと、齋藤課長の答弁の中にあった、見え始めている特定少数のお客さんたち、ここを狙っていこうと。これがまさに今回、台湾の議員の研修でも言ったんですけれども、少数のお客さんたちをターゲットにしている。要するに教育旅行、ここをもう握っていこうではないかという部分が一番効果があるのではないかなと思いました。

実際に、10月20日から23日の台湾視察研修の中で議員団の中で感じたことは、やはり台湾の状況が国際交流、学生さんたち非常に力を入れている。こういう現状も肌で感じるようにわかりました。その教育旅行を握っている人たちはどこなのか、それも感触がありました。そこに交渉して多数ではなくても決まった人数をきちんと確保して、これを例年続けていく。これが一番大事ではないかなというふうに思っているわけであります。

どうしてもたくさんのお客さんをとりたい。そのためにはＰＲ合戦だと、広告だと、やり

たいのはわかるんですけれども、これがなかなか効果は生まれないというのは多分皆さんわかってきたと思うんです。感覚的なそんなふうに思った分、ただどうしたらいいかわからない中で今回の台湾との交流が非常に効果的に働いているのではないかな、そんなふうに思っているわけです。

その台湾の視察研修から帰ってきた後に、今度１カ月後の先月25日には中国の青年救国団の皆さんと青少年交流推進を目指す宣言を取り交わしたと。これ伊豆新聞のほうにも町長と写真が載っていますけれども、この点を今回から掘り下げていく必要があるのではないかなと思うわけです。

今どうしてもＰＲに関して二段構え、両方の形で態勢をとっているのではないかなというのがまだ見受けられるんですけれども、これシフトをして今後絞り切っていくという戦略に変えたらどうかなという提案なんですけれども、午前中の質問の中で、町長はまだ続投するという宣言もありましたので、今後、今回の台湾との交流を続けていくことは、非常に効果的に働いてくるのではないかと思うところもありますので、最南端で一番奥に位置する我が町としての戦略として、どのように今後を考えているかというところを聞かせてもらえればありがたいです。町長、いかがでしょう。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃられていることは非常に私も思っておりました。例えば、先ほど課長の答弁にありました美しい伊豆創造センターの首長のトップセールスに参ります。やはり熱海があり、伊東があり、東伊豆があり、修善寺があり、そういう大きな観光地と南伊豆、下賀茂温泉、弓ケ浜温泉というような受け入れ態勢は小さなところでの、いわゆる宣伝活動というのは非常に差があって難しいなということは常々考えていました。その中で、どのような形にしていくのかということは非常に大事なことで、ただ、美しい伊豆創造センターの関係でウルトラマラソンのときに台湾の環境業者、モニターツアーに来てくださいました。

モニターツアーというよりご自分たちでこちらのほうをモニターツアーしていた。そのときに、次の日の案内のときに私はゴルフ場へ連れてまいりました。ゴルフ場の、いわゆるホテルサープロモント、あれが大体16部屋ぐらいの32人ぐらい。そこでゴルフとの組み合わせはどうなんだろうか。そしてまたゴルフ場から本当に少し富士山が見えます。この富士山が見えるという、たまたま見えたんですけれども非常に喜んでおりました。

そういうことを考えたときに、どういうふうに商品をつくっていくか、戦略をつくっていくかというのは本当に難しい問題ですけれども、これからそれをやっていかなくちゃいけないと。また旅行商品は非常に多様化していっていいのではないかと。ＯＷＳ関係、台湾遊泳協会との関係も、台湾遊泳協会の人たちにいわゆる子浦と妻良の湾で何とかＯＷＳできないだろうかと。日月潭のいわゆる台湾でいうサンモーレですか、あそこで大体遊泳大会が２万人から３万人の人たちを集めると。そこまでは行かなくても1,000人とか2,000人ぐらいのＯＷＳができないだろうかというような話もしてまいりました。弓ケ浜でやっている国際ＯＷＳは競争ですけれども、いわゆる妻良と子浦でやるのは遠泳、いわゆる泳ぐということを主体にした、そういうものを考えていきたいなと。

それと、先ほど言った青年救国団の問題ですけれども、青年救国団、これ杉並の少年野球、杉並が台湾と少年野球で交流をうんとしています。杉並区、名寄市、それと南相馬市かな、台湾へ隔年で行って、こちらへも来ていただいて少年野球の交流をしています。それで、うちのほうも杉並区での参加はしております。子供たちが少年野球に参加しております。そういう形ももっともっと広げていけたらいいなと、そんなことも考えております。

いろいろ、議員の言われる戦略、誘客の対象によって売り込み方を変えるということは極めて重要な手法であろうかと思います。

一般の旅行であれば、美しい景色やおいしい料理とか、楽しい体験メニューなどを前面に出していくことが大切だと認識していますが、教育旅行の場合はそうではないでしょう。まず大事なのは何だろう、「交流」なんだと。だから子供たちが交流する。同じ世代の子供たちが交流するということが非常に大事になるのかなと。

また、そして、一般旅行客が旅先で住民と交流を望まれるケースなども増加してきております。教育旅行の誘致において交流環境の充実が求められており、特に同年代の学生との交流の場を提供することが、地理的条件が不利と言える当町にとっては非常に有利に働いてくるのかなと。必要不可欠なことではないかなと思います。

このようなことから、受け入れ側としての学校交流やホームステイ受け入れ家庭の確保等に努めるとともに、町内の高校生たちの訪台交流を推進すべく、台湾への親近感を持つような新しい取り組みについても実践していくべき時期に来ていると思料しています。

今後もこの教育旅行に関しては、この取り組みを継続するためのツールとして、教育旅行のプレゼンテーション用のＤＶＤを作成し、また来年２月の教育旅行受け入れの様子を動画保存することも予定しており、本町での交流が今後のＰＲ素材として活用できるよう万全な

体制を確保していきたい、そのように思っております。

だから、議員がおっしゃるように教育旅行を中心的に一つの誘客の形にしていければ、これは非常にいい形になっていくだろうと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ただいまインバウンド事業に関しての方向性、聞かせていただきました。

特に今回は台湾に関しての方向性ということなんですけれども、先ほどのお話の中にありました台湾視察の中で非常に印象的に残っているものが、国際交流化を進める中で高雄の女子高、その中で父兄の方々と昼食を一緒にさせてもらった中で出た言葉が、学生たちが一番行きたいのは日本です。２番目が韓国です。３番目がニュージーランドです。やっぱり日本は４割近くの割合を占めているわけです。この現実があるということをまず踏まえて、きっちりと学生の交流というところは握っていかなきゃならないんだろうなというのははっきりとわかりました。

日本に対してはやっぱり台湾は期待しているという実感もはっきりとわかりましたし、その点をあやふやにしたまま不特定多数をいつまでも追いかけるということよりも、効果的に限定的な少数を狙った戦略のほうが、これは価値が出てくるんだろうなと。きちんと予定が立てば毎年これ予算化することもできますし、リスクも少なくなるという形がありますので、どうしてもこの形を絞り切ったほうがいいんだろうなという思いがありまして、今回、この質問をさせていただきました。

続きまして、２番目の質問に入っていきます。

下田ＪＣ主催ワークショップの事例に基づく、耕作放棄地の利活用というテーマで進めさせてもらいます。

下田ＪＣ、これ正式名称が一般社団法人下田青年会議所と言います。私もこの組織の卒業生であります。

11月10日に下田青年会議所が静岡県の下田総合庁舎、ここで開催したワークショップの中で立案された企画。この中で、最多得票を得たのが農業体験で住民交流を図る「畑塾」という名前をつけまして、そういう企画が採用されたと。これがトップだったということなんですけれども、この情報は当局に届いておりますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員ご指摘の下田青年会議所主催のワークショップ等における詳細な内容や具体的な情報については今のところ存じ上げておりません。

本件に関しては、11月12日の地方紙朝刊に掲載されておりました「農業体験で住民交流を図る企画などが発表された」という記事内容で確認をしております。またフェイスブックでも、ああすばらしい企画だなという形での確認はしておりますが、具体的に詳しい情報は持っておりません。

静岡県賀茂振興局が共催している事案と聞いておりますもので、今、所管課を通じて、現在いろいろと調査している状況であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　内容のほうですけれども、実際に11月10日、このワークショップには私参加はできなかったんですけれども、実際７月にも第１回目のワークショップを開催して、２回に分けての開催という形で進んでいたそうです。

下田青年会議所の活動エリアというのは、１市５町、東伊豆、河津、南伊豆、下田、松崎、西伊豆のエリアになります。この１市５町から57名が参加して土屋副知事も見学に来たという内容だったそうです。下田市役所、それから西伊豆町役場、賀茂振興局、土木事務所の職員も参加したそうです。

実際の畑塾なんですけれども、この企画は東伊豆町役場職員、それから地域おこし協力隊の集まったテーブルの中で耕作放棄地の活用について話しましょうというところから広がっていって、２回目の今回のワークショップの中でこれが一番この地域にとって重要なのではないかということで、この企画がトップの得票数を得たということです。

内容は、活性化の方法として、農家から耕作方法を教えてもらうことから交流を始めると。耕作活動への参加回数や内容によってレベルアップできる通年イベントを開催していくと。

ここで面白いのが、通年イベント開催の中でランクづけしていくということなんです。農作業をするに当たって、もうこの人は何級とか何段とか、呼び方はわからないですけれども、ランクづけをしていって、もうきちっとライセンスを与えるような、そこまでやってしまう

のではないかと、そんな企画内容を話し合ったそうです。耕作物を使った地産地消の開設、それから耕作活動やその調理や実食までの体験ツアー、参加者同士の交流から、これは婚活まで発展していくのではないかと。

こんな内容が示されまして、これが１番の得票数を得たそうですけれども、実際、今、耕作放棄地の問題ってこれ１市５町どこも問題に上がってきているはずなんです。空き家バンクの制度を使って空き家対策というのはほぼほぼうちの町は進んでいると思うんですけれども、農地に関しての対策というのはやはり農地バンク制度というのはつくってはいるんでしょうけれども、なかなかそこを効果的に進めていくことができないのが現状かなと思うんですけれども、例えばこんな企画が上がってきたときに対策としてうちの町も何かやってみようかとか農地バンクの制度をもっと広げていこうとか、次のイベントのときにはこういうワークショップの中に職員を参加させてみようとか、そんな考えはないでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

「畑塾」という企画内容等に関しましては、ただいま申し上げましたとおり、現在、情報収集をしている段階であります。議員から、今、情報提供を受けた中で非常に大事なことであり、喫緊の課題であるということは十分認識しております。

この耕作放棄地を整備して一般の方々に開放するという面では、本町の吉祥の体験農園事業が類似する事例ではないかと思います。石川さんがいろいろとこの件に関して努力してくださって、例えばその農園の中の人たちに農作の方法を教えるとかそういうこともやっておる。そういうふうに石川さんから聞いております。そういう形というのは非常に大切なことだなと。

この体験農園では、毎月、農業指導が行われています。この管理委託する団体からは個々の区画に対する評価やコメントについて、毎月、作業報告とともに確認することが可能なことから、「畑塾」の企画で取り上げられている利用者のランクづけ、格づけなどは体験農園でも可能なことかと思いますもので、進めていくようにまた石川さんとも話していきたいなと思っております。

また、ワークショップへの参加ですが、当然いい企画でありますし、職員の時間の許す限りワークショップへ参加するようにさせたいと思います。

現時点で把握している情報は新聞報道等によるものでありますので、情報量が少なくて明

確なお答えができませんが、耕作放棄地対策は自治体といたしても喫緊の課題でありますもので、正確な情報を把握した中で今後の対応は検討してまいりたい、このように考えております。

今、私が個人的に考えているのは、農業者とよく話をするのが南伊豆町はノブキ、非常にブランド化しやすいことも農協等で聞いています。そして、ノブキの生産というのは楽なんですねと言ったら、楽でもないとは言われましたけれども、何か非常にノブキなんていうのは耕作放棄地に適しているのかなというような、場所もあるんでしょうけれども、感じもいたします。それとまた、オリーブを植栽したりとか、いろいろと皆さん努力はしてくださっているわけですけれども、やはり担い手が少ないということも一つあろうかと思います。

そういうことを含めて体験農業とか、例えば余暇にやる農業とかというのではなくて本当に農業をなりわいとして成り立たせるためには、やはり少しもうけが出るというか、生活ができるような方向性というのが必要になってくるのかな。そういうことも考えながら、耕作放棄地に対する対策は今後も考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、町長のほうから今後の方向性についてお話しいただきましたけれども、担当の課長のほうに聞いてみたいんですけれども、農地バンクの現状というところはどんな感じになっているかいうことをもし答えられれば答えていただきたいんです。

というのは、空き家バンク制度は、これは相当進んでいると先ほども言ったんですけれども、農地バンクについては、これやっぱり農地法という壁がありましてなかなか進まないと、これはわかっております。だから、この現状について打破しなきゃいけないということも、これもわかっている状況です。

今、１市５町の若手議員のほうで定期的に集まっている会があるんですけれども、その中でもやっぱり農地に対しての扱いとか、耕作放棄地の話題出ております。今後、この質問も多分同時進行で出てくるのではないかなと思います。もしかしたら12月議会の中でも私と同様に農地に関しての質問してくる議員もいるかもしれませんけれども、例えば今後、農地法の壁はわかるんですけれども、それまでにできることとかということで、要は伊豆半島南部地域１市５町のほうで進められる部分というのはあるんでしょうか。というか進めなきゃいけないとは思うんですけれども、その対策なんかは浮かんでいるのかなと思いますけれども、

もしそれがあれば、課長の声を聞かせてもらいたいですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えいたします。

農地バンクについて、今、町長が言いました石川さんのところのグループ関係が伊豆農地の整備等行っておりますけれども、それに食いついてくる方がやっぱりおられない。なかなか広まっていかないというのは現状でありまして、それ以上を今ちょっと施策として何かを考えているということは今のところはございません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　農地法のほうが変わりまして、農業委員会の委員の制度が変わりました。そして、これは先般の議会で報告したと思います。新しく農業委員を推薦いただいて町長が任命するという形の。それで、その中に農業委員会がさらに農業推進委員というものを選任するという制度ができたわけです。この農業推進委員の人たちがもう少しこれから耕作放棄地とか農地のあり方というものを、具体的に現場に足を運んで調べてくれるのではないかなと思います。

実際問題、もう常々私言っているんですけれども、南伊豆町のいわゆる圃場整備地の中にはもう本当に農地なのか、圃場整備地ですら農地なのかというような現状のものがあるわけです。これはもう非常にゆゆしき問題だと。これは早く言えば農地法の壁が非常に高い。そして本来、町ではなくてもう県・国レベル、県でも難しい、国のレベルの問題ではないかなという気がしております。だから、ある意味ではそういうところへもっと働きかけをしながら新しい農地法のあり方というか、そういうこともつくっていかなければならないなということは感じております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　わかりました。今、町長の方針聞かせてもらいまして、これ何回も私今までこの農地に関する質問を本当させてもらっているんですけれども、どうしてもそこには農地法という高い壁が立ちはだかってしまいまして、そう簡単にはいじれないという世界があることは承知しています。現状として下田賀茂地区全部で共通の問題を抱えていて、わ

かっているのに手が出せないという部分がどうしても歯がゆいんです。だとすると、今後、やはりここは首長からの指令といいますか、音頭取りで動いていくのではないかなと思います。これはうちの町だけではなくて１市５町全部そうだと思うんです。

ここを、２期目に向けての課題の一つにも取り入れてもらえればありがたいなという気分でいます。

今日は２つの質問をさせてもらいました。

戦略的なインバウンド事業の件と、それからワークショップからの農地についての扱いということで質問させてもらいましたけれども、２期目に向けて、また全体的にではありますけれども、私も一議員としてご協力できる部分はしっかりとサポートしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしますということを申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　ここで１時45分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時　　分

再開　午後　１時　　分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（稲葉勝男君）　５番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　長田、質問をさせていただきます。

通告に従って質問をいたしますが、同僚議員が質問をいたしました重複することは多々あると思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

教育交流の考え、高齢化対策、観光の問題、いじめ問題という４つの質問をさせていただきます。

初めに、教育交流の考えということで質問をさせていただきます。

私たち、先日、議員を初めは10月20日より台湾に教育旅行誘致のトップセールスに行ってまいりました。先ほどの町長の行政報告でもありましたが、このときに国際教育連盟総会長の薛会長より来年の２月に72名の南伊豆への訪問を約束されました。先日また台湾の中国青年救国団の廖さんを団長として20名ほどが来町されました。これも教育に関しての交流目的であります。

町としては今後どのように受け入れを考えているのか。そして、どのようにそれをつないでいくのかを町長に伺います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほども議員の質問にお答えしたわけですけれども、台湾との教育旅行の誘致につきましては、本年度から本格的な取り組みを始めたところでありますが、初年度の取り組みとしては、極めて良好な友好関係が確立できたと実感するところでありまして、議員の皆様にご参加いただいたトップセールス活動においても、衷心より感謝を申し上げる次第であります。国際教育旅行の関係で、薛会長の来年２月への文華高級中学から72名の教育旅行の参加があるということでありましたが、本当にありがとうございました。

議員がご指摘の教育旅行においては、何よりも交流が重要なポイントになると考えております。学校間における交流や、世代間の交流に必要な場の提供が極めて重要であると思います。そのために、今、担当課でいろいろと尽力しているわけであります。

また、本町と中国青年救国団との間では、青少年の夢を育む交流事業推進に向けた宣言書の取り交わしを行いましたので、今後はこの交流事業を有効活用した青年交流の推進についても、適切に対応してまいりたいと思います。どちらにしても、この国際教育旅行にしましても中国青年救国団との関係にいたしましても、杉並区との連携の中で生まれております。杉並区との連携を強めながら、新たな南伊豆町の台湾との交流との方向性というものをもっともっと進めていくということで、いろいろと考えていきたい、このように思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　できますと、何よりもたくさんの方たちが南伊豆町に来ていただく

ように。その関係にいたしますとホームステイだけではなくて、やはり杉並区の弓ヶ浜クラブ、横浜市の臨海学園、そういうところにもお願いをしまして、やはりホームステイ関係にはそういうところも施設を借りまして、この学校の子供たちとの交流をそういう面で来ていただきたいなと私は思っております。何しろ交流をすることは子供たちの視野が広がるのではないかということで思っていますので、その点はよろしくお願いします。

また、教育長にちょっとお伺いしますけれども、南伊豆分校の高羽さんですか、日本農業クラブ全国大会意見発表会で最優秀を受賞されました。私も分校の先輩として大変に喜ばしいことだと誇りに思います。そのときに高羽さんは８月に県の交流事業でモンゴルに行った体験を踏まえて発表しております。

子供たちの海外交流にどのような考え方を教育長は持っているのかをお伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

議員の教育交流、あるいは青少年の国際交流事業等に関して、ただいま町長のほうから答弁がありました。加畑議員のインバウンドの戦略的な事業、こういうものの答弁にもありましたように、下田高校南伊豆分校２年生の高羽美里さん、全国大会で最優秀賞を受賞され、これは本当に喜ばしいことだと。町といたしましても、この下の役場庁舎ロビーに垂れ幕を設置して祝福をしているところであります。

今、ございましたように、高羽さんもいわゆる県の国際交流事業、これでモンゴルへ行かれたと。渡航してモンゴルで見た。視察したことを自分の発表の中で、海外展開を図っていきたいと交流を語っています。ご自分も夢もより広がったのではないかと思料しているところでございます。

さて、本町の海外交流につきましては、過去にはアメリカのロンポック、あるいは中国の浙江省を、当町の中学生が訪れたように記憶しておりますが、もうそれから既に二十余年が経過しておるようです。外国人の少ない当地域にあっては、やはり子供たちが異国の文化に触れる、こういう機会が極めて少ないわけだ。それを少しでも補えればと、例えば現在の学校では英語教育授業の講師としてＡＬＴを雇っております。外国人を雇用しているところでございます。

あらゆる面で伸び盛りの小・中学生のときに、実際に異国を訪れて、その国の文化に触れることは大変教育的にも有意義で貴重な体験になることを私どもも確信しているわけですが、やはり渡航するに当たって費用がかかると。こういうところが保護者にとっても一番気にな

っていくところではないかと思料いたしているところでございます。

したがって、先ほどもあったようにホームステイ、あるいは学校間交流だとかそういうことを含めながら、今後検討していきたいと考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　本当に交流はしていただきたいんですが、ちょっとまた副町長にも伺いたいと思います。今、教育長言われたようにもう20年以上たちます。これちょっと私のうちにありました南伊豆町国際交流使節団という名簿がありまして、見ましたら1994年ですか、だから教育長が言われましたもう20年以上たっておる。その中にはたまたま今、副町長が中国に行くのに、この方に私の娘も同行させていただいたということもあります。そういうので副町長さんの考え方を、こういうことがあったということで今後どのように生かしていったらいいかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

教育長がお答えしましたように、もう22年ですか。平成７年が最後の実施だったと記憶しております。

当時、菊池利郎町長でして、菊池利郎さんはよく３Ｋとか５Ｋというような言葉を使っておりました。それは今テレビの画面で４Ｋとかあります、それとは違って３Ｋは汚い、危険、きつい。５Ｋになると暗い、臭いとかということではなくて、菊池さんがおっしゃっていたのは高齢化とか高度情報化、過疎化、環境、５つ目が国際化ということでありました。そういうスタンスに基づいて、菊池利郎さんは菊池町政として子供たちを海外に出して、国際化に備えるというような考え方を持っていたように私は認識しております。

その中で、今、長田議員の娘さんと行ってもう20年、この前ウルトラマラソンの開場でお会いして時間のたつのは早いなと思ったんですが、当時の国際化と同時に高度情報化というということもありましたけれども、当時の思っていた高度情報化と今到達している高度情報化はちょっと想像を絶するぐらいの高度情報化で世界が縮まっている。距離も縮まっているということを考えると、今の子供たちというのは国際化の荒波の中で生きていかなければならない。であるならば若いときから国際化、全員が全員となかなかいきませんけれども、の中でのチャンスを与えるのが行政の役目の一つかなというふうに思います。

ですので、町長先ほど行政報告で申し上げましたように交流事業に積極的に取り組むというようなことを申しましたけれども、まさにそのとおりだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　どうもありがとうございます。

そこで町長にもう一度伺いたいんですが、今後、子供たちを海外に派遣するというような考え方あるのか。それに対して、先ほどの教育長は申されましたけれども、やはり個人でというか、行くと大変お金がかかるということがありますよね。そこで、今後そういう子供たちに支援をする予算化をしていくというような考え方があるのか。先ほどの行政報告の中で、次世代を担う青少年たちの交流事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えているという町長の発言がありました。ですから、これに対してやはりまた支援をしていただきたいと私は思うんですが、こういう考え方があるのかないのか、伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、杉並区は中国救国団の方々と少年野球で交流をされていると。でき得ればそういう形もあろうし、どういう形にしていくかということを含めて今後検討していきたいなとは思っています。

今度来る台湾からの国際教育旅行の方々は、やはり子供の手挙げ方式だと聞いております。その中で台湾側で行政が負担するのか学校が負担するのか、そういう部分もあって、あと個人負担があるというよう流れだと思いますけれども、まだどのような方法で子供たちにそういう場を与えるかということは今後検討課題でありますし、またいろいろと議員ともご相談しながらその辺を進めていくという気持ちではおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　町長ね、これは全部を支援していくというわけにはなかなかいかないと思いますよ。今の手挙げ方式という向こうの子供もいました。

やはり子供たち全員を行かせるわけでもないでしょうし、手挙げ方式になると思うんです

けれども、そういうことになりましても半額を負担するとかラグレジを負担するとか、いろんな方向はあると思うんです。ですから向こうから来てもらうだけではなくて、こっちからも行くというような考え方でぜひともお願いをしておきます。よろしくお願いをいたします。

次に、最近、高齢者の問題、事故が多くなっております。その関係で、高齢者対策ということでお伺いをしたいんですが、やはり県内の交通事故の20％が65歳以上の高齢者ということです。国のほうもいろいろな課題の中で模索しているということですが、この点、町としてはどのような考え方を持っているのかを伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

高齢社会に突入している時代で、高齢者による交通事故が後を絶ちません。テレビでも毎日と言っていいほど報道がされております。それも高齢者が歩行者側ではなく運転者側、加害者側となる事故が多発しております。

このような高齢者の交通事故の主要因として挙げられるのが、「老化による能力低下」と言われており、とりわけ「アクセルとブレーキの踏み間違い」や「高速道路の逆走」といった事案は、重大な死傷事故につながることから大きな社会問題と考えられます。

現行の道路交通法では、75歳以上の免許更新時に認知機能検査を行い、認知症の疑いがあるとされても交通違反がなければ免許の取り消しとはなりませんが、来年３月に予定されている改正道路交通法では、このような場合、医師の診断が義務づけられ、認知症と診断されれば、免許停止か取り消しとなることになりました。

法律に関する事柄でありますので地方自治体による規制等には限界がございますが、警察からの自主返納に係る広報運動をサポートするほか、当該返納者に対しては、日常における交通手段の確保に向けて対応可能な新たな施策が求められていると認識しております。特に南伊豆町のような交通弱者が多発するような公共交通機関が脆弱なところにおきましては、このようなところは自主返納を迫っても非常に重要な問題がそこに出てくるという感じがします。

つい先日もテレビで見ましたけれども、自主返納をした場合にタクシー券を年間14万とかというような支払いをしているような自治体もあるとは聞いております。そういうことを含めて、今後、この自主返納をしたいという方たちに対する交通の足の確保というかアクセスの確保というかそういうこともしっかり考えながらこのことを進めていきたい、このように

思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私も前に、高齢者の通院や買い物、足の確保というような質問をした覚えがあるんです。その中でデマンド方式の導入も含めて検討していくという答えが返ってきたのであります。その後、どのようにこれが過ぎているのか、そしてこれで言えるのは、高齢者免許の返納というのは、町長が言いましたように、これにかかわっていけるのは、やはり結局、町民の足です。今、町長が言われるとおりだと思います。それがないとやはり免許の返納というのはないと思うんですよね、なかなか。ですから、そういう高齢者の足の確保を今後どのように町が進めていくのかということをもう一度この間の再確認と思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

年齢や身体的な理由のほかに、地理的理由により公共交通機関を利用することが困難な交通弱者や、いわゆる「買い物困難者」と言われるような方々が存在することは認識しております。

町では、町内の医療機関から遠く、交通の不便等により医療機関での受診が困難な方々に対しては、医療の確保を図り、健康の保持・増進を目的として、国の僻地医療施設運営等事業を活用した患者輸送車を運行してまいりました。この取り組みは、平成27年度の国による医療施設等設備整備費事業により小型マイクロ車両を購入し、運行経路等利用者の利便性を考慮しながら運行しており、今後も事業継続に努めてまいります。

また、下田メディカルセンターまでの通院に要する交通費の一部を助成する「高齢者通院バス料金助成事業」につきましても、事業継続を図りながら、高齢者を含めた交通弱者の支援を推進してまいります。

さらに、本年４月からは、介護保険制度の改正を受けて、ボランティア、民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供する新たな総合事業を取り入れ、本年９月には、介護支援ボランティア制度を導入した中で、在宅高齢者を対象として買い物代行やごみ出しなど、軽度生活支援をボランティア団体に依頼し、その活動にポイントを付与する事業を展開しながら、住民主体のサービスの充実に努めてまいります。

加えて、平成29年度からは、シルバー人材センターを介した買い物支援などの生活支援サービスを導入し、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える地域づくりに向けて事業を推進してまいります。

また、高齢者等交通弱者の公共交通手段確保の取り組みについては、バス対策、地域公共交通の利便性の向上とあわせて検討を進めており、総合戦略においても提起をさせていただいております。

地域公共交通の確保においては、平成10年ごろから公共交通会議を発足し、既存バス路線運行事業者に対し年間で約6,000万円の補助金を拠出した中で、採算の厳しい、いわゆる過疎バスの継続・維持に努めてきたところではありますが、本年度は例年を下回る5,450万円となりました。

これらは、乗降調査等に基づく中で路線の規模を縮小したことによるものでありますが、とりわけ、過疎地域においては利便性の向上が必須であることなどから、議員のおっしゃるようなデマンドバスや、自家用有償旅客運送等をもって公共交通機関になり得るものと、今、思料しております。

現状においては、平成28年度から３年間、株式会社日産自動車から、公共交通路線網未整備区域の解消を目的とした電気自動車の無償貸与を受けることができましたので、同電気自動車「なのはな号」での乗合試験運行を通し、利用者からのご意見等を集約した中で、町の人口規模、財政規模に見合った適切な施策を構築してまいりたい、このように考えております。

この実証実験では、公共交通インフラが単に移動手段ということだけではなく、コミュニケーションの機会の提供の場と捉えた中で、有償化などについても研究対象としながら、福祉サロン的要素との融合も含めた運行形態などについても検証してまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　いろんな方法はあると思うんですけれども、それは私たちのもうこれ目前と言っては変ですけれども、もう目前に迫っているんです。バス路線の沿線の方はいいとしましても、やはりバス停まで１キロ以上歩いていかなくちゃいけないというところ多々あるんですよ、南伊豆町の中に。そういう人たちのことも考えて、一長一短差があったりするんです。その距離が長いと免許証を返納するという考え方というのはちょっと、やは

り車があれば便利ですよという。ですから、免許証の返納というのはなかなか難しいというのもわかります。だけど、そういう交通機関があれば、車を持たないで済むということもありますので、ぜひともこれ広い南伊豆町ですので、難しい点もあると思うんですけれども、この点を十分に今後考えていってもらいたいなと思っております。

次に、観光の問題でございます。先ほども質問がありました。そして行政報告の中でもありましたけれども、石廊崎の道路にファンがついて一部ハウスニハンダイにもそういうあれだと思いますが、今後、石廊崎の事業を進めながらどのようにしていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

石廊崎町有地については、平成25、26年度の２カ年に及ぶ住民ワークショップが開催され、３回の跡地利用計画審議会を経て、平成26年度末には「石廊崎ジャングルパーク跡地利用基本計画案」の答申を受けました。

また、昨年12月22日付をもって、石廊崎区の住民合意に基づく要望書が提出されましたが、その趣旨は同跡地敷地内の維持管理、施設運営を石廊崎区が担いたいとしたものであります。加えて、本年１月19日には、同地区による自主経営のためには灯台周辺に100台規模の駐車場が必要となる旨の追加要望もいただいたところであります。

このような中で、本年８月には開発事業に係る基本設計が完了し、同園地内に係る文化財保護法、自然公園法の許認可についても10月には各所管省庁から承認をいただきました。

県道からの進入路となる石廊崎支線道路新設工事については、11月臨時議会において工事請負契約に関する決議をいただき、受注者である長田建設工業株式会社が早期完成に向けて工事に着手しております。

また、補正予算第４号をもって予算のご承認をいただいた旧ジャングルパークガラス温室の一部解体工事についても、12月７日の入札を経て、年度内完了を見込んでおります。

今後は、平成29年度早々に残りのガラス温室を解体し、石廊崎漁港から延びる既存町道及び新設の駐車場へと接続する石廊崎支線道路の２期工事に着手し、同年度後半には同駐車整備を完了し、平成30年度には休憩棟、管理棟の整備を完了させ、フルオープンとする予定でおります。

当該町有地開発については、公費による施設整備となることから全ての施設は町有施設と

なりますので、石廊崎区を主体とする運営経営体とする場合には、原則として「指定管理者制度」によるものを考えております。また100台規模の駐車場を有料化することにより指定管理料との相殺が図られ、受託者側の完全独立採算化が見込まれるものでありますので、母体となる法人化には安定した運営組織体が必須となります。

現在までの石廊崎区との協議においては、当該組織を「一般社団法人」とする方向で検討を重ねており、町有施設の管理運営に係る重要な事柄であることから、同協議には町所管課職員の参画をさせております。近年における石廊崎周辺への来訪客数や、区営駐車場の利用状況なども精査した中で、常勤の理事長や数名の理事及び正職員、適正な嘱託社員等からなる社団法人を運営母体とし、観光案内、宣伝事業等の委託先は観光協会とするなど、細部にわたる調整段階にあると報告を受けております。

また、行政報告でも申し上げましたが、本年９月から南伊豆町石廊崎町有地管理検討委員会を立ち上げ、11月16日開催の第３回検討委員会では、当該町有地エリアの名称を「石廊崎オーシャンパーク」と決定するなどのほかに利用料金等についてもご審議いただいておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　観光においては、石廊崎が一日も早く完成というか、日の目を見るのが観光にとって一番の活性化につながるのではないかと思っておりますので、ぜひとも一日も早い完成をお願いいたします。

次に、野外広告物の規制強化についてのことになります。

景観の配慮にもつながり、景勝地などには配慮が必要だと思います。走っていても私も息をのみますけれども、明らかに要らないような看板もあります。そしてもう半分朽ち果てて、これ看板かなというようなものもあります。

今日の伊豆新聞にも載っておりました。こういう野場での看板対策急務というような見出しで載っておりました。

ぜひとも景勝地、南伊豆本町を売るんでしたら、要らないような看板等は撤去を願いたいなということもありますし、弓ケ浜のほうちょっと見ましても、砂を採取するなとか、ちょっとこれは常識的なものを言っている看板等が目立っているなというものもありますので、そういう点は町としてはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

本町における屋外広告物の規制等については、静岡県屋外広告物条例により規制されているもので、町独自の規制ではありません。

当該県条例における町内規制区域としては、海岸線の国県道沿いは原則として屋外広告物を設置することができない特別規制地域に指定されており、そのほかの国県道沿いは県知事の許可が必要な普通規制地域を指定しております。

議員のご指摘の規制強化については、静岡県とともに特別規制地域を中心に、年１回程度のパトロールを実施し、違法な簡易広告物については強制的な撤去も実施しております。

また、10月17日に行われた静岡県知事の記者発表において「伊豆半島では、東京オリンピックや世界ジオパーク認定を控えるなど、今後ますます世界から注目を集める時期に来ているため、良好な景観形成に向けた屋外広告物の設置を原則禁止」とする方針が示されました。

現在、静岡県と屋外広告物対策重点地域の選定作業を行っておりますが、本年度から着手した景観計画ガイドラインや、平成31年度までに景観計画・景観条例を策定する中で、当該屋外広告物の規制等については適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　広告物の約60％が違反の広告物だというふうに言われていますので、これもやはりぜひ町のほうで厳しく取り扱ってもらいたいと思っております。

次は、（３）今後、トップセールスということで考えていることをお願いですが、先ほども同僚議員が質問いたしました。今、日本に訪れた外国旅行者は10月までに2,011万3,000人、その中で中国は551万3,000人、２番目は韓国の416万9,000人、３位は台湾の358万8,000人ということになっております。

また、今後４年後にはオリンピックが控えております。そういう点では、台湾やほかの外国へのトップセールスという点においてはどのように町長は考えているのかを、もう一度お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

本町におけるトップセールスについては、美しい伊豆創造センター開設などを受け、広域事業の一環として首長トップセールスが行われ、私も参加させていただいております。

町独自の取り組みとしては、４年前から首長、議長、観光協会長等によるトップセールスを展開し、静岡県台湾事務所やエージェント等を訪問し「みなみの桜と菜の花まつり」を中心とした観光ＰＲを展開してまいりました。加えて、今年度においては本議会のご理解を賜り、議員視察兼トップセールスとして多数の議員の皆様にもご参加をいただきました。

近年における本町主催の各種イベント等には、台湾からの参加者や視察者が数多く訪れていただいておりますが、これらは、台湾成人遊泳協会や台湾国際教育旅行連盟との友好関係を築いてきた諸団体による働きかけが極めて大きいと認識しております。

また、本年９月に開催した「弓ケ浜国際オープンウオータースイムレース」の翌日には、台湾成人遊泳協会の方々と妻良湾の視察を行い、新たなファミリー向けのＯＷＳ遠泳大会開催の可能性についてもご進言をいただいたところであります。

今後、このような友好関係を深化させ、来訪者ニーズを的確に捉えた誘客施策の推進に努めるとともに、これら関係諸団体との連携強化を図りながらともに手を携え、さらなる誘客活動に努めてまいりたい、このように考えている次第であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　思えば台湾、温泉博での伊豆のＰＲということもあり、ぜひともこういう機会を逃さないで南伊豆町としてもトップセールスを行っていただきたいと思っております。

次に、教育長にちょっと伺いたいと思います。

いじめという問題でちょっと伺いたいと思います。

いじめが深刻な問題となっております。静岡県でも小学校が3,347件、中学が2,019件、いずれも増加し小学校ではこれまで最も多いとのこと。８月には青森県の中学２年生が命をかけていじめをなくしてと訴えて自殺をされました。横浜市では原発事故での避難の生徒のいじめがありました。警察が学校に報告したにもかかわらず取り上げてもらえなかったとのことであります。学校や市教育委員会の対応の遅さが問題となっております。そして、兵庫では中学２年生の女子が自殺。周囲のいじめに悩むとのメモがあったとのことです。また、き

のうの新聞でも新潟の子供が菌という、福島県からの新潟のほうへと行った子供でしょうけれども、それもやっぱりそういうことでいじめを受けた。

いずれにしても今スマホやネットですか、いろんなこれらの学校ではわからないようないじめがあると聞いております。町では今、目に見えるようないじめは余りないというようなことで伺っておりますけれども、学校との連絡協議会、協議がどのように進んでいるのかを教育長に伺いたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

議員の今言われましたように、いじめが青森のほうから始まって横浜の例の避難してきた福島の原発、避難の子供が転校されていじめに遭ったと。しかもばい菌呼ばわり。本当にこういうのを見ていまして、あってはならないことが、どうしてこうやってなるのかなと思います。連携、あるいは早期発見もろもろのことを含めて、よかったら私どもも勉強になると思うんです。

そういうことの中で、今のデータ的にいいますと、平成27年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、これ私思うのですが、これによりますと、いじめの認知件数は全国で21万612件、議員がご指摘ございましたが、静岡県で小中合わせますと5,338件、やはり大変深刻な状況となっております。

当町においてですが、この調査において見えてくるのは、小学校で本町では14件、中学校で13件、これを前年度比で小学校が３件増、中学校も３件増と、こういう状況でございます。

全国のいじめ認知件数学校１校当たりの数は小学校7.3件、中学校5.6件でして、これを当町に置きかえますと、本町では小学校4.8件、中学校が6.5件でございまして、小学校では全国平均より低いかと、中学校ではおおむね全国平均並みの結果となっておるわけです。

こういうのを見ていますと、いじめの認知件数が増加していると。この要因について、国は、いじめはどの学校、あるいはどのクラス、どの子にも起こり得るんだと、こういう積極的な認知を求めております。こういうことで学校現場もデータを出すに当たって、増加したものと考えられますし、児童生徒を今まで以上に注意深く観察したことによる、したがって軽微なもの、よくいわれるちょっとした冷やかし、あるいはからかい、そういうことも加えた結果と判断しておるところでございます。

当町でのいじめ対策でございますが、これは、いじめ防止対策推進法、この規定に基づきまして、本町でも南伊豆町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例、これを制定してございま

して、この中で、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査委員会、これらを設置したほか、日常の児童生徒の観察、いじめアンケートの実施、面談の実施、これを通していじめを把握、あるいは町の生徒指導連絡協議会での情報交換、それから研修、さらには教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、この人たちによる相談を受け付けたり、時にはケース会議、こういうものを実施しております。

いじめは、やはり学校のみならず、保護者、それから各地区等が地域ぐるみで未然防止対策に取り組むものでございまして、深刻化すれば、先ほどのニュースではありませんが、命にかかわる問題となり得るものであり、根絶に向けまして、国、町、全てを挙げて取り組むべき最優先課題であるなというように思料しているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　あってはならないことを思いますけれども、教育長にお願いをしたいのは、子供たちは楽しんで学校に通えるようにお願いをいたします。

これで私の質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで２時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時２９分

再開　午後　２時４０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　比野下　文　男　君

○議長（稲葉勝男君）　３番議員、比野下文男君の質問を許可します。

比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　改めまして、比野下文男です。通告書に従い質問させていただきます。

大きく３問質問させていただきます。

１つ目は防災対策、２つ目は海水浴場等の水質保全、３つ目として町文化財の指定について質問させていただきます。

それでは、初めに、防災対策について質問します。

初めに、津波対策協議会についてです。

静岡県は第４次被害想定に基づく津波対策を進めております。海岸地区を分けて各地区協議会を設置し、それぞれの地区にあった津波対策を検討してもらうためワークショップや検討会を開いておりますが、今後どのような進め方をしていくのか。また各協議会がどのくらい進捗しているのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

南伊豆町における津波対策検討会地区協議会は、平成27年度から本格的に始動し、町内の海岸に面する13地区を４地域に区分し、同年11月から地区協議会を立ち上げました。同協議会を設置してから現在まで、協議会ごとに区長及び区役員、防災委員、漁業関係者などを対象にした説明会を数回開催いたしました。

また、個別による地区住民説明会の開催につきましては、要請のありました９地区において実施し、本年７月以降から説明会を開催してまいりましたが、11月末をもって地区の総意に基づく回答書をご提出いただいたところであります。現在、本事業を所管する下田土木事務所により、各地区回答書の取りまとめを進めておりますので、今後の施設整備に関する方向性が示されてくるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　この事業計画は、観光や漁業に関連している町民の賛否がおのおのあると思います。最終的に地区協議会の対策はいつごろ決定されるのか、お聞かせ願います。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

今、町長が答弁したとおり、11月をもって一応１回目の回答書提出ということで、今、取りまとめております。最終的には本年度、29年３月までにまとめて一応答申として公表するという形になると思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございます。

この地域では、レベル１を対象としていると聞きました。ここでいうレベル１とは、数十年から数百年に一度の津波で、私が思うには、過去に言われております東海地震級と思われます。またレベル２とは発生頻度は極めて低いものの、今騒がれております南海トラフ級の大地震や大津波のことであるのではないでしょうか。

静岡県の静岡大学、北村教授は過去4,000年に静岡県東部・西部に南海トラフ級の巨大地震の痕跡は見られなかったという研究成果を発表されました。だからこそレベル１の高い津波対策を早急にしなければならないと思います。

私の地元は手石地区では県による説明会のときに具体的な意見が出なかったため、現在各戸からのアンケートをとっております。結果は確認しておりませんが、住民の意見を引き出し避難計画とあわせ、早急に進めてもらうことを願い、妙案を期待しております。

次に、住宅の耐震化対策について。

私のこの質問は昨年９月、本年６月、そして今回で３回目です。それだけ住宅の耐震化は重要で命を守る最終の手段だと思っております。後継者問題が考察され、住宅に巨額の設備投資ができないというような声があるとの答弁が、前回、町長からありました。ことしは、熊本県、鳥取県も相次ぐ大地震により、住民の生命・財産に甚大な被害をこうむりました。また先日の福島県沖マグニチュード7.4の地震には驚かされたものでございます。

そこで、私が６月定例会で質問した本町の耐震化率は、平成27年度末で62.6％と聞きました。本年度も約８カ月が経過しましたが、住宅耐震補強の助成補助金は本年度は70万円が予算化されていると。何件行われ、どれだけ補助されているか、お聞きかせ願います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　平成28年度の住宅耐震化事業については、11月末現在で、我が家の専門家診断事業が４件で18万5,280円。木造住宅補強計画策定事業費補助金が14万4,000円、木

造住宅耐震補強助成事業費補助金の70万円については、現時点で申請がない状況にありますが、３月までには１棟分の申請が見込まれている状況であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今、町長がご説明ありましたけれども、まだだということです。

先月24日付の伊豆新聞によりますと、本町の木造の耐震補強助成実施戸数は平成25年度末で14年間８件であります。わずかですよ、これは。

地域整備課長に伺います。当面、担当職員から各戸訪問に対していろいろと報告は受けていると思います。課長の助言・指示はどういうふうに行っているかお聞きします。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

都市計画の中で、今、県の下田土木事務所の都市計画課と連携をとりながら戸別訪問等でふやすようにというようなことを考えておりますが、今後の話をしてよろしいですか。補助金の話も出てきますけれども、その話もしてよろしいですか。

耐震に関して設計及び工事に関して、県の補助金がつきました。それに同等する町の補助金をこの12月の定例会で補正をかけて増額する予定でおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　これに関連して、総務課長にもお伺いしたいと思います。

やはり耐震化についてどのような防災担当課長としてお考えですか。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

先ほど議員のほうからもお話がございましたように、やはりご自宅の耐震補強というのは極めて重要なことでございますが、なかなか後継者といいますか、ご自宅に帰ってこられて、またお住みになる方というような部分のところでかなり投資をしなきゃいけないというところで、かなり難しいところはあるというのは十分存じ上げてございます。ただ、当然これ防災、ましてや地震対策については先般も家具等の転倒防止に関する部分のところで、アンケート調査などもさせていただきました。その中には当然耐震化という部分も含めてご案内を

しているところでございまして、家具の転倒の前にまず建物のほう耐震補強をやっていただきたいという、当然希望が入っているものの中で実施をさせていただきました。

ぜひ、何らかの形、これから広報等も必要でございますけれども、私どもで実施しております防災訓練も含めた中で、もう少しＰＲを積極的に実施をしてまいりたい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

２番目として、国交省は８月22日、耐震改修に対する補助金を30万円上乗せすることを決めたそうです。この上乗せ分は住民への耐震化啓発活動などに熱心な市町村に限り認められるそうですが、本町の場合、この上乗せ分は認められる自治体であるか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

議員ご指摘の30万円の加算について、防災・安全社会資本整備交付金の建築物安全ストック形成事業のメニューでありまして、地方公共団体が耐震改修促進計画を策定して、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに緊急的に耐震化を促進すべき区域を定め、当該区域において、国と町とで１戸当たり30万円を加算するという、アクションプログラムの策定業務をしないところは該当しないんです。

それで、今、町も当然その策定をしておりません。ほかの市町も現実的にはやっておりません。この30万円を国から受け取っている地域、自治体はございません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　これからいろんな話は出てくると思います。それだけ国は耐震化に力を入れて取り組んでおります。大きな補助金ですので、対象市町になるよう、また、いろんな情報を求め協力願いたいと思っております。

３つ目として、県平均の耐震化率は、平成25年末で82％と推定されております。当町の場合、今、伺いましたが62.6％の耐震化率を平成32年度末までに県同様95％の目標としているそうですが、あと４年間余り、1,400件以上になると思われます。今のペースではかなり厳

しいのではないでしょうか。より積極的な啓発活動は必要ではないでしょうか。机上の目標ではありません。町民の命、財産を守るためもっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。

例えば、自主防災会長や防災委員等に協力をお願いするとか職員が町内ローラー作戦で耐震補強の啓蒙をするとか、いろいろな手段をしなければ目標値には近づけません。取り組みが弱いのではないでしょうか。町長に今後の耐震化率をふやす方策をお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　静岡県では、本年４月に発生した熊本地震を踏まえ、９月に補正予算を計上し、これまでの木造住宅耐震補強助成事業における補助額を上乗せいたしました。このため、当該補助額については、県と市町により各30万円を上限に交付しておりましたが、これに加え、さらに各15万円を補助するもので、高齢者加算の10万円を加えると、最大で100万円の補助額となるものであります。

本12月定例会において、同補助金に係る補正予算を計上いたしましたので、後ほどご審議を賜りますようお願いいたします。

また、当該補助金利用者への啓発を進めるため、県職員及び地域整備課職員とで耐震診断を実施した世帯への戸別訪問等も実施しており、今後においては、見直しを進める耐震改修促進計画をもって、さらなる耐震化率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

ただ問題は、家屋の改修とか耐震化というのは非常に金額ののすものでありますから、一概に、例えば生命の危険があるとか、そういう形で、じゃ、耐震化するといった場合、例えば果たして補助額だけで可能なのかどうかとか、そういうことを含めて考えたときになかなか議員がおっしゃるように、もっともっと真剣に取り組めとは言われても遅々として進まないのが現状ではないかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　何度も言いますが、町民の命がかかっております。邁進な努力をお願いいたします。できれば、次回の４回目はないように期待しております。

なお、12月広報に「災害に備える」の自助・共助について、先ほども総務課長から言われましたけれども、掲載されていました。私は住宅耐震化に力を入れておりますが、家の耐震

化だけではなく、家具の固定化についてはみずからの命を守るとともに安全に避難することが可能と思われます。もう一度、阪神・淡路大震災などで生き埋めや閉じ込めなどでの訓練を忘れることなく、日ごろから配置について見直しをし、安心・安全に心がけていきたいと思っております。

次回以降、この問題についてもまた質問で取り上げたいと思っております。広報の12月号に取り上げたことを評価いたします。

次に、海水浴場などの水質保全についてです。

静岡県は、例年５月から６月ごろに伊豆地区41カ所の海水浴場の水質検査を実施し、本年度も本町において、弓ケ浜海水浴場と子浦海水浴場の２カ所で行われました。判定結果は、子浦は「ＡＡ」、弓ケ浜海水浴場は「Ａ」でした。原因は、ふん便性大腸菌群数100ミリリットル中２個以内が最高の水質区分で「ＡＡ」ですが、弓ケ浜海水浴場においては大腸菌の数が３個という結果により、「Ａ」になりました。過去５年間の結果は、平成27年度以外の４年間は「Ａ」の判定で、いずれも大腸菌の数の問題でした。ことしの結果は、６月15日の伊豆新聞に掲載されておりましたので、私は６月20日保健所に出向き、検査の実態を聞き、町と連携し適正な日時を選定し、採水検査を実施していることを確認いたしました。これは商工観光課長にも確認させていただき、ありがとうございました。

今では、インターネットで海水浴場ランキングなど、ロケーションやら水質まで検査されております。両海水浴場とも、背後地では公共下水道や集落排水が整備されてきました。ここでお聞きしますが、公共下水道事業は初めから幾らの事業費がかかりましたか。また、集落排水事業についても幾らかかっているか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

公共下水道の整備については、南伊豆町クリーンセンターの建設費が約32億円、平成27年度までの管渠建設費で約41億円、計73億円となっております。また、町内の４地区の漁業集落排水施設の処理場及び管渠の建設費でありますが、入間地区が約２億円、子浦地区が約６億4,000万円、中木地区が約７億1,000万円、妻良地区が約６億6,000万円でありまして、４施設を合計いたしますと22億1,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

私を含め、これだけの事業費がかかっていることを町民は忘れているか、知らない部分ではないでしょうか。このように高額な事業費を使っても、頭首工がなされていないのは宝の持ち腐れです。

よって、接続されていない家庭や地区以外では、合併浄化槽ではなく単独浄化槽の家庭からのし尿以外の生活雑排水なら未処理のまま放流され、河川や海水浴場等の汚染の原因になっていることも考えられます。広報「みなみいず」10月号に、浄化槽法の施行を機に県と町の生活環境課より下水道への接続、また合併浄化槽への転換の推進が掲載されていました。とてもわかりやすい内容でございました。

そこでお聞きしますが、平成27年度末で公共下水道区域の接続率は何％ですか。お聞きいたします。そして、28年度も約８カ月が経過し、現在は何件で何％の加入率ですか。ご答弁願います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

公共下水道事業につきましては、平成27年度末の接続率でありますが、処理区域内戸数1,096戸に対し接続戸数569戸となっており、接続率は51.9％でございます。平成28年度に入りまして、現状における接続率では、処理区域内戸数が1,137戸に対し接続戸数が584戸になりまして、接続率は51.4％になります。前年度との比較についてでありますが、平成28年度から供用開始となりました41戸が、新たな処理区域内戸数としてカウントされており、このうち15戸の接続は完了しておりますが、接続率を見ると若干下がっております。

今後も接続率向上に向けて鋭意取り組んでまいりますもので、ご理解等を賜りたくお願い申し上げます。

ただ、問題はやはり先ほども申しましたように、耐震化の問題もそうでありますが、この接続、下水道接続につきましても個人負担が非常に大きなものが、このことによってやはり接続をためらう家庭が多いということも事実です。そして、将来的な、いわゆる接続した後の利用料金、その問題もそこにあろうかと思います。非常にこれは悩みの種でありまして、今後これをどういうふうにしていくか。例えば、下田市などは、接続した場合にはインセンティブを与えているという形もあります。そういうことも含めて、今後接続率を少しでも上

げていかないといけない、考えていかなければならないと思いますが、やはり財政の問題もありますので、非常に難しい問題だとこれは思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ちょっとお伺いいたしますが、今、下賀茂地区はその工事を行っていますね。その進捗状況をちょっとわかれば聞きたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　お答えいたします。

下賀茂地区につきましては、現在、下賀茂から日野に向かうところをやってございます。残りといたしまして、南のほうに流れていたところがございますけれども、その一部の地域が今現在残ってございます。ただ、こちらの地区につきましては、別荘地が非常に多うございまして、せんだって住民アンケートをとらせていただきました。その中で、やはり反対だよという意見が多うございましたので、この12月の定例議会でご審議願う案件ではございますが、下水道の料金審議会等を設けましてその中でもんでいただきまして、その南部側につきましてはこの区域からちょっと除外させていただいてということになりますと、今年度で下水道の管渠整備につきましては終了ということで、落成ということになってございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

また、下水道地区以外地域で合併浄化槽設置の世帯は何軒ありますか。また、それ以外は単独浄化槽ということですか。お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

平成13年度において浄化槽法の改正が行われ、同年度以降整備された浄化槽は、合併浄化槽となります。

現在、生活環境課において把握しております合併浄化槽の設置世帯数でありますが、町補助金を受けて合併処理浄化槽に切りかえた世帯は、838戸となっております。このほか、同

補助金を受けずに整備した世帯もあることなどから、必ずしも正確な数値とは言いがたいところもございますので、ご理解いただきたいと思います。

単独浄化槽については、公共下水道と漁業集落排水事業区域外の全世帯数が2,045世帯となることから、合併浄化槽設置世帯を除いたおおむね1,200世帯程度となるんではないかと、このように想定しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

下水道に接続している世帯と合併浄化槽の設置の世帯を合計し、町の全世帯で割り出せば、下水道の整備には匹敵する汚水処理がされていると考えられます。町全体で何％になるんですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

平成28年11月１日現在における全世帯数3,943戸に対し、下水道接続世帯が584戸、町補助金により合併浄化槽に切りかえた世帯で838戸、このほか入間、中木、子浦、妻良の４地区の漁業集落排水施設加入世帯数の合計が358世帯であることから、世帯合計数で1,780戸となります。このため、汚水処理済み世帯の比率では、約45％程度ではないかと考えております。

先ほども申しましたように、町補助金によらない合併浄化槽もあると思いますが、この数値というのは完全なものではございません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

まだまだ半分ぐらいの接続率と思われます。町民の中には、現状は正常だと認識している方もいると思います。やはり、その点を踏まえてしっかりと説明することが必要ではないでしょうか。

平成28年度予算説明書107ページによりますと、浄化槽設置補助金の３年間の実施は、実績は、平成25年度から７基、３基、４基と、３年間で14基しか出ておりません。今年度は、

10基370万5,000円の予算としておりますが、町民の回答もなかなか難しいです。普及率もなかなかアップされないということが、やっぱり悩みの種でございます。

ここで問題なのは、合併浄化槽であっても、広報でありましたが年１回の清掃、４カ月に１回以上の保守点検、年一度の法定検査がされないと機能が発揮されず、きれいな処理水が流れないことになると思われます。

ここで提案しますが、広報や文書でなく、絵ではなく、県、町、維持管理業者がとりあえず連携し、官民あわせて下水道未接続家庭や単独浄化槽の家庭の解消、浄化槽設置の家庭の適正な維持管理の指導も必要と思われます。何か方策は考えておるんでしょうか。お伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町では、10月１日が浄化槽の日であることから、毎年10月発行の広報「みなみいず」により、くみ取り清掃については年１回、定期の清掃点検については年に４回実施していただくよう、周知を図っているところであります。また、通常の保守点検については、浄化槽清掃業者により実施されてはおりますが、浄化槽法で規定する定期点検については周知が行き届かず、実施されていない事案が数多く見られます。

このような場合は、静岡県知事の指定を受けた検査機関一般財団法人静岡県生活科学検査センターのほか、賀茂保健所及び町の担当者が直接訪問し、法定検査の履行について指導強化に努めております。

以上であります。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

契約は立派でも、実行が伴わなければ絵に描いた餅になります。しっかりとした推進を期待しております。

本町においても、高齢者家族が増加しており、高額な整備費用がかかるため、設置には消極的になりがちと先ほども町長からお話がありました。この合併浄化槽補助金交付要綱は、ホームページに掲載されておりますが、どのくらいの補助金が受けられるのか、情報を得られない町民はまだまだ多いと思います。ホームページだけでなく、広報「みなみいず」でも

お知らせ願えれば幸いです。我が南伊豆町の快適な生活と自然に優しい環境を守り、次世代へ引き継ぐことが我々の使命ではないでしょうか。下水道への接続、合併浄化槽への転換の普及率アップ、適正な維持管理を積極的に行うよう、強力な行政指導をお願いいたします。

次に、３つ目として町文化財の指定についてです。

ホームページに我が町内の国・県指定の文化財が掲載されております。国指定５件、県指定９件の計14件で、それは国の重要文化財や天然記念物、有形・無形の文化財で、県指定は天然記念物、有形・無形の文化財です。

他の１市４町の文化財指定の状況ですが、下田市では国指定が７件、県指定が８件、市指定文化財は57件であります。東伊豆町は国はなく、県指定３件、町指定文化財24件あり、松崎町においては国指定７件、県指定８カ所で17件、町指定は44件であります。河津町、西伊豆町は、申しわけありませんが確認できませんでした。

昭和53年４月１日施行の南伊豆町文化財保護条例第１条の目的では、この条例は、文化財保護法及び静岡県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、町内に存するもののうち町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資することを目的とするとあります。第４条では、委員会は町に所在する有形文化財のうち、町にとって重要なものは南伊豆町指定文化財に指定することができるとあります。

なお、指定するには、委員会はあらかじめ占有者に同意を得ること、そして別に定める町文化財保護審議会に諮問しなければならないとあります。

そして、今年度の予算説明書178ページには、町の文化財管理事務の事業に、成果目標として町内文化財の洗い出し実施後に既に国・県指定となっている文化財を含め、町の指定文化財を選定し、保管・保全に努めるとありました。今まで町指定の文化財がなかったことが、非常に残念でありました。成果目標になったことがうれしく感じております。

町内には他に誇れる文化財があると思いますが、教育長、文化財保護事業選定の進捗状況はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

町指定文化財が本町にはゼロということで、目下この選定をして本町指定のこれを目指して今頑張ろうというところでございます。

それで、議員ご指摘のとおり、町内には名勝伊豆西南海岸を初めとした国指定等の重要文

化財、それから天然記念物、民俗文化財、合わせて５件。それから、妻良の盆踊りなどの県指定民俗文化財、それから工芸、天然記念物、書跡、これが合わせて９件ございます。そのほかにも数々のすばらしい文化財が存在しておりまして、調査研究を進めれば進めるほど実際選定に困惑してしまうと、こういったうれしいような、また困った事態に陥るケースになっているわけでございます。

選定の進捗状況についてでございますけれども、全体的な流れといたしましては、教育委員会事務局におきまして町指定文化財の候補を選定し、これを町文化財保護審議会、委員は５名からなっております、これに諮問し、審議会の答申結果を踏まえて、最終的に町が指定文化財を選定する運びとなります。

現在ですが、教育委員会事務局内において候補を選定中でありまして、作業中であるがゆえ、ここでどれだよという公表をすることはかなわないわけですが、既に何点かが候補として内定しております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、貴重な文化財が調べていくと多数存在すると、こういうことで候補をどれにしようかと大変苦慮している状況であります。

早ければ今年度中に確定、そして平成29年度の諮問、答申を経て、指定等の公表の段階へ進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございました。

それで、ちょっとお伺いします。今、審議会委員の定数は５人以内でありますが、現在何名いらっしゃいますか。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

今の教育長の答弁にもありましたとおり、委員は５名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　本年度の予算書に委員の報酬が、５万3,000円が計上されております。これを使用されておりますか。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

本年度につきましては、まだ委員会を開く段階にはなっておりませんもので、とりあえず執行のほうはまだしておりません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今年度もあと４カ月です。今年度はちょっと厳しいんじゃないかというような、指定は厳しいんじゃないかということを聞きました。できるだけ早く町の指定文化財になるよう、期待しております。

例えば、私の私案です。町内各地区で11月に行われている祭典などはいかがでしょうか。どこのお祭りも数百年という歴史を刻み、現在のような人間形成ではなく、ほんの少人数の村人が五穀豊穣を祈願して郷土芸能を守ってきたと思われます。そのような先人が継承してきた努力に報いるためにも、文化財指定などにはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

町内の祭典につきましては、既に小稲の虎舞、竜虎の舞が国・県の無形民俗文化財、それから東子浦の祭典の際に奉納されております人形三番叟で使用する人形芝居用具101点でしょうか、これが国の有形民俗文化財となっていることは、皆さんも広く承知されているところではないかと存じます。

そのほかにも、各地区それぞれ特徴のある祭典行事がとり行われております。それも、11月１日、２日と、この日程で一斉に催されていると。そういうことで、これは私も含めてですが、他地区の祭典をよく見る機会が少ないと。見たことのある方は少ないと、実際は思われるんです。

ただ、１年に１回の秋の祭典行事であって、練習期間もありますが、しかも短期間であることからも、実際調査なんかの精査が困難に思われますけれども、指定の候補となり得る、例えば祭典の用具だとか、あるいは楽器等々、雅楽器みたいなのを含めて、なるものもあると認識しております。そういうことを含めて、今後の検討かなというところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　これからその質問をしようと思ったんですけれども、先ほど教育長から言われましたものですから、それは後ほどまた報告したいと思っています。

町文化財を指定するとき、文化財の保管・保全には、所有者だけでの負担では納得していただけないことは容易にあると思います。そのようなときに、町出身者に郷土の文化財の保管・保全の財源のためにふるさと納税をお願いすることも一考と思いますが、本来のふるさと納税の姿ではないでしょうか。町長に伺います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、平成27年度決算において３億7,000万円強となり、町の貴重な財源となってまいりました。町の豊かな自然が育んだ地場産品が、返礼品として人気を博しており、それらが多くの寄附につながっているものと思料しております。

また、ふるさと寄附の使途等につきましては、本年３月定例会において南伊豆町ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を制定した中で、魅力あるまちづくりの事業に活用することとしておりますので、南伊豆町文化財保護基金との調整を図りながら、名勝伊豆西南海岸を初めとした文化財や自然環境保全に資する利活用についても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ぜひ、その点をまた期待しております。よろしくお願いします。

財政は厳しい状況でございます。私が思うに、町外に居住されている出身者には、正月等の帰省とは違ったふるさとを愛する特別な思いがあるものです。少子化で存続が危ぶまれておりますところが多々あります。神社や祭典への寄附ではなく、神社の祭事で奏する歌舞の神楽など民俗芸能に町の文化財として指定し、保管・保全に努め、次世代への継承を願うとともに、その文化財が観光との相乗効果が期待されるよう、我が町指定文化財が近々に誕生することを願っております。「湯けむりのように高く仰ぐ文化のまちをつくりましょう」とある町民憲章に恥じないよう、ぜひ文化に理解のあるまちづくりをお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君の質問を終わります。

ここで、３時40分まで休憩といたします。

休憩　午後　　時　　分

再開　午後　３時　　分

○議長（稲葉勝男君）　休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

◇　岡　部　克　仁　君

○議長（稲葉勝男君）　１番議員、岡部克仁君の質問を許可いたします。

岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　それでは、質問をさせていただきます。

まず、一億総活躍社会ということで質問させていただきます。

ことし６月、政府のほうで閣議決定されました一億総活躍社会に向けてのプランの内容です。政府広報のほうでは、若者も、高齢者も、女性も、男性も、障害のある方も、一度失敗を経験した方も、一人一人が家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいの持てる社会であり、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型社会としているわけです。その中に、いろんな方面についてのことが記されていると思いますけれども、これにつきまして、当町としてはどのような取り組みを考えているのか。まず、その辺をお聞きいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

内閣府では、一億総活躍社会の実現に向け、緊急に実施すべき対策を発表し、少子高齢化に直面した我が国経済の活性化施策などを示しております。この中で、新・第一の矢として希望を生み出す強い経済、新・第二の矢として夢を紡ぐ子育ての支援、新・第三の矢として安心につながる社会保障などを柱とした緊急対策を掲げております。

また、ニッポン一億総活躍プランの中では、成長と分配の好循環メカニズムの提示、働き方改革、子育ての環境整備、介護の環境整備、全ての子供が希望を持てる教育を受けられる環境の整備、希望出生率1.8に向けたその他の取り組み、介護離職者ゼロに向けた取り組み、戦後最大の名目ＧＤＰ600兆円に向けた取り組みといった８項目の取り組みが示されております。

とりわけ、成長と分配の好循環については、子育て支援、介護の基盤強化が掲げられており、子育て環境整備においては、主に保育の受け皿整備、保育士等の処遇改善、多様な保育士の確保及び育成、放課後児童クラブの整備といった喫緊の課題などが問題提起され、目標値や民間等の取り組み強化なども指摘されております。このようなプラン実現に向けた取り組みにおいては、膨大な財源が必須となることから、名目ＧＤＰ600兆円の実現が不可欠となってまいります。

本町においても、国の施策に沿った中で総合計画、過疎計画、まち・ひと・しごと総合戦略などとの整合性を図りながら、対応が可能なものから着実に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　今、町長のほうの答弁にありましたように、働き方改革、その辺のところからちょっとお伺いしたいんですけれども、専業主婦等はパート等で103万円の壁というのがありましたけれども、これも撤廃されるという方向に行っております。

そうなりますと、どうしても就労時間が長くなったりとか、当町においては観光立町ということもありまして、観光施設、それからサービス業ほか看護師さんであるとか、介護士さんですとか、日曜勤務の仕事もこれからふえてくるし、そういう方もふえてくると考えられます。

子育て支援という面から考えまして、やはり若いお母様たちがそういう社会で仕事をするということになりますと、どうしても子供を今認定こども園のほうに預けているお母さんたちが、やはり日曜、祭日に預ける場所がないというのが現状でありまして、確かに民間でやっているところもあるんですけれども、あるお母さんと話ししましたら、友達に預けているという状況なので、それが国のほうの施策の一環として、できれば認定こども園の日曜、祝日の開園につながらないことを考えますけれども、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

子育て世代への支援については、出産祝い金として第１子、第２子が５万円、第３子以降は10万円を支給しているほか、子供や母親の健康の確保においては、妊婦健康検診や乳幼児健診、乳幼児歯科検診などを実施しております。そのほか、こども医療費助成として中学校終了前までの子供に対して医療費助成も実施しており、今後も継続してまいりたいと思っております。今後においても、南伊豆町総合計画や子ども・子育て支援事業計画に基づく中で、子育て世代への支援を推進してまいります。

こども園については、現在幼保連携認定こども園として、南伊豆認定こども園と南崎認定こども園の２園体制で運営しております。

このような中で、平成26年度からは、土曜日の保育時間を半日から１日に変更した中で、保育士の配置状況などから南伊豆認定こども園において実施しております。このほか、南伊豆認定こども園の園舎内に地域子育て支援センターを開設した中で、未就園児の母親に対する育児相談などを通じ、きめ細かな子育て支援にも努めております。

議員ご指摘の休日保育となりますと、保育ニーズや財源のほか、近隣自治体も含めて保育士確保が課題とされている現状に鑑みて、対応はかなり難しいのではないかと思料するものであります。

つい最近、みなみのキッズの方たちといろいろ話をさせていただきました。また、その中で提案をいただいたわけですけれども、子育てしていく中でちょくちょく、不便ではないんですけれども、やはりコインランドリーが欲しいとか、そういう話もございました。そういうことに関しても、今後検討していきたいなと。そして、一般的にコインランドリーにした場合に、そこで子供を遊ばせながらできるようなものがいいとかという提案もありました。財源的にそれが可能かどうか、そういうことを含めて検討しながら、そういう支援を進めていきたい。このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　今、町長のほうの話にありました26年からですか、１日、土曜保育を１日に開設しているということです。確かに、私どもが子育てをしているとき、もう10数年

前です、保育所に子供を預けるときには土曜日は管理者でしたね。保育所に入れるときの条件として、親が働いているということが大前提でありまして、就労していない親は、家庭では保育所に入れることができなかった。となると、土曜日は半日までしか仕事をしないというそういう職場がどれだけあるのか。土曜日でも、１日できれば職場で仕事をしたいという方がかなりいらっしゃると思うんですね。

今回は、認定こども園で土曜日１日になっていますけれども、やはりそれが日曜日、祭日の必要性というのが、今までとは大分違っていると思うんですね。ましてや、このように国のほうからの施策で動きがあるということは、他の自治体との連携もそうですけれども、やはり何らかの形で南伊豆町が先駆け的に動くということも、これは逆にほかの自治体を動かすのではないかと思うので、これは確かに予算の面、それから職員のメンタル面等、大変簡単にいく問題ではないですけれども、何か知恵を絞ってこれをやっていただきたい。

それから、では日曜、祝日に開園するからといって何人の子供が集まるか。これも、確かに大きな課題になると思います。その辺のところを、これから担当課のほうを中心にいろいろ調査をしていただきまして、近い将来、日曜、祝日は開園できるというふうに動きをとっていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　少子高齢化の中で、やはり子育てというのは楽にしていくというか、少子高齢化を解消する、やっぱり特殊出生率が2.0にならないと人口が平準化していかない、減っていく。そういうことに対して、行政がどれだけいろいろなことができるかということは、やはりこれから考えていかなければならないことだと思います。

ただ、今すぐ例えば休日保育をということは、なかなか難しい問題でありますが、いろいろと議員がおっしゃるように、保育でなくても何かこういう形がないかということを考えながら、新しいそういうあり方をやっぱり見つけていくということは、大切なことかなと思います。

昔は、やはり家族の形態が多世帯で、家族があった。それが、今核家族化してきたと。そういう中で、やはり非常に子育てが難しい、大変だというような状況になっているのは事実じゃないかと思います。

そういうことに対して、やはりできる限り行政が手助けをしていく、手助けできる範囲で手助けをしていくということは、当然のことであろうかと思いますもので、もっともっと担

当職員、私を含めていろいろと研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　西伊豆町ですか、西伊豆消防のほうで女性消防士の採用もしているということで、何か聞いたところによりますと、西伊豆の消防署は女性用の部屋をということで増設され、何とかされたとかということを聞きました。やはり、消防士も日曜、祝日はあまりない仕事です。

それから、確かに全員ではないんですけれども、高校生が都会に出て専門学校、専修学校に行って美容師になるという方も何人かいらっしゃいます。その人たちが帰ってきたときも、やはり美容師という業界も、日曜日や祝日は仕事になるということが多いですので、やはりこれは今から手を打っていかないと、これから地元の若者を町にまたＵターンで戻ってきてもらう、また新たにＩターンとして町外の人に来てもらうということには、大変大きなアピールになると思いますので、これはぜひ動いていただきたいと思います。

それで、子育て支援ということでは、いろいろ議員も以前に話をしていますけれども、できれば先ほど町長のお話のとおり、ちょっと提案したけれども、中学生までなく高校生までの医療費の無料化というものが実現できればと思います。

２つ目の質問にこのまま入ります。

地域コミュニティとして質問させていただきます。

先ほども、同僚議員からも多少お話がありましたけれども、祭典についてお話をさせていただきます。

祭典と学校のかかわりについてですけれども、本町では11月１日、２日とそれぞれの地区で祭典が行われておりまして、２日の日は地域の日として休校となっております。しかし、１日の日はどのような決め事になっているのか。学校の終わる時間が、ちょっと学校によって、また地域によって、まばらなのではないかと思いまして、それをちょっとどのようになっているかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

町内各地区で祭典が行われている11月１日と２日につきましては、２日はご存じのように、郷土の日として町内の小・中学校は休み、全校休校になっております。議員ご指摘の１日に

ついてですが、各校の対応について確認いたしましたところ、基本的には、各区から祭典への参加要請があった児童生徒につきましては、参加できるよう配慮しているとの回答を受けております。祭典に参加した生徒などに、例えば授業のおくれなどの影響が出ないように学活等に授業を組みかえたり、対応をしているとの話も聞いております。

また、祭典のない地区、参加要請のない児童生徒についても、郷土文化を再認識する日であることを周知する意味合いも含めて、中学校では短縮日課、部活動なしの対応を図り、また小学校でも、授業の進みぐあい等状況が許せる中で早目に下校させると、こういう対応をとっているとのことです。

各地区祭典のやり方がまちまちであるために、全校で統一的な対応をとることが困難と考えますが、学校といたしましても、祭典を通じての地域の方々との触れ合いの大切さ、これは十分理解しておりますので、事情の許す限り適切な対応に今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎会議時間の延長

○議長（稲葉勝男君）　ここでお願いいたします。

本日の会議は、一般質問の都合により延長いたしますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　岡部君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　学校の各地区からの要請によりということは、各地区にそれはおくれが出ていないのかもしれないんですけれども、またそれができたのかもしれないですけれども、校長先生、教頭先生も２年もしくは３年で転勤されますし、各区の祭典の担当役員さん、もしくは区長さん等も２年ぐらいで交代しちゃうので、それがなかなかうまく引き継いでいないということがありましたので、今日こういう公の場ですけれども、ちょっと確認という

意味で質問させていただきました。

やはり気になるのは、子供の、生徒たちの授業のおくれというのが気になるんですけれども、私が以前小学校ＰＴＡ会長をやったときには、小学生の学校に登校する日にちというのは年間202日で、それから入学式、始業式、卒業式、運動会等あるので、なかなか授業をやる日数としては、極端なことを言うと２日に１回というような状況、202日からさまざまなものを引いてしまうと、２日に１回しか授業をしていないような状況になっているのかもしれないんで、それでまた祭典ですとか、さまざまなことで授業日数がとられてしまうと、やはり学力の伸びということがちょっと心配になってきます。

この辺のところは、今は２学期の始まりが早くなったりとか、その辺で対応されているようなので、これが今後とも何かそういう、親の考えとしては夏休みをもうちょっと短くでもいいから授業のほうを、内容をと思うんですけれども、その辺のところはやはり賀茂地区で、全体的な流れで今の時点で夏休みが短くなるとか、そういうことは予定はないですか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　基本的に今、町単位、市町単位なのかと思うんですが、今の世の中は、教育課程ということにかかわると賀茂地区全体でこれを、今、市町全部違いますので、授業日数を統一しちゃいましょうと合わせることはちょっとできにくいです。

ただ、基本的に賀茂地区は校長、あるいは教育長会がありますので、その中で大体の標準的な、例えば１年間の授業日数は200何日と、それの過分に、例えばＡの市では若干少ないかもしれない。ある町では若干多いかもしれない。多少のずれはあります。でも、大枠は大体決まる。そうしないと、授業の全体的なバランスがとれなってしまう。基本的には、平均的なものはございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　ありがとうございます。

その辺のところは、私がいつも聞いていたけれども、授業日数についてちょっと頭の中で悩んでいたことですけれども、ちょっと安心をしました。

それでは、３つ目の質問、地方創生ということで質問させていただきます。

６月定例会で、私はビジターセンターのことを質問させていただきました。その当時は動きがないということで、予算計上しているのにビジターセンターがなかったらどうされるか

ということで質問したんですけれども、６月定例会の後にも動きがあり、ビジターセンターが開設の働きとなり、徐々にいろんな方が利用しております。

先ほども町長のお話にもありましたが、みなみのキッズという子育て支援サークルの皆さんがスペースの有効活用をして、いろいろと子育てをしている仲間たちと協力し合っているということを、私もその現場をたまたま見させてもらいました。新聞にもありましたようにみなみのキッズのスタッフの方が、利活用の企画のプレゼンに町長が招かれて、そのときの様子、先ほどもお話がありましたが、もう一度改めてお伺いしますけれども、そのときの様子等をもう一度お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

旧ニュー南伊豆ホテルの利用状況については、地域おこし協力隊による移住定住相談所のほか、町内の方々による子育てサークルや東京都内の大学生などの集会、会議等に利用していただいております。

先ほど申しましたみなみのキッズの方々は、武道館でも会合を開いて、いろいろ子育てを今後自分たちがどのようにしていったらいいのか、先ほど話した核家族になっている。その中で、例えばおじいさん、おばあさんがいないような家庭、その中で子育てをしている仲間の人たちが、皆さんが集まっていろいろと相談をしている様子が、非常に好感を持てます。いろいろと協力をしていきたいなと思っております。

武道館では、おのりんの、おのりん先生による体操教室でしたか、そういうのをやってみたりとか、例えば子供の遊び場をこういう形でつくってくださいとかというような活動をしてもらっております。そのような中で、ふるさと公園にやはり遊具も欲しいとか、これは今ふるさと公園にそういうものをつくろうとか、それとか彼女たちからの提案で、三浜小学校のジャングルジムをちゃんとしてくださいとか、できれば自分たちが子育てしていくのに、いわゆるコインランドリーがあると本当に助かりますというような話もありました。そういうことを含めて提案をいただきながら、ミニ集会的な形ですけれども、彼女たちと本当に子育てというのは大変なんだなと思って感じております。

ぜひそういう形でこのニュー南伊豆ホテルが利用できるのであれば、利用する方向性というものを今後も考えていったらいいのかなと思っております。また、今後はより多くの人にまちづくりを初めとするさまざまな活動の拠点として、大いにご活用いただきたいと考えて

おります。ご提案いただければ、その形の中でどのような利用方法があるのか、いろいろまた検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　移住定住事業にしても、また子育て支援事業にしても、あそこのニュー南伊豆ホテル、ビジターセンターは、畳の広間もあって利活用が、すごく子供たちにも会合やるにも大変すばらしい施設だと思うんですけれども、やはりどうしても人が集まるということに関してはいろいろと問題が多いので、今後あそこが形になっているので、何かうまく利用していければと私は考えます。これから町のほうの考えとしては、どのように、修繕も含めてこれからどう活用していこうかとか進め方は、どのようなお考えをお持ちか教えてください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　問題は、賃貸契約であります。そういう形の中で、どこまで財源を投入していいものかとか、いろいろまずは検討することがあろうかと思います。そして、建物自体の耐震化が必要ではないかとか、そういうことを含めまして、まだまだ検討していかなければならない。今すぐそこへ財源をという形になりますと、相当やっぱり何千万単位のお金になろうかと思いますもので、非常に今決断するのは難しい状況であります。

今後、いろいろと議会ともご相談いただきながら検討していきたい。このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　以前からあそこの施設を利用してＮＰＯ伊豆未来塾、それから商工会青年部、地域おこし協力隊の皆さんが、利活用につきましていろいろと会合を重ねてきたということをお伺いしました。それよりも後に今回のみなみのキッズさんのお話が新聞にも出ましたし、フェイスブックでもアップされたので、そっちは何か話が進んでいるように思われますけれども、実際のところはことしに入ってからぐらいですか、もう数カ月も前からその会合をやっているはずなので、この会合の内容もしくは今回はたまたまみなみのキッズさ

んたちの企画のプレゼンということがありましたけれども、そのＮＰＯ伊豆未来塾を中心としたグループの、その人たちのプレゼンもしくは企画というのは、上がっているんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　地方創生室長。

○地方創生室長（勝田智史君）　お答えいたします。

ただいま岡部議員からありましたように、みなみのキッズ以前に伊豆未来塾を中心とした商工会青年部、あとうちのほうの地域おこし協力隊、それからお試し移住をされている方、あと地域住民が一緒になって、それ以前、ことしの８月あたりと記憶していますが、提案いただいています。

提案の内容といたしましては、お風呂を利用したり、あとは大広間というか集会施設、地域住民が一堂に会する場所というような提案であったと認識しています。

いずれの提案にしましても、先ほど町長が申し上げたとおり、その提案を実現するに当たりましては多額の費用がかかると。あと、借り上げ物件であるという条件も重なっておりますので、今後その提案については十分こちらでも検討しながら、平成29年度当初予算に向けて検討を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　この事業の発端というか始まりは、町のほうで借りたこの施設から始まったわけですね。その施設をいかに利活用するかということで、ここまで来ているんですけれども、民間であります未来塾、それから商工会青年部、地域おこし協力隊を中心としたその方たちも今まで何度も会合してきて、結局この施設にはお金をもうこれ以上投入することが困難であるから、もうこの施設は使えなくなる、閉鎖するということになると、今までやってきたことが、何回かやった会合、それから皆さんの労力は、やはりこれも無駄になってしまうので、お金の面を言ってしまうと町の財政も大変なので、なかなかあそこの施設に多額の資金を投入、ましてや個人の持ち物ですから、それはなかなか難しいかと思いますけれども、ぜひともこのＮＰＯ伊豆未来塾を中心とした皆さんたち、それからみなみのキッズの皆さんたちのアイデアや企画を何とかうまく生かしていけるように、また新たな代替の施設が可能であれば、それはそれでその施設をうまく利活用していけるような企画を立ててもらうように、これは最後まで当然ですけれども、当局担当課を中心に責任を持って、皆さん

にいろいろとご指導いただきたいと思います。それを最後に、それでお約束していただけるでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

伊豆未来塾、みなみのキッズ、商工会青年部、皆さんはまちづくりのために物すごく大切な組織であり、みんな人材であります。この人たちが出してくれたアイデアを無駄にしない方向性というのは、当然考えていきます。その中で、今の施設をどういうふうにしていくかということも含めて、考えていきたいと思います。決してみなみのキッズの皆さんとか、未来塾、そして商工会青年部の方々の活動を無駄にするようなことはしないようにいたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　大変心強いご答弁いただきました。ありがとうございます。

これをもちまして、私の12月定例会一般質問を終了いたします。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　４時１１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

平成 28 年 12 月定例町議会

（第 2 日　12 月 7 日）

平成２８年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２８年１２月７日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

日程第　３　議第１１５号　南伊豆町監査委員の選任について

日程第　４　議第１１６号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　５　議第１１７号　南伊豆町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第　６　議第１１８号　南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第　７　議第１１９号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第　８　議第１２０号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について

日程第　９　議第１２１号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第１０　議第１２２号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第１１　議第１２３号　南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例の一部を改正する条例制定について

日程第１２　議第１２４号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について

日程第１３　議第１２５号　南伊豆町ふるさと親善大使設置条例制定について

日程第１４　議第１２６号　平成２７年度社会資本整備総合交付金（都市防災）三坂地区防災センター建築工事変更契約の締結について

日程第１５　議第１２７号　東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約制定について

日程第１６　議第１２８号　東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計条例制定について

日程第１７　議第１２９号　静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結

について

日程第１８　議第１３０号　下田市及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について

日程第１９　議第１３１号　東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について

日程第２０　議第１３２号　河津町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について

日程第２１　議第１３３号　松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について

日程第２２　議第１３４号　西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について

日程第２３　議第１３５号　平成２８年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）

日程第２４　議第１３６号　平成２８年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第２５　議第１３７号　平成２８年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第２６　議第１３８号　平成２８年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第２７　発議第　３号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第２８　各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡部克仁君	２番	渡邉　哲君
３番	比野下文男君	４番	加畑　毅君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	漆田　修君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	梅本和熙君	副町長	松本恒明君
教育長	小澤義一君	総務課長	橋本元治君
企画課長	菰田一郎君	地方創生係長	山口一実君
地域整備課長	鈴木重光君	商工観光課長	齋藤重広君
町民課長	渡辺雅之君	健康福祉課長	黒田三千弥君
教育委員会事務局長	大野孝行君	生活環境課長	飯田満寿雄君
会計管理者	鈴木豊美君	総務係長	山本広樹君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大年美文	主事	齋藤貴成

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成28年12月南伊豆町議会定例会本会議第２日の会議を開きます。

なお、本日、地方創生室長が公務出張のため、地方創生係長が説明員として出席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

５番議員　　長　田　美喜彦　君

７番議員　　清　水　清　一　君

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇ 横　嶋　隆　二　君

○議長（稲葉勝男君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、始めます。

私は南伊豆の住民と日本共産党を代表して、通告に従って一般質問を行います。

まず、イノシシ、鹿の生息状況と被害・対応策であります。

野生獣、特にイノシシの被害が、この南伊豆町に際立ってあらわれたのは、平成15年の町議会議員選挙の時期でありました。何をさておいてもイノシシ対策をやってほしいと。それから13年たちました。何度か質問してきましたけれども、昨今、特にことしの被害状況は目に余るものがあります。

そこで質問を立てましたが、有害野生獣の捕獲の推移、生息状況でありますが、有害鳥獣対策で駆除捕獲をしてきた頭数、それと狩猟での頭数、イノシシ、鹿、猿、生息状況に関してどういう数字の把握をしているかということと、被害の状況、これまでとった対応策、これについてまずお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

静岡県が集計した南伊豆町の狩猟期間捕獲実績では、平成22年度から平成27年度にかけてイノシシの捕獲変動等は確認できておりません。

一方で、鹿については、平成22年度の41頭に対し、平成27年度では138頭となっており、増加傾向が顕著となっているほか、猿については、狩猟対象ではないことから、データ化はされておりません。

有害鳥獣対策に伴う駆除としての捕獲実績につきましては、イノシシが平成19年度の103頭から平成27年度の430頭となっており、鹿に至っては、平成23年度の駆除が５頭であったものが、平成27年度には121頭と急増しております。また、猿は毎年10頭から20頭ほどが駆除されているのが現状であります。

生息状況については、あくまでも推測となりますが、イノシシは町内全域、鹿は南上地区や南中地区の一部で多く生息していると見られ、山林が近傍の住宅地域や、山間地に隣接する田畑などに侵入する事案が見られます。

また、鹿の生息域は、年々南下傾向にあることから、数年後には町内全域で鹿による被害が発生するのではないかと危惧しております。

これら被害を防止する効果的な対策などは、全国的にも難しいようでありますが、近隣市町・有識者・関係団体と連携しながら、さらなる防止施策の検討を図るとともに、個体数の削減に向けた既存事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今数字を出していただきましたが、この状態を見て、現場、特に鹿が侵入してきた事件ですが、既に私も議会で８年前に質問しておりますけれども、鹿が町内で繁殖をし始まっていると。南上地域では、水田、水稲の田植え直後にここに入っているという状態、間もなく南上と南中、特に加納の国道ですね、を挟んだ山が飽和状態になったら、加納から南に来る、西海岸は既に吉田の近くまで行っています。

農地では、南上地域では既にイノシシの電気柵をかさ上げして、鹿用の電気柵を設置しているところもあると。ただ設備投資も大変なので苦慮しているところもあるということですが、こうした点、町長も従来より増加傾向にあるということでありますが、これに対する危機感、認識に対しては、いかように考えておられますか。

国では、鳥獣被害防止の抜本対策を進めて、各県に鳥獣被害のための自治体、鳥獣対策の自治体の設置をこのように促して、長野県では69の市町。ところが静岡県ではまだ富士宮と静岡市しかこれを設置していないと。伊豆半島南部の被害実態は、静岡や西宮の比を上回る状態であります。こうした点に関して、いま一度ご認識を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　昨日も言いましたとおり、この被害に対する効果的な対策というのは非常に難しいと思います。そのような中で、やはり考えていかなければならない、今議員の言われたものも検討していきたいと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　どのように具体的に考えられていくのか、その点、町長だけでなく

て担当を言えば言及していただけますか。余り危機感が感じられないように思いますけれども。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

今町長が言ったように、なかなかこれだっていう策が見当たらないというのが現状であります。行政が行えるというのは、やっぱり補助金の問題ですとか、補助金で駆除に対する補助金ですとか、要望に対するものとか、そういうものに対する補助金の増と、あとは広報などによる啓発活動しかないというぐあいに我々は考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今日の有害鳥獣被害の実態というのは、明治期以来の野生鳥獣と人類社会との共同で、その明治以来のピークに来ているということが言われています。まだこれは、坂を上っている途中であります。こうした点で、知恵を絞って町全体でもどうしていくかということは、真摯に考えなければならない。今後、こういう中山間地域独自の知恵を絞っていかなければならない。都市部の住民には耐えられない中身です、　　も含めて。

こうした点で、町全体でもそういう問題がありながら、同時に観光客も多く、人口も一番多い湊地域、住民が1,300人弱おります。観光客も多い湊地域で、イノシシが市街地にあらわれて、住宅地にあらわれて、中学生を追いかけたのが14年前です。今日では、昨年から集落に出る回数が多くなって、この間では、湊の集落だけでも　ごとに成獣ががらっと90キロ以上のが捕獲されていると。子供が夕方自転車でイノシシにぶつかりそうになって、慌てて逃げてくるとか、観光客が自動販売機でジュースを買っている後ろを何か通った気配がしたということで、これがイノシシだったという状況があります。こうした点、管理など大変だということだけでは済まされない問題。一度被害が起きたら、人的被害が起きたら、観光地のイメージ、そして住民に与える不安、今、自衛も含めて民宿などの業務も支え、家庭菜園も含めて被害に遭う、これに対する自衛策をとりながらも、役所も含めた抜本的な対応を進める必要があるのではないかというふうに思います。

その点で、町長や担当はご承知かどうか、いわゆる湊の地理的な環境からいうと、下田の田牛と接していると。この田牛側が今は狩猟期間、11月15日から狩猟期間にも入っております。わなは11月１日から入っておりますけれども、田牛側の２地区は、特定狩猟特定猟です

ね、禁止区域ということで、後で地図を見ていただきたいですが、広い範囲にわたって下田の港と隣接する地域、逢ヶ浜のほうから湊に渡って特定猟区の禁止区域になっているというところから、猟期に生き延びたイノシシが湊に入ってくる。ベテランの猟師から、これは湊は市街地で住民等が捕獲していますけれども、逢ヶ浜地域でも17頭近く有害獣で捕獲されています。間もなく田牛まで鹿が、これが進出してきているので、間もなく湊でも鹿が出てくるだろうと。これまでも湊でも鹿の鳴き声、いわゆる先行が既に２年前から来ているんですが、これが来て繁殖などし始めたら、市街地も大混乱になりかねない。この点で、抜本的な対策を、これ町内全体もそうですけれども、湊地域でも役所も一緒になって考える必要があるんではないかという警告をしますが、どのようにお考えになりますか。質問出して　　しますが、受けとめを。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

特定猟具使用禁止区域等は静岡県の指定によるもので、銃による狩猟が禁止されています。

同指定については、鳥獣捕獲管理事業計画に記載されているもので、狩猟の安全性に対する県民の信頼を確保するという意義からも、区域指定変更や解除については、かなりハードルが高いのではないかと考えられます。

これらの解除については、議員の所属する共産党の力で何とか、ぜひ何とかしていただきたい、このようにも考えております。湊地区のような近隣に特定猟具使用禁止区域がある場合には、禁止区域内であるがゆえに鳥獣等が容易に生息しやすく、餌などを求めて人口密集地にまで出没するようになったんだろうと推測させますが、農作物等への被害のほか、地域住民や観光客等への人的被害も危惧されることから、その対策が急がれるところであります。

このようなことから、近隣市町の賀茂農林事務所、関係機関と連携した広域的な防御体制の確立を図るとともに、当該禁止区域の指定除外に向けた働きかけなどは進める必要があるとは、このようには思っております。先ほど言ったとおり、共産党の力がぜひ必要です。

今後においても、捕獲における個体数の減少が何よりも効果的と考えられますので、蛇石地区で実施予定のＩＣＴを活用した囲いわなのほか、箱わななどの購入整備等を積極的に推進するとともに、地域住民の安全・安心に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　恣意的な、梅本さんとは、私は既に８年前の20年に農水省と環境省に交渉に行って、既に南伊豆町は、野生獣の専門家の農工大の今は名誉教授になられている方が、南上地域を調査されて、その関係から農水省に対策の補助を出すよう、そういう取り組みをしてきております。そうした結果、真面目に聞いてください。いいですか、今、湊地区って、あなた、そういう答弁しましたけれども、ＣＣＲＣを予定している場所にも、イノシシの大きなふんが出て、その地域、隣接する地域のなぎさ園の表玄関までの芝生が全部剥がされているところなんですよ。私にいろいろそういうことを言われていても、ＣＣＲＣで都会から高齢者を呼ぶのに、その地域も含めて、私今病院の中に、旧湊病院の敷地内におりを設置しております。要請されて設置をしております。そういう地域にも来ているんですよ。これに真剣にどうするかという心が動かないんですか。町長、まともに、真面目に答えなさい。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

〔「真面目にやれよ」と言う人あり〕

○町長（梅本和熙君）　真面目にやっています。

それで、我々も一生懸命解除とかそういうことに対することはやっていますと言っています。ただ質問されている党の方が、しっかりその党で対応しているのかといったら対応していない、解除もできていない。

〔「俺、質問者じゃないから」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　静粛にしてください。

○町長（梅本和熙君）　漆田さんがいろいろ、ちゃんと真面目に対応しなさいというから、そういう対応をしたわけです。

これはあくまでも、我々も一生懸命やっているのに、恣意的にそういうものであるとか、共産党もやっているとか、という言葉じゃないと思います。町全体が一生懸命やっている、それに対してあなたたちは真剣じゃない、こういう言い方自体が、これこそ非常に問題があるかなと私は思います。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　全く話にならない。現状のレベルが通常のレベルでないので、真剣

にやっているって、具体的にどういう取り組みをしましたか。梅本町長、あなたが16年のイノシシ問題の視察から、当時は議員をやっていました。私は町民の皆さんと猟友会の皆さんとも力を合わせて、住民が困っているところで、今年度も、ことしも湊の地域で20頭弱、湊以外の相談を受けたところも捕獲をして力を合わせてやって、最前線でやっている。そういう点でも、力が足りない。それで行政に対して、首長の認識を、言葉上で一生懸命やっているとか何か言っても、全然話になりませんよ。具体的なものが見えていないから、こういうことを言う。静岡県でも自治体、法が改正されて繰り返し対策をしている、そういう中で、こういう質問もしているんです。それでの話。あなたは何をしてきたの。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　真剣に行政も対応しております。それと、いわゆる民間でも一生懸命駆除対策されています。森守さんたちとか、自衛対策とか、いろいろやっておられます。そして県も、いわゆる箱わな、ＩＣＴによる、そういうものも設置してくださる、こういう形になっております。

それで、先ほど議員の言われた特定猟具使用禁止区域の見直し、これは非常にハードルが高い、難しい、我々一生懸命県に言っても、この件が解除できない。だから共産党の力でどうですかと言ったのが、何でまずいんでしょうか。我々一生懸命頑張っております。そういうことを私は言っているんです。こういう問題を解決するのに、どのようにすればいいのか、一自治体が。何度も我々は陳情もしていますし、これはいろいろな、我々がこの町をどうしていくかという意味で、ＣＣＲＣのことも含め、伊豆縦貫道のことも含め、いろいろと陳情活動はしています。真剣にこの町のことは考えています。失礼な言い方になっているのは、議員のほうじゃないでしょうかね。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　このいわゆる特定猟具の指定地域、禁止区域は、平成37年度まで続くということであります。どういうこの解除の取り組みですか。これはこれまで何度やられておりますか。

それと、平成37年度までは、まだ約10年あります。こうした点で、特に湊地域の被害を抑えるために、タライ岬から湊の清掃センター近くまでの、いわゆる境界線に柵を設置する、こういうことまで考える必要があるのではないかという提案をしておきますが、特定猟区の

禁止区域の解除に関しては、どういう対応をされてきたのかということ。

もう一つは、民間の方、もちろん名前わかっていますけれども、捕獲従事者の確保、いわゆる鳥獣被害に対する自治体含めて捕獲従事者をふやすということ、これはかつて役場の職員、担当を先頭に免許取ったことがあります。もちろん狩猟免許を取ったとはいえ、とめ刺しまでやるという義務ではなくて、いわゆる箱おりの設置、比較的安全な箱おりの設置を、これを住民と力を合わせてやるということ。鹿の場合であれば、くくりわなでの比較的安全でありますけれども、群馬県で死亡例があったのは、住宅地域でくくり穴から外れたイノシシだということで、そういう点で、役場の職員も先頭になって狩猟免許をもう一度取って普及する、地域に住民と一緒になって力を合わせる。こういう取り組みが町全体で必要ではないかなという、そういう思いの提案であります。特定猟具の時間にちょっと結構かかっていますけれども、特定猟具の解除に関しては、どういう取り組みをされてきたのかということ。

○議長（稲葉勝男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

私が一応ことしの３月まで産業観光課ということで、狩猟関係の担当をしていた部分がありまして、ということでお答えさせていただきますが、この指定の解除に向けては、以前も取り組んできていました。ただ、この狩猟期間に、あちらのほうに逢ヶ浜の別荘地がございまして、そこの中で狩猟犬が入ってきた中で、ペットを襲ったとか、そういう経過もいろいろありました。そういう話の中で、県や何かにも話はしてはいたんですけれども、それも解除に向けては、かなりやはり同意というものが必要になってくると、住民の方々のですね。そういう部分があって、現状のままになっている部分もありますし、湊地区だけでなく、下田市側も田牛地区の関係もございますので、解除できない部分があると思われます。

それ以外の対策につきましても、先ほど地域整備課長も申し上げましたけれども、駆除についての補助金がですね。あとは被害対策の補助金の活用を優先的にやっていただく部分もあります。鹿のほうが今ふえている部分については、県の整備スタッフの中で、以前捕獲管理をやっていたという中で、雌鹿の捕獲を頭数を決めていた部分があって、かなりふえたという経過もあるというのもなんかも伺ったこともありますので、そういう全体、県も踏まえた中で、県とか市町踏まえた中で、全体の計画でいろんなものに取り組んでいかなければ、一自治体がやる部分というだけでは、かなり減る部分も余りないのかなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

先ほど議員のほうから役場の職員の捕獲というようなところで、もうちょっと頑張ったほうがというようなご指摘がございました。議員のご指摘のとおり、抜本的な鳥獣捕獲強化対策の中には、捕獲事業者を支える従業者の育成確保という部分も当然ございます。この中で狩猟者の確保をしていかなければ、当然これは個体を減らすという部分のところで、逆に追いかけっこの人間もやっぱりたくさん育成しなきゃいけないということがあろうかと思います。

以前から、議員初め、議会のほうからも、職員のほうから捕獲の関係については、職員ももっと狩猟免許を取るようにというようなご指摘もございまして、町長からもその辺のご指摘は伺っている中で、人事管理の部分で、総務のほうとしても、何とかふやしていく。これ以上も、なおかつ努力をして、もう少し免許の取得者をふやすと。この取り組みについては、一生懸命取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　現場への提案ですけれども、今、産業観光課の前任者からの提案がありましたけれども、いわゆる特定猟具禁止区域の解除というのは、もちろん隣地の自治体だけではなくて住民の合意が必要なわけですけれども、ただし、そのいわゆる特定猟具も、いわゆる従来の趣味的な狩猟の範囲というのを、いわゆる犬を使ったまき狩りで、犬が猫をかんだりとか、危害を加えたりとかっていうことからのアレルギーも含めて、住宅地に猟犬が入ってくる、そういう危険性、あるいは住宅地の中で鉄砲を撃つ、湊でも過去にありました。そういうこととはまた一線を画した銃猟の鳥獣被害対策の実施、これが実施体の位置づけなんですね。

これは、今狩猟期間に入っていても、それでも趣味的な猟ではなくて、いわゆる被害を防止するための銃猟をするという認識の違い、今の時期に有害駆除の補助金出せとかそういうことではなくて、有害駆除狩猟地域じゃなくても、銃猟でなくてはできない場所が、そういうことを踏まえて、これはもうことしの３月に農水省の実施体の設置について、これが出されていますけれども、ぜひ参考にして、やはりかつてない住民と野生獣との共存というか、これが拮抗が崩れかけて、その地に住めるかどうかという地域も出てきかねない状態です。ましてや湊のＣＣＲＣを実施する地域も入っているんですね、現実には。町長、ちなみにＣＣＲＣの地域、予定されている地域、これはイノシシの現状の被害、これが何年後かにもう

少し高まっている時点で、どういう対応を考えていますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　前も議員の質問にお答えしたように、抜本的な対策というものが必要であろうと、そして里山の山をどういうふうに管理していくかと、こういうことに関して今大きく物事を考えていかないと、単なる対症的な、これ、対症的な対応も必要ですけれども、当然に。対症的な対応だけでは完全な抜本的な解決にならないだろうと、このように思っております。そういう形で、いわゆる山の木を切るとか、そういう里山の管理をするとか、そういうことはもう答弁したはずです。議員の頭の中にも、そういうことは入っているはずです。そういう形での解決を今考えていると。

○１１番（横嶋隆二君）　ＣＣＲＣの地域に入ったらどうするんですかと。

○町長（梅本和熙君）　それは、そのときの問題でしょう、入ったとしたら。現実に今、入ったとか、そういう話じゃないでしょう。その事業を始めたら。

○１１番（横嶋隆二君）　今、入っているんですよ。

○町長（梅本和熙君）　今はまだ事業を始めてないじゃないですか、具体的な。具体的な事業を始めた後の問題じゃないですか。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ほかの質問があるので移りますが、余りにも想像力に欠けた話で、仮にＣＣＲＣの地域に、現時点でここに侵入して荒しています。そこは囲って、湊のほかの浜のほうの住民の方も含めて、湊の近くの住民の皆さん、危険にさらされている状況が続くという点、これが抜本的な山の対策も私も具体的な問題を現場でも提案しながら進めています、町はどこまでやっているのかわかりませんけれども。いわゆる対症療法をしないと、捕獲をしないと、現状では笑っていられない事態であります。これをしっかりと据えて、町中の認識にしていただきたいというふうに思います。

次は、湊地区の津波防災対策についてであります。

10月３日に弓ヶ浜海岸の防潮堤提案、県の土木事務所主催でありました。これは既に平成13年に185国会で取り出して、東南海・南海地震にかかわる自主防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正。その前後含めて、津波防災対策施設の必要、堤防高等々、軽度の交通の基盤ですか、こうしたところの説明が初めて一般住民に出されました。いわゆる県のホー

ムページなどの情報では、これが既に一定の外部が決められているようでありますけれども、今後のこの対策、県の、町の地域整備課もここに出ておりましたけれども、どのようにこれがまず推移をしていくのか、決定のプロセスはどういうふうになるのか、その点をお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　先ほど議員が、想像力とか危機意識が弱いということを言われていますが、どこまで答えれるかわかりませんけれども、静岡県では、レベル１の津波に対しては、施設等のハード対策、レベル２の津波に対しては避難等のソフト対策とする「静岡モデル」を提唱した中で、県内の各海岸地区で施設整備等のあり方を検討するための組織、津波対策検討会・地区協議会を立ち上げ、住民合意に基づく整備計画などを検討してまいりました。

竹麻地区においては、平成27年11月11日、平成28年１月18日、同年７月１日の３回になりますが、主管する下田土木事務所が中心となって協議が重ねられてまいりました。

このような中で、湊地区から、一部の代表者だけで湊地区の整備方針等を決定するのは難しいというご指摘があり、10月３日に湊地区住民を対象とした住民説明会を開催いたしました。

この住民説明会では、レベル１の津波に対する必要防潮堤高、レベル２の想定津波高などを示し、過去３回の地区協議会による協議内容なども公開され、下田土木事務所からの詳細な説明により、所定のご理解をいただいたもの思われますが、現時点で、湊地区における施設整備方針などは決まっておりません。

一方で、町単独による津波対策事業としては、平成27年度からレベル２の津波を対象とした津波避難計画の策定を進めてまいりましたが、各海岸地区での皆様との協議により、本年９月に完成いたしました。

「地震だ！津波だ！すぐ避難」の標語のもとに、航空写真を活用した逃げ地図等の作成に取り組む中で、各地区住民の皆様にも多大なご協力をいただいたことでありますが、地域特性を的確に捉えた津波避難計画ができ上がったものと思料するところであります。

今後は、年明けからになりますが、完成した津波計画、逃げ地図などをもとに、地区説明会を開催する予定でありまして、日程について各海岸地区との調整を進めているところであります。

また、新年度に向けては、当該津波避難地図ほか、土砂災害等に係る指定区域も含めた防

災マップの全戸配布も検討しながら、町民の安全・安心の確保に向けて事業を推進してまいります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この今回の質問では、湊の海岸にいわゆるコンクリートの防潮堤をつくることが既にもう決定しているのかどうか、高さの問題だけで、そういうものが一つの危惧をするところ。

それで、いわゆる住民の中には、観光に携わっている方もおられます。景観の問題は非常に重要なものという認識がある。同時に一方、海岸直近に住んでいる方々、あるいは直近でなくても浜のほうに住んでいる方々は、非常に不安を持ちながら日常生活を送っていると。記録にある安政地震の津波は、レベル１の状態ですけれども、この1853年当時では、湊の今の農協から先は、農協の前の県道はなかったわけですけれども、水田で住宅がほとんどない中で、老女が１人亡くなったという記録があります。現時点では、多くの住民や観光施設、宿泊施設もあって、命を守る、安全のための対応というのが不可欠。もしもあったときは、何かあれば、関係あれば、甚大な被害が起きるということは間違いない。現状での台風での高潮で道路を波が越えるということで、住民の皆さんから要望が出ている。

観光にかかわる方々の中で反対の声がある、コンクリートの防潮堤に対するあるいは反対がある一方、命を守る点で、これはやっぱり近隣、いわゆる直近に住んでいる住民の皆さんも含めて、命を守っていくという切実な声は、これもゆるがせにならないという点で、まだまだコンクリートも含めた景観を守りながら安全を守る、そういう対応策、県、あるいは国の補助事業、現状ではコンクリート防潮堤だけでない選択肢というのはあるのかどうなのか。あるいは決める際に、決定のプロセスは、今後どういうふうになっていくのか、その点どのように把握されているか、担当に。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

この静岡モデルの津波防潮堤について、県が決めるんだとか町が決めるんだとかという意見が、どうも拡散しているようです。あくまでもこの事業は、各地区各地区が要望、ある地区ですと、うちはあくまでもレベル１まで防潮堤上げたいよ、うちは自然を見たいんで、つくらなくていいよという意見がございますけれども、あくまでも地区の意見が全て結果です。

それをどうも住民の皆さんもちょっと勘違いされているケースがあるかと思います。地区の要望によって、それが出た答えが全ての答えです。

問題は、地区がどう決められるかということで、横嶋議員のおられる湊地区は、まだ実際決まっておりませんで、それ以外でも、まだ29年３月までちょっと待ってくれというところもあります。そういうところは、湊はこれからどうもアンケートをやるようです。結局、その地区の総意で、その防潮堤に関する事業は進めていきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　やはりこの間の説明会のように、土木事務所と町が来てやりますね。それなりの構えで、幾ら自主防災と地域で決めるというだけでも、いわゆる裏づけも含めて、やはり　　と　　のところ、それと湊地区だけでアンケートといっても、そうしたどういうことをやるのかわかりませんけれども、いわゆる全区域の全住民と、もう一つは、いわゆる当該地域に切実な場所に住んでいる、いわゆる同じ湊でも高台に住んでいる住民とそうでない住民ですね、こうしたところの温度差を含めた実態がわかる匿名のアンケートを全住民分の材料を用意してやることを、ぜひ担当課からもアドバイスと援助をお願いして、それぞれの思いを悩みながらも命を守るということを最前にしていくと、元も子もなくならないようにしたいというふうに思います。

同時に、レベル２も視野に入れた避難地の対策でありますけれども、湊の現ＣＣＲＣ予定地域には、かつて海軍病院がつくられるときに、当時の海軍の計画で浜のほうに住民が代替地ということで出されてできてきた経過があります。湊病院の建設地のうち、その旧跡地の建設地から後背地は、もし津波浸水があったときに長期の避難滞在ができる対象地域も存在します。命の山の構想も含めて、こうした相談も含めたことは、自主防災でも含めて、役所のほうでは、そういう相談があるのかどうか、あるいは提案があるのかどうか。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

先ほど、町長の答弁の中にもございましたとおり、レベル２の部分につきましては、津波の避難計画というところで、本庁のほうで検討をいただきながら策定を進めてまいりまして、９月に完成をしたというご報告をさせていただいたところでございます。

この中で、当然これから、今度は次のステップに入っていきます

まず、皆様方からいただいたご意見、特に湊地区の場合は、湊地区の方々からいただいたご意見の中で、現行もございます避難ビル、それから、津波避難タワー、これを活用した中での避難計画を策定をいたしました。しかし、当然広範囲に及んでおりますので、現行において津波レベル２の段階では、やはりまず一時的には避難していただくということが大切でございますが、それに伴って避難の整備、それから必要な部分には、なおかつ津波避難タワーを設置するというようなことがこれからの課題になってまいります。当然これも地区の皆様方と相談をした中で、その配置であるとか、そういうものをこれからしっかりと計画をつくっていくというようなことになります。

議員がおっしゃっているとおり、ＣＣＲＣ、今後予想される地域も含めた中で、当然これは避難路整備というのがまず必要だとは思いますが、それに伴って、やはりタワーも必要ではないかというご意見があれば、そういうものも整備をしていくというようなことになります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　その避難計画をまた見て、今後の議論にしていきたいというふうに思います。

次、遊休農地・荒廃地対策と農業振興でありますけれども、遊休農地対策、荒廃地の問題は、毎回出ている課題でありますけれども、いわゆる農地に転用できる遊休農地や荒廃地、この区分けができているのかということと、いわゆる場所にもよりますけれども、景観との関係で、除草対策、これを促進する対応、これについてと、遊休農地を活用していく上で、どういう検討、将来展望を描いているのかということ。これは概要にも書きましたけれども、これからの伊豆縦貫道自動車道でも、トンネル掘削の残土を埋める、そのための用地が選定をされてくると。そうした場合に、雨水で埋めた場合に、畑地転換、全てが住宅転用までいかないと思うんですよね。畑地転換がなされる。そうした場合に、活用や作物の展望までされているのかどうか、これら一連の問題について、現状でいいですので、お答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

まず、遊休農地の荒廃地の区分と把握状況。

本町では、平成21年の農地法改正に伴い、平成23年、24年度にかけて農地利用状況調査を実施いたしました。

平成25年度以降については、毎年、農業委員会を介した利用状況調査を継続しながら、データ更新等に努めております。

遊休農地と荒廃地との区分については、遊休農地は、草刈りなど小規模な整備で農地に復元できるものとし、荒廃地は、いわゆる耕作放棄地と言われるもので、森林あるいは原野化しており、復元不可能なものとされております。

これら定義を踏まえた中で、区分判断については、農業委員会による調査に委ねている状況であります。

また、遊休農地・荒廃地の除草景観対策促進ということについては、遊休農地・荒廃地などが、隣接している農地に及ぼす影響等のほか、地域の景観を阻害するなど、生活環境に及ぼす影響についても、農地の保全の重要性とともに広報紙などを通じて周知に努めております。今後も継続しながら、当該土地所有者・管理責任者等へのＰＲに努めてまいりたいと考えております。

一方で、観光地である我が町の景観保全という側面からも、住民みずからがボランティア活動や協働をもって景観保全に資するといった新たな仕組みづくりや、景観計画ガイドライン、景観条例なども念頭に、今後の環境・景観対策に臨んでまいりたいと、このように考えております。

遊休農地の攻勢的利活用の推進、畑地作目の多品種の奨励という質問に対しましては、遊休農地の利活用においては、賀茂農林事務所や農林振興会と連携してきたことや、ハンマーナイフの購入・貸し出しなどの対策を講じてまいりましたが、担い手不足や、周辺農地等の耕作状況、地勢的条件なども相まって、余り進んでいないのが現状であります。

このような中で、一部有志による任意団体として「遊休農地を活かす会」などが発足し、遊休農地の解消に向けた活動をされていると伺っておりますので、今後の活動を注目しつつ、当該団体との連携や支援方法などについても検討してまいりたいと考えております。

ご指摘のありました多品種奨励につきましては、農業者の多くは一部の耕作者を除き規模は小さいながらも、多品種による耕作など手がけていると認識しております。

多品種栽培の利点としては、各種野菜を抱き合わせでセット販売することが可能になり、客単価なども上昇が見込める反面、生産性、作業性においては、効率が悪いというデメリッ

トもあるようです。

農業生産物に対する思い入れなどは、個人差、温度差などもあることから、多品種奨励にこだわらず、生産者の意向によることがベストではないかと思料するところではありますが、生産者からのご相談などがあった場合には、ＪＡや賀茂農林事務所などと連携し、農業所得や勤労意欲の向上の観点から、適切なアドバイスや指導・支援についても対応できるよう準備してまいりたいと考えております。

伊豆縦貫自動車道の残土対策、畑地転用と活用の展望ということでございますが、伊豆縦貫道建設に伴う残土処理については、国土交通省が主催する「発生土利活用連絡協議会ワーキンググループ」が開催され、残土搬入候補地に係る協議において、候補地調査が進められております。

本町においては、当該候補地に関する事前の問い合わせは来ておりますが、現時点で予定する事業において残土の利活用を必要とする事業計画などはありません。

伊豆縦貫道整備については、河津以南における本格的な工事着手などはこれからでありますので、残土受け入れ等に関する正式な意向調査などがありましたら、吉祥町有地や共立湊病院跡地などへの利活用なども念頭に、今後、検討してまいりたいと、このように考えている次第です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　課長に質問ですけれども、今町長から答弁がありました遊休農地の対策では、農業振興会が25年前から百姓祭でやっている。もちろん個人で刈っている方もあります。私も百姓祭のあと、青市を含めての区間、ハンマーナイフを借りて草を潰したんですが、ハンマーナイフの有効は非常に重要だと。ただここで攻勢的な活用ということを言ったのは、この議会でも出ましたけれども、いわゆる吉祥町有地の体験農園は、120万円の公金がつぎ込まれております。一方で、百姓祭は、農業者の農業振興会議も、ボランティアでやります。若干草刈り燃料は提供されますけれども、現状ある遊休農地対策の団体のそこと被って、体験農園と被っているところが多くございます。批判するつもりはないんですが、やはり縦貫道がというか、南伊豆の地域の魅力をアピールする、地理的に不利とはいえ、海上交通が盛んな、これまで歴史の大半は、南町は歴史の先端にいたわけでありますけれども、陸上交通になってから、不便な状態が続いていますけれども、若い方々の中では、あと10年、

15年もすれば縦貫道が開通するという点で、もちろん物流がよくなってきているので、コンビニも進出してきております。この間、水野代表などが、トロピカルフルーツのドラゴンフルーツをたくさん栽培して、成功して、ふるさと納税に活用する等々も出ております。そういう点での攻勢的な活用、もちろんイチゴ栽培も青年も取り組んでいる方もおりますが、やはり設備投資が多々あって、そういう手を安易に推奨することはできませんけれども、若い方々やあるいは退職者に展望がある多品種、穀物だけではなくて、果物も含めた対応、こうしたものをぜひ研究・提案をしていただけるよう、期待をしたいと思いますが、その点、一言。

〔発言する人なし〕

○１１番（横嶋隆二君）　じゃ、要望にしておきます。

議長。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひまた、ほかの地域の事例も出しますので、全体の農業生産が30億切っているんですね。湯の花直売所を建てるに当たって、モデルとしたみちこまちの直売所が、みちこまちというのは内陸にあるんですが、農業生産額が23億あります。そういうのは、静岡県の農業政策、これは県の力も尽力いただかなきゃいけなんですが、私たちの地域をアピールする上で、海も含め、海はもちろんのこと、この気候と地域を生かした農産物はまだまだこれからの開拓のあれなんで、そういう点では、大きな余力を持って進めていきたいと私自身も思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、まちづくりの現状と課題と展望であります。

梅本行政の最大の柱である地熱発電計画、これの現状、行政報告で報告をされましたけれども、また掘削地点が変わるとかっていう話が出ました。この点で、私が繰り返し言う住民合意の点で、どういう状況なのかということであります。この間、地元の代表者と会って話すと、下賀茂区の合意が要らないとか、これをおかしいとして県にこれを確かめたら、そんなことはないとか、あるいは予定掘削地点を、これを町ではなくて業者が回ったと、まず質問するのは、この事業は改めてどこが主体の事業なのか、この点一言お答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　当然、南伊豆町が主体でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この南伊豆町が主体の事業に当たって、三井不動産の関係者が住民の合意を得るのに地権者、地主を回られたという話が入ってきました。これは事実ですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

大きい事業をやるのに、この小さな自治体が全部全てを賄うということはできません。そういう流れの中で、そういう形もあろうかと思っています。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　梅本町長は、「21世紀、私たちの住む町、あなたとつくる町」ということで、この３年前の町長選に立たれてなりましたけれども、町長に就任してすぐ、三井不動産をこの地熱発電の申請業務に欠かせないとして入れて、町主体の事業にどうして住民の皆さんの前に町の関係者、しかも個々訪問では圧力とさえ捉えかねない事態が生じております。町が事業主体だったら、町が責任を持って説得あるいは納得できる、得心できる説明をすべきではないのではありませんか。

〔「議長」と言う人あり〕

○１１番（横嶋隆二君）　まだ終わっていません。

前回の９月の質問で、私はその合意は、騒音だけではないもっと深いものがあるのではないかと言ったら、騒音だけだと。ところが終わって聞いたら、梅本町長の後援会の最高幹部と、あのときいましたが、隠しません、後援会長さんが、この町では反対したくても、それをやったら住民感情がずたずたになって、今耐えられない状態だと、どうしてここに圧力がかけられるのかと、そこまで切実な声を発せられる。中には職員まで圧力がかかったという関係者の職員、役場の職員まで圧力がかかったという話がありますが、これは事実ですか、担当課長も含めて。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

うわさに基づくような発言をされるというのは、非常に心外であります。私たちは圧力を

かけた思いもありませんし、ただ発言されている方が、どういう気持ちで発言されているのか、これは我々はわかりません。そして、我々は今、県ともいろいろ、静岡県環境審議会の温泉部会といろいろと調整しながら、下賀茂区長の同意は必要ないということも温泉部会のほうで決定したことであります。我々が圧力をかけてどうしたとか、何か議員の質問は、物すごく恣意的で、上げ足をとるようなお話になっている、このように感じます。

それで、三井不動産の件も、何も三井不動産がどうこうではないです。我々が地熱発電をやるについて、お手伝いをしましょうかというお話の中です。我々が先ほども言いましたように、この小さな町で新しい大きな事業をやろうとした場合に、果たして今の職員で十分対応ができるのか、そういうことを考えたときに、そういうことは当然必要じゃないですか。その辺のところは、議員としてご理解いただきたい。

そしてまちづくりをやっていくという上で、何が必要なのか。議員自体がこういう形での活性化が必要ないということであるなら、それはそのことで議員が質問されるほうがよろしいんじゃないでしようか。私はそのように感じます。非常に質問に対して、個人的な上げ足的なことをとられていると。

そして先ほど言いました「21世紀、私たちの住むまち、あなたとつくる町」というのは、私は町長になったからやったことじゃなくて、私が１回目に町議に出たときから、この標語をずっと使っております。私はこういう形で全てのまちづくりということをやっていきたいなと、その流れの中にミニ集会もあります。町民の意見を聞いて、情報を聞きながら進めてまいります。進んで進めている、このような決意でおります。その中で、住民の情報が十分に伝わらない場合もあろうかと思います。ただ十分話し合いをしているという自負は、私は持っております。余り一方、恣意的な、そしてうわさに基づくようなことは、こういう公の場で言われるというのは、議員の品格にもかかわるし、もう少しちゃんと調査をされて、そして質問されたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

現実の問題として、この事業自体を反対であるならば、反対という意見の質問のほうが、我々としては議論がしやすい、このように思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　あと45分ですね。

現場でじかに話を聞いて、その話した上での提案で、恣意的な要素は内容はありません。

むしろ圧力をかけ、公の会議とは別に個々に圧力をかけて、同意を強制的にとるような行為はおやめになることを注目もして、私の一般質問は、31分ですので終了させていただきます。ありがとうございました。

〔「議長」と言う人あり〕

○１１番（横嶋隆二君）　いいです、いいです、答弁は要らないです。いいです、いいです、終わりにしてください。終了。

〔「議長、答弁じゃないです」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時３１分

再開　午前１０時４０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇　清　水　清　一　君

○議長（稲葉勝男君）　７番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

それでは、まず最初に、生活環境の整備という形で質問させていただきます。

１つ目としまして、山間地域の荒廃した農地や、山林樹木の生い茂り等による国県町道路、住宅、農地への影響の把握や対策、考えはという形で質問させていただきますが、南伊豆町も高齢化によりまして生産人口、要するに働ける人口が減ってきていると。このようなことを考えるときに、生産人口が減ってきた中、農業生産人口も減ってきていると。そうすると、耕作農地も減ってくると。

また、あるいはそういう形の中で、農業やらずにそのままといった、自分の農地だけれど

も、草刈りはしないという農地が出てくる。それらを考えたときに、その周りに住んでいる方々、これまで農地で田畑が放置をされていたけれども、そうしたときに、地区の住民が大変住みにくくなるという形があるわけですけれども、まずそういう形の中で、この対策をこれからどのように考えていくのか。それと、やっぱり国道、県道が樹木が生い茂ってきて、大型自動車の通行等に大分木が当たって、余り南伊豆町内を車で走りたくないという方も出てきているわけですけれども、そういうものに対しての町としての考えをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

国・県道については、下田土木事務所により巡回などが月４回程度行われており、町道では２カ月に１回程度のパトロールを実施し、状況把握に努めております。車を運転したくないという人がなくなるように頑張りたいとは思います。

また、例年７月から11月の間に、２回程度の草刈り業務委託をもって町道管理は実施しております。

住宅地等については、主要な道路側からの目視による状況観察を実施する程度で、具体的な対策は行っておりませんが、個人所有地でありますので、行政側からの対応は非常に難しい状況にあります。

また、荒廃農地対策としては、状況調査を実施し、現状把握に努めておりますが、権利問題を前提とした広報活動以外に効果的な対策がないというのが現状であります。

このような中で、町内有志による「遊休農地を活かす会」などにより、荒廃農地等の解消に向けた活動が積極的に行われていることでありますので、このような団体等との連携を図るとともに、森の力再生事業に取り組む事業体などとの連携のほか、間伐材などを活用したバイオマス発電なども視野に入れて、予算化した道路等の間伐事業費を活用しながら対応を進めてまいりたいと考えております。

加えて、各地区において、区長様を初め、冬場の火災予防においても消防団からの呼びかけなど熱心に取り組んでいただいておりますので、情報共有に努め、地域と連携した荒廃対策に取り組んでまいりたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ答えていただきました。

行政側から国県道については難しいという形のをいただきましたけれども、まず国・県道のほうからいきますけれども、町道も今、年１回、２回の草刈り等を行っていると言いましたけれども、これを県内の全部の町道ではないわけですけれども、主要的な各地を結んでいるような町道については、草刈りを行っているわけですけれども、その上の木については、どのように考えて、これまでも切ってもらえるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

予算上、まず持っております。それに対して、倒木関係の処理に対して地区のほうから要望がありましたら、その都度、それを精査をして、来て処理をしているという状況です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　区から要望等があるという話ですけれども、基本的な約10本ほどの町道については、基本形はできていなんでしょうか。それとも、それ以外の町道もありますけれども、基本的に日常的な、上小野から吉祥とか、あるいは南野の加納から石廊崎の町道とか、そういう形があると思うんですけれども、そういう町道についても木の伐採等々に関してはいかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

主要町道に関して草刈りを２回やっています。木に関しては、どこの路線、町道であれば全て対象にしております。要望があり次第、処理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。

一応前向きに対処していくから、各区の皆さんも道路のほうに何かあったときには、区長さんを通じて役場に行って相談していく中で、生い茂げに関してはどうにか対処できる可能性があるという形で見ていればいいと思うんですけれども、そういう形で私は解釈しましたが、それでよろしいでしょうか。今、課長さんが答弁いただきましたので、多分いいと思い

ます。

この生い茂り、草木の各集落の農地に関して、広報等で草を刈ってくださいよということしかできなんだよと、今、答弁であったような気がするんですけれども、広報も必要なんですけれども、その先行くようなことを今町長の答弁では、遊休農地何とかという会の草刈りを行うという形を言っておりましたけれども、それについても、そういう遊休農地何とかっていう会は、どのような事業を行っていくのか、まず最初にお答え願いますか。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

町長が答弁したとおり、遊休農地の解消について個人で有志が集まって解消して、農地として提供していると、使ってという形をとっているという認識でおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　具体的には、手石和田原の一部を今具体的に耕作地に変えているということも聞いております。それと、耕作地、いわゆる遊休農地とか耕作地に関しましては、前議員からの質問だったかと思いますけれども、固定資産税の請求書の中に、そういうものを解消するようなパンフレットを入れたらどうかというような話もありました。そういうことも含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　遊休農地解消の有志が集まってやるという会があるという話でございましたけれども、手石の和田原を１町刈るのか２町刈るのかわかりませんけれども、あそこを、和田原を、そんな中で１町か２町しかできていない中で、せめて３分の１やってくれれば、ほめられるんですけど、１町か２町、ちょっと10分の１から言えないなという話になってしまう。ですから、そういうものを、せめて３分の１ぐらい、ああ、さすがだ。要するに農業振興会の草刈りをやったときに、あそこをみんなで日野の信号、こちら下賀茂から竹麻小学校ですけれども、その右側も左側も全部、あの当時、左は家は全然建っていませんでしたから、まだあそこは全部田んぼでした、20何年前。そこを私も１回見たら、この間風邪を引いて一回休んだんですけれども、草刈りに行っているという状況を考えたときに、やっぱ

り１回目のときに、両方草を刈ったという形の中で、さすがだなという話を言われたわけです。それで、その後トラクターで脱穀しに行ったら、そういった形の中で、脱穀してきた中で、何なんだかできてきた形ですけれども、そういう形を、せめてそういうグループがあってやるんだったら、目に見えるものができてほしいものですから、そういうふうにやっていただきたいなと思います。それはもう思うだけで、あとは当局のほうがうまくやっていただけるようお願い申し上げておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　農業振興会を組めば、今遊休農地を守る会も含めて、町のほうでもいろいろとサポートしながら、できる限り手石和田原からをどういうふうにしていくか、今後考えていきたいなと思います。

それと、先ほどの議員の質問に対して、町民課長から答弁が、補足があるそうでございます。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君）　先ほど広報活動の部分で、委員からご質問がありまして、その部分につきまして、１点私のほうからの補足ということでさせていただきたいと思います。

今、私どものほうの所管しております税の関係でございますが、29年度の固定資産税の納税通知書の発行に当たりまして、この発送用に使います封筒ののりしろの耳の部分に、一応キャッチフレーズを考えまして、「すばらしい南伊豆町の自然環境を後世に、所有地の環境美化にご協力ください」という文言を入れることを今考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町民課長、一生懸命考えていただいて、そういうことが積み重なっていって、皆さんの草を刈っていっていただければ、住みよい町になってくると。住みよい町になってくるということは、よそからの移住者も来やすい。要するに今住んでいる人が住みやすいところには人が来るけれども、住みにくいところには人は来ないと、そういうふうに考えたときに、皆さんで住みよい町をつくっていただきたいと思います。

次にいきまして、空き家等の適正管理に関する考えはという形で質問させていただきます。

空き家対策の空き家の適正管理ということですね。今、町長あるいは課長が答弁するのは、

農地とか産業についての答弁でございました。ところが、空き家も管理しないと、大分だめになってくる。家自体もちょっと管理しないと、だめになってくる。まず、宅地についても、草が入ってきたりとか、松の木がいっぱい生い茂ってくるとかという形が出てきたときに、なかなかそういうものが隣の人によって、草を刈ってもいいんですけれども、家も本当は入ることができない、やってあげればいいんですけれども、そんなことをやったら怒られるわけですから、やらないわけですよね。そうしたときに考えたときに、その先にじゃ何が残るかと考えたときに、害虫の発生とか、あるいは地震があったときに、あるいは台風があったときの、そこから飛来する、あるいは地震では潰れる可能性が出てくるという形がある。そういうことを考えたときに、この（３）の空き地（宅地等）の適正管理・雑草等の除去に関する考えはというのと一緒になるんですけれども、これについての町としての考えをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まず、空き家の適正管理について、町の考え方を言います。

空き家等の適正管理については、平成27年度に町内の移住定住を前提とした空き家に関する調査を実施いたしました。

この調査結果から、物件所有者は、空き家の利活用について余り積極的ではないという傾向が見てとれました。

このため、居住している段階から当該制度への理解と検討が促進されるような体制づくりを構築する必要があること、さらには、物件の付加価値を高めることにより、移住・定住の推進につなげていくことが重要と考えております。

また、放置された倒壊の危険や防犯上から、安全・安心への懸念材料となる空き家が少しでも減少するような制度づくりについても、今後検討していきたいと、このように考えております。

また、空き地の適正管理・雑草等の除去に関する考え、対策ということに関しましては、空き地等の管理につきましては、公共用地の場合は、所管する職員等による草刈り・除草等の管理を実施しております。

個人所有の空き地に関しては、先ほども答弁いたしましたが、地権者の自助努力を促す以外なすすべはありません。

一方で、観光地である我が町の景観上の観点から、今後の景観条例制定に向けて、景観形成プラン等に取り組む中、町民が参画する景観づくりの意識づけなど、私有地等の適正管理についても取り込んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町長、ありがとうございました。

なかなか難しいなということが今答弁の中でありました。私もそういうものが余り上手じゃないもんですから、何をやったらいいかよくわからないんですけれども、一生懸命やっていますよということはわかりました。

ですから、やっぱりそういう形の中、先ほど町民課長が言われましたけれども、固定資産税の関係で、適正に管理してくださいということが書いてあるだけでも、大分変わってくるかなと、そんな形で書いてありましたけれども、ふるさと納税の関係のやつをうまく納付書の中に書いていただいて、町でシルバー人材センターが、ふるさと納税で行っていると、あるいはお墓参りもやってくれているという中を考えたとき、そういうメニューがあるわけですけれども、そういうものを草刈り、あるいは家の管理というものを、もっと広げるような考えをシルバー人材センターでやっているから、そういうものを考えてはどうですかというものを、町としても提案していってあげたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　商工観光課長。

○商工観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

今、ふるさと納税の関係でございまして、それにつきまして、今現在シルバー人材センターを活用した中で、お墓等の部分も含めまして、メニューの一つにはなっていまして、パンフレットと、あとは町のホームページですね、そこの中でメニュー紹介ということでやっております。

それと、空き家の管理につきましては、またそのシルバー人材センターのほうと踏まえた中で検討していきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　うまくやって、空き家等のあるいは宅地等も、そうやって上手に

ば、またお墓についても墓参りに行ったときに、そのいるわけですから、そういうものをうまく考えていただきたいなと思います。

それで、４つ目の空き地、空き家対策等の適正管理に関する条例制定の考えはという形でお伺いいたします。

全国の多数の市と町が、空き地や空き家対策等の適正管理に関する条例をつくってきていると。静岡県内でも４つから５つの市と町からつくってきていると。その辺を考えたとき、南伊豆町内のような、やっぱり先ほどから質問の中にありますように、草も木も茂っているようなところでは、こういう条例をつくっておくのも一つの手ではないかなと考えますが、町としてはどう考えておられるでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

空き家対策においては、平成27年度に調査を実施いたしました。

対象となる空き家は39軒で、このうち危険家屋と思われる11物件を除いた28の件につきましては、地域整備課が主体となり実態調査を進めております。

この調査実施が終了した後に「空き家等対策計画」を策定し、「特定空き家の認定に関する協議会」を立ち上げた後に、「空き家適正管理に関する条例」の整備を進めてまいります。

また、空き地、空き家等の適正管理においては、防火予防の観点からも、下田地区消防組合で定める火災予防条例で物件所有者等の防火義務などについて、厳しく規定されていることから、空き地に特化した条例整備の必要性などについては、今後検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　空き家に関するのはあれだけれども、空き地に関しては消防署のほうの条例でうまくできるか、そちらで対応していくか、つくらなくても大丈夫かなということを考えての答弁だと思うんですけれども、消防だけでなくて、災害、あるいは空き地に関しては、要するにその土地から水田等をつくっているわけですけれども、隣の土地からカメムシがいっぱい飛んできて、そこに関しては、カメムシ被害を受けてと予想されますね。１等級が３等級になってしまう。そうすると１俵につき大体1,000円近いものが考えられるわけ

ですよ。だから、そういう害虫が来るだけで、そういう収穫の単価が下がってしまった。隣がちゃんとお米をつくっている、あるいは草刈っていて、あるいはそこで、そういう害虫での被害という話が考えられますので、消防だけではなくて、経済的なものもあるわけですから、あるいは生活環境的なものもあるわけですけれども、メーンとしては火災ということで言うかもしれませんけれども、消防だけでなく町としても考えているような、火災だけでなくて、農作、農業被害も考えなきゃいけないよということを、思うもんですから、この空き家の条例をつくるときに、そういうときにセットで空き地のほうの管理者のものも、空き家の条例をつくるときに考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

先ほどもお答えしたとおりでございますが、議会のご意見を聞きながら、空き地に関しても条例整備については検討していきたい。空き地、空き家適正管理に関する条例というような感じで考えていくことはやぶさかではないと思っております。

また、その形ができてまいりましたら、全員協議会等に諮りまして、方向性をはっきりと決めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、（５）の町内インフラ整備についての取り組みという形で進めさせていただきます。

まず、国・県・町道の整備計画はどうなっているのかという形でお伺いいたします。

国道、県道、町道の関係も一條稲梓線の陳情要望活動等も行っておりますけれども、それについての状況等々、町長の行政報告でございましたけれども、情報・通信回線のほうのネットワーク整備でございますけれども、62局で今工事を行っているわけですけれども、それについて行政報告ではありましたけれども、ご答弁いただけたらよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

まず、国・県道についてでありますが、国道の整備計画は聞いておりませんが、県道については、観光関連での整備として下田石廊松崎線と波勝崎線整備を県が実施しております。

本町といたしましては、石廊崎町有地の整備事業に合わせ、特に下田石廊松崎線について重点的に整備要望をお願いしてまいりたいと考えております。

町道については、南伊豆町認定こども園の開設を機に、周辺道路の拡張改良を行っているものが主になりますが、道路ストック点検により、道路維持修繕に関する事業があり、予算の平準化を図りながら実施してまいります。

また、情報・通信関係の整備につきましては、本年度事業として62局に限った光回線への切りかえ事業を行っており、年度完成を目指しております。

なお、残り３局の切りかえについては、62局が光回線に変わった状況を見ながら検討してまいります。

また、議員からご指摘のありました一條加増野線の開設が、開設につきまして、何とか国・県に要望活動をもっともっと強く進めていきたいなと。そして、やはりこれが南伊豆町のある意味では命の道になってくるんではないかなという感じは、私は持っております。そういう意味でも、何十年先の話かわかりませんけれども、何とか事業の計画に県が乗ってくれるような方向性をつくっていきたいなと、このように思っております。

それと、光回線、光ファイバーの件でございますが、62局以外の各局につきましても、順次進めてまいりたいと、このように思っております。

では、一応そういうことで順次各局を開催、全町光ファイバーがというような状況へ、何年先になるかわかりませんけれども、進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町長、ありがとうございました。

62局は今年度中に行われるという形、それについては、行政報告では、町はあるいはNTTが説明会を来年になったら行うけれども、今町長の答弁に各局とかという話がありましたけれども、64局、65局、67局、プラス63局というのがあるわけですけれども、そのものに関しての、これからの順次開設していくんだと思いますけれども、それについての町としての、これからどういうふうにしていくのか、そこをお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

年度末をもちまして、62局の光ケーブルから完了する予定でございます。人口規模で申しますと、約８割の方々が住んでいる部分の事業が完了いたします。かなり62につきましても、事業ベースで進めるに当たっては、その人口密度の問題が薄目であるということで厳しい状況でございました。

今後は、ますますその人口密度の問題が厳しくなってまいります。これから、あっちのほうでも１月に光ケーブルについての地域説明会等を実施させていただく予定ですけれども、62局内での加入率、利用率といったものも今後の展開に重要になるんではないかなと。62局で通信事業者さんがせっかく整備をしたのにとうとう使われなかったということになりますと、基本的にもうその他はないということになってしまいますので、62での加入率、利用率が課題になってまいりますので、年末年始、１月からの説明会等について力を注いでいきたいと、そう考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　この加入率が高くないと、65局が67局にならない可能性がＮＴＴに対しても、なかなか要望を出すわけにいかなという答弁だと思うんですけれども、となりますと、この加入率を高めるような工夫も考えなきゃ、入るのは個人家庭の方々が入るわけですけれども、高める工夫をしないと、62の方々は皆さん入ってくれなかったから、65局、あるいは67局、あるいは64局の方々に光が来ないなんて話になったら、大変町としても不安な、やっぱり65とか７の方々が光を待っている方もいっぱいおられるわけですから、そのことに関しての加入率を高めることがベストではないかなと思うんですけれども、それについての取り組みはどのように考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

現在、庁舎職員、係長級を中心に、この光ケーブル網を使って何ができていくのかという勉強会を開催しているところでございます。その中で、できていくことということについて、今、学校関係の教育的なことがということが出てきておりますが、やはり最終的には行政で実施していくということになりますと、それでは62局以外の方々は、そもそも４月からそれらが使えなくていいのかという問題も出てまいりますので、今庁内会議で出てきたようなこ

とが４月早々にできるということには難しい部分も出てきておりまして、頭を悩めているところではございます。

最終的に金銭的な問題も出てまいりまして、62局といいますか、１局社ビルという何局何局のビルの光ケーブル関係の維持管理費、インフラ整備ではなくて維持管理費だけで年間やはり1,000万円程度はかかるということになってまいります。これを事業者が商業ベースで持つか、または町が持つのか。極論を言ってしまいますと、地域公民館に設置した場合に、ではその区でこの1,000万円単位の予算を支出していくのかということにもなりますので、そのあたりの収支のバランスもしっかり見た上で、費用対効果のほうを庁舎内で検討した上で、事業を展開していきたいと考えております。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　ＮＴＴの光に関しましては、今課長が答弁したとおりであります。その中で、川根町の例もあります、無線による形が。その辺を川根町の町長と話して、財政負担とかそういうことを、もしあれなら、その相談に乗るよという話もいただいておりますもので、そういうことも含めて今後検討していきたいと思っております。何しろ財政負担が引かれていくと、ＮＴＴさんとの関係の中では相当財政負担が厳しいものになってくるだろうという、だから無線になるんですかね、そういう形で川根町方式が果たしてどういう方式なのかも検討しながら、新たに全町を比較的覆うような形も考えていきいたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　はい、わかりました。

なるべく、町内に光が来ればいいわけですから、それに向けた取り組みを考えていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

地域コミュニティ活動は最後にお伺うことにして、３番目の地熱資源開発と下賀茂温泉という形で、先にやらせていただきます。

行政報告でもございましたけれども、その後の地熱開発ですね、資源開発についてという形でまいりましたけれども、これを住民理解促進、調査検討等これまでの経過、今後の予定

はという形で書いてございます。

行政報告でもありましたけれども、これまでの経過、これからの予定等もありましたら町長のほうからお答えを願います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

行政報告と重複いたしますが、平成28年７月28日に、平成28年度第１回静岡県環境審議会温泉部会が開催され、「南伊豆町の調査井掘削計画案について」が議題として取り上げられました。

同部会では、継続審議とされていた３本の源泉処理が確定したため審議は終了し、調査中の異常発生中止基準について詳細な資料を添付することとし、掘削周辺住民の合意形成においては、下賀茂区長の同意書を添付するを条件とし、10月の第２回静岡県環境審議会温泉部会において再度審査することになりました。

10月７日には第２回温泉部会が開催され、異常発生中止基準については承認が得られました。

また、７月の部会において下賀茂区長の同意書添付を承認条件としておりましたが、同温泉部会における温泉掘削の地域同意については、当該温泉組合の判断に委ねてきた経緯を踏まえた中で、このような条件提示が南伊豆町の地域振興問題に介入することになりかねないとする意向から、掘削工事の影響が考えられる範囲の居住者の意見ヒアリングシートの提出に改められました。

今後は、調査井掘削場所の変更をもって、周辺住民のご理解をいただき、平成29年６月をめどに、ボーリング調査を実施してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今の町長の答弁によりますと、これまでは　　掘削調査をする場合に、下賀茂区長の同意が必要だったけれども、７月の温泉審議会の中で変更になったと、要するに区長の同意が必要なくなって、ヒアリングシートという住民の、近所の方々のヒアリングしたものを添付すれば、それは同意ありだと。同意するしないにかかわらず、そういうものを出していただければ、掘削の調査とか県としての評価とかにかえるというふうに解釈した

んですね、それでよろしいですか。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

ただいま、もともと下賀茂区長の同意書が必要であったものがというのをいただきましたけれども、町内におきましては、もともとについては温泉組合の同意書というものでした。それが、全部環境審議会事務局のほうにおきまして、再生可能エネルギーの調査という特殊なことであるからということで、特殊な地域自治会の区長の同意書を必要とするという見解を出してきたわけなんですけれども、今回につきまして、その審議会の委員さんの中から、そこまでこの審議会で議論することについては、地域の　　策、そういったものにも多少突っ込んでいくといことになって、そもそもの環境審議会の役割と違うことまでやることになるのではないかという見解が出てまいりまして、10月の審議会において取り下げになったと。以前からの何十年来の形に戻って、温泉組合の同意書ということになったということでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ヒアリングシートの話は、近所の人の話は必要だと思うんですけれども、それについては、どれくらいまでの方々のヒアリングを行うのか、お伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

ヒアリングをさせていただく範囲につきましては、下賀茂区内におきましても、班の単位。班でいいますと17班、18班で、この範囲に住んでおられる方々になります。これがヒアリングの対象ということで、現在、戸別訪問をさせていただいている状態でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　これ、そういうことでやっていきたいと町長は思っておられますけれども、この調査地点の再検討を進めて、南川の上流部にある場所のという形だと思うんですけれども、その場所等はもう大体どのような場所を選定したのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

これまで２年間の地表からの調査によりまして、熱源の有望箇所というのは、ほぼ見えてきております。それが南野川流域であったということで、そこから遠く離れるというは、ちょっとできない状況になりますので、南野川を上流にさかのぼりまして最も人口密度が薄いところ。現在の環境基準で、振動、音等が問題とされる範囲というのが、デシベル上は半径150メートルの範囲内ということになっております。その中に、限りなく住んでいる方の少ない場所を選ばせていただいたということになります。一、二軒程度の方については、どうしてもその輪の中に入ってまいりますが、基本的には環境基準のほうは、その一、二軒の方にご迷惑がかかるというところまで絞り込んだ中で、もともと下賀茂区で説明会等も開かせていただいた時点から、約200メートル程度奥に入ったところに、絞り込みをしているところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今、課長の答弁で、前回の場所から200メートルぐらい奥にと言いましたけれども、具体的にどこの地点から200メートル奥まったところなのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　図面等で表示ができない状況での説明になりますので、以前の宿泊施設等の名前を使わせていただきたいと思いますけれども、もとの場所と申しますのは、旅館の旧藤波荘さんがあった場所の川べりということになります。今度の場所というのは、それから南野川、そして道をさかのぼりまして200メートルぐらい奥に行ったところの岩場ということになってきております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ではそこで今度の調査を終えたんだという形だと思うんですけれども、その調査井といいましても、よく言う普通の温泉でも約10センチ、15センチと穴を掘るわけですけれども、どのような井戸の直径、要するに上部と下部ではちょっと直径も違うわけですけれども、それと深さを考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　今回の調査方法につきましては、ごく一般的なものを考えておりまして、深度でいいますと約1,000メートル程度、1,000から1,400メートル程度のところを狙ってまいります。ここでの直径が10センチ程度ということになりまして、地表部分では、これについて10センチでそのまま掘り込むわけにはまいりませんので、70センチから90センチ程度の深さから始まって、最終的に1,000メートルのところで10センチ、直径という形で考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　上部ではもう70センチの直径、このテーブルぐらいの、要するにマンホールぐらいの穴をまず掘り出して、そこから下へどんどん掘っていって、下では10センチになるという井戸を掘るという形だと思うんですけれども、そういう形でまず掘る、1,000メートル。では、その周りの温泉の源泉は、これまでの源泉の深さは何メートルですか。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　およそなんですけれども、200メートル程度までとされております。ですので、最初の200メートルを掘り抜く部分で、細心の注意を払うということを考えておりまして、ケーシングという周りを筒で覆っていきながら、周りに影響を与えないようにまず掘っていくという形を考えておるところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　1,000メートル、前の源泉が200メートルという形がある　　この行政報告は、地熱に関する学習会、あるいは地区説明会を開催していくと。掘削調査実施の間に学習会、地区説明会を開催していく予定となっていると書いてありますけれども、今年度、そうしますと、町主催で学習会あるいは地区説明会をどのくらい行ったのか、またあるいはこの学習会、説明会等をいつ行う予定なのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　この学習会、説明会等につきましては、経産省の補助金によります地熱の議会促進事業というものによりまして進めているところでございますけれども、本

年度につきましては、この補助金事業によります学習会、説明会につきましては、第１回目をこの12月中に、そして全体的には年度末までに３回から４回程度を考えております。

これ以外には、地域へのボーリング調査といいますか、ボーリング工事の説明ということで、下賀茂地域のほうで１回ほどやらせていただきまして、また下賀茂区のほうで開催いたしました集会につきましても、１回ほど説明者として招かれましたので参加させていただいております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今聞くと、これから３回行うよと。そういう学習会みたいのを３回行いたいと。説明会みたいなものを、これまで一、二回行ってきたというような答弁だというふうに私は解釈したんですけれども、地区説明会等も行っていきたいという中で、町民に対する説明会も必要じゃないかなと、議会のほうもなかなかちょっとあれなもんですから、この地熱に関しての説明をなかなか受けづらいものですから、ということは、町民に対してもわかっていないんじゃないかなと思うわけです。町民に対する説明会というのは、どういうふうに考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

その件に関しましては、昨年度、一昨年度と既に２年間をかけて町全体の学習会、説明会を進めてきたところでございます。その中で、まず資源の調査ということに関しては、この地域、町にとって大切なことであろうということで、今回、この1,000メートル程度のところで、まず200度という安定した温度があるかどうかを、それを調査するということになったわけでございまして、さらにその地域を絞った中で、その調査口をあける近辺で理解促進事業を続けていこうということになっておりますので、回数的には随分やってきたという考え方でおります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ伺いたいことはありますけれども、週に１回ぐらいはやっておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

それで、この試掘を行った場合、熱湯でも温度が仮に出たとしたら、そうした場合、今度は調査精度を増す掘りをするのか、あるいは別の場所で発電用の井戸を掘るのか、あるいは、これが調査井でなくて発電用のとする場合、また同意が必要になってくると思うんですけれども、そういうものは、どのように考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

まずもって、今回の試掘、ボーリング調査の目的につきましては、先ほども申し上げましたとおり、1,000メートル程度の深さで安定した200度程度の温度といったものがあるかの確認になります。温泉自体の分岐については、１週間以内の短いものということで考えております。

第２段階としましてはになりますけれども、これ業的にまず1,000メートルのところに200度程度の安定した温度がないと、ちょっとこれ以上調査にお金をかけてもという費用対効果の問題が出てきますので、一旦中止をすることも視野には入れておりますが、200度があった場合、今度は近隣の源泉所有者様等を中心とした承諾が必要となってまいりますけれども、まずその新しく掘った源泉、または若干掘り込みはすることになるかもしれませんが、それを半年程度以上は噴気させてみることによって、本当に周りの源泉に影響がないのか、そういう長期調査をすることになります。その際に、長期の分岐になりますから、まずその調査をやってみることについては、危険度、リスクが上がってまいりますので、さらにその段階で温泉組合の同意といいますか、温泉組合がどのようにそれを考えるかということの再度の確認が必要になってまいります。その部分で、そこでも確認、承認がとれたとしまして、半年以上運転してみた時点で影響がないということが確認できたら、次は生産性という、現段階で言いますと、それが発電用に使えるのかどうかの井戸ということで、第３段階目の確認、承認。ここまでは何も問題なかったけれども、じゃ、次の段階に進んでいいのかどうかということについては、ここで先ほどは温泉組合だったものが、また温泉組合の皆様、そして、これは町民の皆様にもまたご意見を伺っていくことになろうかと思っておりまして、基本的には３つの山場といいますか、そういう意向確認の場があると。そして今が第１段階が一応終わりまして、大体調査の場所が決まってきたという第１段階の部分であると認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　今、答弁によりますと、温泉組合の同意とかと言われておられましたけれども、温泉所有者の同意というものは必要ないのか。要するに温泉組合の同意でいいという話になっているのか。課長の中で消費者の同意とかとちらっとありましたけれども、よく聞いてみると、消費者としての温泉組合の同意というのは、聞き取りがあったんですけれども、消費者の同意というのは、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　温泉を掘る場合に必要とされております個人様の所有者、個人様の同意というものにつきましては、その掘った場所から半径200メートル以内に源泉を所有する方の同意となっております。これは最低限必ず必要なものになります。

それとあわせまして、それだけではちょっと温泉群全体の問題についてどのように地下でつながっているかということも解明し切れていない状態ですので、源泉所有者の皆さんの組合組織であります温泉組合、この中での理事会の同意書、そういったものをいただいていくことになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろな同意書が必要だと思うんですけれどもですね、この発電所ができたときに、例えの話ですけれども、出たときに、そこの地区の不動産的な価値は上がってくるのか、あるいは下がってくるのかというものをちょっと考えてみたことがあるんですけれども、不動産金額価値は下がってくるんではないかなと思うんですけれども、そこについての考えというか、そういう考えは、課長としてはどう思われますか。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　これ、もう全国的な比較論、相対論になりますので、これが決定版というものはないとは思っておりますけれども、現状、同町内、また下賀茂区域内については、事業所、また工場といったような数がほぼない、発電所の場合は、年商６億円であったり７億円だったりという形の規模の事業所になるわけですけれども、そういうものがない状態で進んできております。それができてくるということについては、この地域としてみれば、何らかの経済的な影響効果が出てくるであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　課長の話ばかりですから、具体的にはあると思うんですがなかなか答えるのは難しいだろうなと考えます。

次の質問に行きます。

湯けむりの町としての温泉活用の考えはという形でお伺いいたします。それと、下賀茂温泉の温泉活用の発展策をどう考えていくのかという形でお伺いいたします。

先ほども町民憲章の話もありました。町民憲章に湯けむりという言葉がございますけれども、この町民憲章を考えたときに、この温泉を活用しなければどうしようもないんじゃないかなと、それだけでなくて、もっと温泉を活用した銀の湯もそうなんですけれども、温泉を活用したものを、これからも考えていかなきゃいけないんではないかなと考えます。　としても、町としてのこれまでの考えをお伺いいたしますし、温泉活用の発展施策をどのように考えていくかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

下賀茂温泉は、古くから湯けむりたなびく湯治場として旅人に愛され、旅館やホテルなどで、主に浴用に利用されてまいりました。

近年においては、湯量の低下やスケールの堆積に伴う施設管理面などで、維持保全に係る経費の捻出に苦慮している状況もあり、歴史ある温泉地としての存続が危機的状況にあると憂慮するものであります。

宿泊施設事業者においては、それぞれ趣向を凝らした誘客戦略をもって臨んでおられると認識しておりますが、誘客に直結する情報提供のほか、魅力ある商品開発や質の高いサービスの提供が不可欠であると思われますので、温泉組合、観光事業者、観光協会、関係団体との連携強化を図り、地熱資源の利活用と合わせながら、さらなる温泉の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

また、温泉の活用の発展策ですけれども、下賀茂温泉の活用については、基本的には温泉旅館等の宿泊施設利用者の増加策が上げられますが、これに加えて、浴用以外の利活用も極めて重要であると認識しております。

町内には120本を超える源泉があり、そのうちの約半分が未利用、休止という状態にある

ことから、温泉の枯渇や湯量・熱量の減少等も危惧されることなどから、温泉そのものの賦存量調査のほか、これらの影響・評価に関する検証が必要と考えております。

一方で、源泉所有者の高齢化や後継者問題のほか、維持管理に伴う財政的負担などの主要因に加えて、遠隔地まで引湯している温泉管の腐食・経年劣化は、今後の温泉観光事業における重要課題であると言わざるを得ません。

本町では、平成26年度から地熱開発理解促進事業に取り組み、事業の一環として行われた温泉ワーキングにおいても、温泉の一元管理、源泉所有者の負担抑制、温泉配給システムの構築など多岐にわたる貴重なご提案をいただいてまいりましたので、今後においても、地熱・温泉熱資源等を多様面で活用することが、下賀茂温泉のみならず、本町の地域活性化に不可欠であると確信するものであります。

それと、一昨日、月曜日に、ミニ集会に誘われました。このミニ集会の人が、やはり下賀茂温泉の活性化ということを、私に提案してきました。具体的に何なのという形の中で、湯治場としての活用ということを提案されました。ただ単に湯治場といっても、なかなか非常に難しい。それで、町でなくて、その提案者に対して、そういう形を、いわゆるビジネスモデルになるというか、旅館のモデルになるようなものをつくっていただけないかということをお願いしました。

例えば民宿の人たちが高齢化で、例えば民宿経営が非常に厳しいということであるなら、素泊まりで湯治に来る。その分値段を安くするとか、そういう銀の湯を使うとか、いろいろな形の中で、湯治場としての利活用を広めていきたいという、その方の意見でありました。そういうことに対しては、何としてもサポートしていきたいなと、いろいろ相談していきましょうという話をいたしました。

そういうことを含めて、今後の湯けむりの町としての温泉活用、本来の湯けむりたなびく湯治場、こういう形を復元できればいいなという感じはしております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町長言うように、そういうものができてくれば大変いいわけでございますし、湯治場の話もございましたけれども、湯治場もやれば、それなりの結果かと思いますし、せっかく湯けむりのたなびく町というわけですから、この観光協会、商工観光課のほうで、湯けむりのコンテスト、要するに写真コンテスト、冬場になると、特にこういうきれ

いに湯けむりが上がる温泉街というのは、意外と少ないわけです。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君、定刻となりましたが。

○７番（清水清一君）　はい、わかりました。終わります。これしゃべったら終わります。

これを、意外と少ないわけですから、そういうものをうまく考えて、コンテストをやるとか色々と考えます。それからその最後の質問については、また答弁は、その関係からよろしいかと思います。どうもありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君の質問を終わります。

◎議第１１５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　これより議案審議に入ります。

議第115号　南伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第115号の提案理由を申し上げます。

地方自治法第196条第１項の規定に基づき監査委員を選任し、地方公共団体の財務や事業について、適正に執行されているか監査しております。

委員である髙橋正明氏の任期が本年12月６日で満了となるため、すぐれた知識と豊富な経験を有する髙橋正明氏を改めて選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、同法第197条の規定に基づき、選任の日から４年となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第115号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第115号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１１６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第116号　南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第116号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条第１項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、固定資産評価審査委員会が設置されております。

委員３人中、横山誠氏の任期が本年12月31日で満了となるため、すぐれた知識と豊富な経験を有する横山誠氏を改めて選任いたしたく、同条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、同条第６項の規定に基づき、選任の日から３年となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第116号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第116号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第117号　南伊豆町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第117号の提案理由を申し上げます。

本議案は人事院規則の改正に伴うもので、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるものであります。

配偶者同行休業期間の延長後の期間が満了する日に、当該配偶者の外国での勤務が、同日後も引き続くことが延長の請求時に確定していなかったこと、その他町長がこれに準ずると認める事情を、同条例第６条の２として追加するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第117号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第117号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第118号　南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第118号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2016年人事院勧告による民間格差解消のため、賞与に関し、民間の支給状況を踏まえた上で、常勤の特別職についても期末手当を0.1か月分新たに配分するものです。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君）　議第118号についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成28年８月８日の人事院勧告に基づき、10月14日の閣議決定を経て、11月16日、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第81号）が可決成立したことに伴うものでございます。本議案及び資料ナンバー２としてお配りしてございます新旧対照表とあわせてごらんをいただきたいと思います。

改正条例第１条においては、改正元条例第５条の期末手当について、12月支給分の率を「100分の222.5」から「232.5」に改めるものでございます。

なお、この適用時期は附則にお示しのとおり、平成28年４月１日でございます。

また、改正条例第２条では、本年12月で加算した0.1カ月分を、平成29年度においては、６月と12月の支給に振り分けるため、それぞれ0.05月分を加算するもので、「100分の232.5」から0.05カ月分を差し引き、「100分の232」とするものでございます。改正条例第

２条の適用時期は、ただいまご説明いたしましたとおり平成29年４月１日となります。

また、特別職の給料に関しましては、南伊豆町特別職報酬等審議会に諮問し、答申を得ることとおりますが、今回、手当につきましては、その規定がないことから、諮問対象外とされているところでございます。

また、これまでにも、後ほどまたご審議をいただきますが、一般職と同様に条例改正してまいりましたので、今回も同様に上程をさせていただくものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　議119号ですよね。

○議長（稲葉勝男君）　118号。

○７番（清水清一君）　勘違いしました。後で聞きます。

○議長（稲葉勝男君）　よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第118号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第118号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第119号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第119号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2016年人事院勧告により、官民格差等に基づく給与水準の改定が求められ、平成28年11月16日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決成立したことに伴い、一般職の給与条例の改正を行うものであります。

また、平成29年度から、賀茂郡５町による指導主事の共同設置が開始されることから、指導主事の給与も定める必要が生じたため、あわせて改正するものです。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君）　議第119号についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、全議案と同様に平成28年８月８日の人事院勧告に基づき、10月14日の閣議決定を経て、11月16日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号）が可決成立したことに伴うものでございます。本議案及び資料ナンバー３としてお配りしてございます新旧対照表とあわせてごらんをいただきたいと思います。

改正条例第１条については平成28年４月１日から適用し、第２条は平成29年４月１日施行となっております。

また、本改正にあわせまして、この後ご審議をいただく賀茂地域広域連携に伴う指導主事

の任用に際し、当該任用職員は本条例の適用を受けることとなりますので、附則の５を新たに加えるものでございます。

まず、改正条例第１条でありますが、人事院勧告に基づく上位法の改正に伴い、管理職員特別勤務手当に関する第15条の２に係る条文の整理及び所定の改正を行うものでございます。

また、第15条の６においては、先ほどご審議いただきました議第118号と同様に、12月支給分の勤勉手当0.1カ月分を増額いたしました。このほか、別表１の給料表の改定につきましては、前年に引き続きまして平成28年人事院勧告による給与制度の総合的見直しが行われたことから、当該法律改正に伴う月例給の改定を反映させたものとなっております。本改定により、若年層は引き上げ、中間層以上は引き下げとなりますが、激変緩和措置として給料が下回った場合は、平成30年３月31日までの２年間において、現給補償をすることとされてございます。引き上げ対象職員は53名で、差額支給移行計画では、103万4,250円が見込まれることから、本定例会において補正予算を計上いたしましたので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、改正条例第２条においては、本条例第８条、第９条に係る扶養手当、扶養親族に係る条例の整備の条文の整理のほか、扶養手当の支給月額を改正するものでございます。

また、加えまして第15条の６、勤勉手当の改正につきましては、平成29年４月１日以降において改定分の0.1カ月分を２回に分けて支給することとなるため、「100分の85」に改めるものでございます。

さらに、附則の５につきましては、冒頭でも申し上げました指導主事の任用に伴うもので、静岡県教職員の給与に関する条例をもって準用することなどを定めるものでございます。

なお、施行日は、改正条例第２条と同じく平成29年４月１日となります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　確認させていただきます。

職員のこの一覧表がございましたけれども、職務の等級、１級から６級までございますが、いずれも南伊豆町職員は、この１級に何名、２級に何名、６級に何名おられるのか、それだけ教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　先ほどの答弁の中で、全体で53名の方が対象ということを申し上げました。

年齢層としては若年層が対象、若い方が対象ということでございまして、手持ちの資料で級別に何人何人というような資料を、現在ご用意してございませんので、必要であれば、後ほど、また資料としてお渡しをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第119号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第119号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第１２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第120号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第120号の提案理由を申し上げます。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成29年１月１日から施行されることに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正するものです。

詳細については町民課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　渡辺雅之君登壇〕

○町民課長（渡辺雅之君）　それでは、議第120号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定につきまして説明をいたします。

今回の改正につきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の処置を講ずるため、日台民間租税取決めが提携をされたことを受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第８条によりまして、外国人等の国際運輸局に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律で、改正後の法律名は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律と施行令等の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、お手元に配付してございます資料ナンバー４の新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、資料ナンバー４、南伊豆町税賦課徴収条例の新旧対照表をごらんください。

条文の定義が、ほかの修正等につきましては、上位法令の改正に伴うものでございますので、割愛をさせていただきまして、主な改正点についてのみ説明をさせていただきます。

新旧対照表４につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文でございまして、アンダーラインを引いている部分が改正する箇所となってございます。

それでは、１ページの附則第20条の２、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、この規定は、日本と台湾の間における民間租税取決めに規定された内容の実施に係るものでございます。

日本は、台湾との関係に関する基本的な立場におきまして、機密政府間の実務関係として位置するということから、租税条約が存在をしておりませんでしたが、平成27年11月に日台民間租税取決めが署名をされ、租税条約に相当する枠組みが構築をされました。しかし、こ

の日台民間租税取決めは、日本国内におけます法的効力がなく、租税条約等の実施特例法の適用もされないことから、今回、関係法の整備が行われ、地方税におきましては、台湾に所在する投資組合等を通じて、日本国居住者が国内で特例適用利子等及び特例適用配当等を受ける場合には、申告分離過程において町民税の所得割を課すという特例を設けるものでございます。

第１項では、特例適用利子等の税率、３ページからの第３項では、特例適用配当等の税率を、それぞれ100分の３と規定をし、お戻りいただいて２ページからの第２項以下につきましては、特例を適用した場合の町税賦課徴収条例の関係条文の読みかえ等を規定してございます。

次に、５ページからの附則第20条の３でございますが、今回の改正におきまして、附則第20条の２を追加したことによります条項等のずれに伴います所要の条文の改正を行ったものでございます。

新旧対照表による説明は以上でございます。

最後になりますが、改正条文に係ります附則の説明をさせていただきます。

改正条文、２枚ほどめくっていただきますと、附則が出てまいります。施行期日についてでございますが、第１項によりまして、この条例は平成29年１月１日から施行するものでございます。

２項の経過措置でございますが、附則第20条の２の規定につきましては、平成29年１月１日以後に支払われる特例適用利子等並びに特例配当等に係る個人の譲与税に適用するものでございます。

以上で議第120号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　条項の関係ですからいいんですけれども、南伊豆町内で、この対象者は何名ぐらいおるのか、それだけを教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君）　施行日が29年１月１日ということで、対象者の把握というものができておりませんで、ごくごく少ないものではないのかなと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　私も推測すると、南伊豆町内では外国人が国籍所有者が三十何名とかという話を聞いておりますから、そんなにいないと思うんですけれども、その中に、ちょっと北海道で少し問題になっています二重国籍の問題がありますけれども、そういう二重国籍については、どのように町としては今考えられておられるのか、国のほうも余りしていないんですけれども、町としても二重国籍者に対しては、土地や家を提供するという問題が出てくるかもと思いますけれども、その問題に関しての当局の考えはどうですか。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君）　二重国籍の問題でございますが、まさに今いろいろと報道のほうでもありました。しかし、国籍の関係につきましては、本局のほうが所管をしておりますので、そういう場合があった場合につきましては、本局と相談をしながら対応していくということになると思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第120号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第120号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第121号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第121号の提案理由を申し上げます。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が、平成29年１月１日から施行されることに伴い、南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

詳細については町民課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　渡辺雅之君登壇〕

○町民課長（渡辺雅之君）　それでは、議第121号　南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただきます。

本議案につきましては、議第120号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部改正と同様に、所得税法等の一部を改正する法律第８条により外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税に関する法律条項施行令等に一部改正を行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、お手元に配付してございます資料ナンバー５の新旧対照表により説明をいたします。それでは、資料ナンバー５、南伊豆町国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。

１ページの附則第10項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び11項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、この規定は、議第120号と同様に、日本と台湾の間における日台租税取決めに規定された内容の実施に係るものでございます。

地方税において台湾に所在する投資事業組合等を通じて日本国居住者が国内で特例適用利子等及び特例適用配当等を受ける場合には、申告分離課税により町民税の所得割を課す規定が設けられたことから、町民税で分離シンテイ課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定

を、それぞれ追加をするものでございます。新旧対照表による説明は以上でございます。

最後になりますが、改正条項に係ります附則の説明をさせていただきます。

改正条文、１枚めくっていただきますと、施行期日が出てまいります。施行期日の日付でございますが、第１項によりまして、この条例は平成29年１月１日から施行するものでございます。

第２項の経過措置でございますが、附則第10項及び11項の規定につきましては、平成29年１月１日以後に支払われる特例適用利子等並びに特例適用配当等に係る国民健康保険税に適用するものでございます。

以上で議第121号の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第121号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第121号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第122号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第122号の提案理由を申し上げます。

本議案は、介護保険法の一部改正に伴い、「生活支援体制整備事業」が市町村の行う地域支援事業に位置づけられましたが、南伊豆町では事業の実施に必要な準備を行うため、経過措置として、実施時期を「町長が定める日」としておりました。

このたび、事業の実施の準備が整いましたので、条例の一部を改正し、事業の実施日を定めるものであります。

詳細については健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　内容説明を申し上げます。

南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定でございます。資料としてナンバー６、新旧対照表をご用意いたしましたのでごらんください。

介護保険条例の附則第６条第２項の一部改正でございます。町長が提案理由で申し上げましたように、医療介護総合確保推進法が平成26年に施行され、それにより介護保険法が改正されました。地域支援事業の効果的支援事業に大きく３つ、市町村が平成30年までに実施しなさいということで位置づけられました。

１つは、在宅医療介護連携、この件については、もう平成28年度から実施でございます。２番目、生活支援体制整備事業、本案件でございます。もう一つ大きなものは、認知症施策の推進ということでございまして、認知症施策については29年４月１日から施行ということ

で、関連でございます。一部、実施してございます。

２番目に申した生活支援体制整備事業でございますが、附則の引用条文、ここの条文が掲載のとおりでございまして、30年４月からということでございますが、「町長が定める日までの間は行わず」という文言でございましたが、準備が整いましたので、そこを「28年12月31日まで」と改めまして、次の下線部「当該日の翌日」というものを「29年１月１日」からというふうに改正をさせていただくものでございます。施行日でございますが、平成29年１月１日から施行ということでございます。

説明を終わります。ご審議のほどよろしくどうぞお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　今、生活支援体制整備という形のお話がございました。進められましたけれども、この生活支援体制というのは、というとどのようなものがあるのか、内容ですね、どのようなものを整備できたから行うことにしたのか。もう一つは、認知症施策の推進という形ですけれども、これはどのような事業が行われるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　生活支援体制整備事業でございますが、大きく定められているのは、生活支援コーディネーターの配置、同評議会の設置等により地域における生活支援の担い手、サービスの開拓等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進というふうに国が定めてきました。ですから、生活支援コーディネーターを配置いたしますが、この配置につきましては、この１月１日からは間に合いません。しかしながら、もう既に住民主体の候補者等の研修も既に行っております。近々ですと１月に東京のほうの先生を招きまして、住民の方20名ほどですかが研修に入ります。そのようなことをやれば、これはもうやっているというふうにみなされますので、１月１日からということで施行させていただきました。

２点目、認知症施策でございます。一部実施と申しましたのは、うちのほうは認知症チェック推進委員として臨時職の介護福祉士を27年度から配置をさせていただいております。皆様ご存じかもしれませんが、認知症のサロンとしてみなとの園に今年からボランティアさんをお願いしたりして実施をさせていただいています。また、地域へも入っていただいて、相

談等を適時やってございます。大きく来年からは賀茂圏域全体ではございませんが、当初予算でも計上させてご審議していただくことになろうかと思いますけれども、初期集中支援チームというものを構築いたします。サポート委員、町内の医療機関の先生、医療関係職員、看護師さん、福祉職員、社会福祉さん等が相談のほうに、相談があった場合には出向いて、そちらのチームで構成した人を紹介して動いて、約６カ月間でその認知症対策のチームとして動いていただく、そういう事業でございます。今のところ当座で計上する予定でございますけれども、またご審議をいただきたいと思います。

回答は以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第122号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第122号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第123号　南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第123号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例に委員報酬及び費用弁償に関する条

文を追加するものであります。

詳細につきましては生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　議第123号　南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

審議会委員の報酬等について定めたいことから、南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例の一部を改正するものでございます。

お手元にお配りいたしましてございます資料ナンバー７の新旧対照表により説明させていただきます。資料ナンバー７の新旧対照表をごらんください。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文となっておりまして、下線部分が改正する箇所となっております。第７条を第８条とし、第６条の下に下線でお示しした「（報酬等）第７条　委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第７号）で定めるところにより支給するものとする。」を加えたいものでございます。施行日でございますが、公布の日から施行したいものでございます。

議第123号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第123号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第123号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第124号　静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第124号の提案理由を申し上げます。

本議案は、三島市、裾野市及び長泉町で構成する富士山南東消防組合が本組合に加入（退職手当事務及び非常勤職員公務災害補償事務の加入）することに伴う所要の変更を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第124号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第124号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第125号　南伊豆町ふるさと親善大使設置条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第125号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本町にかかわりのある著名人を南伊豆町ふるさと親善大使として委嘱し、南伊豆町の魅力を発信し、有益な情報提供・助言を得るため、南伊豆町ふるさと親善大使設置条例を定めるもので、同条例においては、ふるさと親善大使の対象、任期、活動内容、報酬などを規定いたしました。

詳細につきましては商工観光課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

商工観光課長。

〔商工観光課長　齋藤重広君登壇〕

○商工観光課長（齋藤重広君）　それでは、議第125号の内容についてご説明いたします。

お手元の条文の各条項につきましてご説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

先日の11月29日の全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、本議案につきましては、まず第１条につきましては、この条例の目的を定めたものでございまして、本議案は、文化・芸術・スポーツ等の分野で活躍する著名人を当町のふるさと親善大使として委嘱し、大使が全国で活躍する際に当町の魅力を宣伝していただくことによりまして、当町の知名度の向上、イメージアップにつなげていくとともに、当町に対して大使の持つ有益な情報や知識などの提供をしていただくことにより、町の発展につなげていくことを目的といたしまして、ふるさと親善大使設置条例を制定するものでございます。

第２条につきましては、大使の対象者を定めたものでございます。当町のかかわりのある方として、当町の出身者あるいは当町に１年以上勤務または居住経験のある方、または当町の事業等でゆかりがある方のいずれかの方を対象とするものであります。

第３条につきましては、大使の委嘱を定めたものでありまして、第２条の規定による対象者で、第５条で定める大使の活動に際して意欲のある者の中から適任であると認める者を大使として委嘱するものであります。

第４条につきましては、大使の任期を定めたものであり、任期は３年としますが、大使ご本人及び町長から継続について異議がない場合は、再任は妨げないものとなります。

第５条でございますが、大使の活動等を定めたものでありまして、第１項では、大使の活動内容を定め、また第２項では、第１項で定めた大使の活動に資するために町が提供するものを定めております。

第６条につきましては、大使の報酬等を定めたものであり、大使の活動に際して報酬は支給しないものとしますが、町が委嘱して出張して活動していただいた際には、予算の範囲内で旅費の実費相当額を謝礼として支払うものとします。

第７条につきましては、大使の解嘱を定めたものでありまして、大使から辞任の申し出があったときは、任期途中でも委嘱を解くことができます。また、大使としてふさわしくない行為があったときや活動ができないと認められた場合についても同様に大使を解くことができるものでございます。

第８条につきましては、大使に関する庶務を定めたものでございまして、庶務は商工観光

課で行うものでございます。

第９条につきましては、委任について定めたものでありまして、本条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が期して規則等により定めることができることとなっております。

なお、この条例につきましては、平成29年４月１日から施行するということで決定しております。

以上で、内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第125号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第125号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第126号　平成27年度社会資本整備総合交付金（都市防災）三坂地

区防災センター建築工事変更契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第126号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町議会６月定例会におきまして契約の承認を受けた三坂地区防災センター建設工事の変更契約であります。

変更の主なものは、当初別途工事として発注予定でありました場内整備の一部を建築との関連性に鑑み、本工事に追加したものであります。

また、同防災センターに併設する防災倉庫の前面全てをシャッター構造として計画しておりましたが、倉庫内での収納・活動形態の見直しにより、シャッター３カ所の設置を取りやめ、壁構造とすることで、物資の搬入・搬出における動線の確保や倉庫内での作業等が円滑に行えるよう変更を行ったものであります。

このため、当初請負金額１億1,048万4,000円に476万4,420円を追加し、あわせて同変更に伴う作業期間を約１カ月と見込み、工事期限を12月22日から１月31日まで延長するものであります。変更内容につきましては、別添資料のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第126号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第126号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第127号　東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第127号の提案理由を申し上げます。

平成29年度から賀茂郡内５町による指導主事の共同設置事業が開始されます。

本事業は、郡内５町が共同により３人の指導主事を自主設置するもので、当該指導主事共同設置に係る規約を制定するものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　議第127号の内容説明を申し上げます。

11月29日の全員協議会においてもご説明をさせていただきましたが、指導主事は県内において賀茂郡５町以外の市町では自前で設置しており、賀茂郡の教育力をより高めるためにも必要とのことで、本年度までの３カ年は静岡県に全額費用負担していただき、１町に１人ずつ設置していたものであり、これを来年度からは、地域性・財政面等を考慮し、５町で３人

の指導主事を自主設置するということで賀茂地域広域連携会議などで協議を進めてきたものでございます。

それでは、規約の説明に入らせていただきます。

第１条では共同設置をする町を定めております。東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の５町となります。

第２条では指導主事の名称を定めております。賀茂地区指導主事という名称になります。

第３条では執務場所と幹事町について定めております。執務場所は下田市内の静岡県下田総合庁舎となります。ここに賀茂地区指導主事３人とリーダー的な意味合いの県の指導主事１人を加え、４人で執務をすることとなります。指導主事の担任する事務に関する庶務は、幹事町となった当町教育委員会事務局が処理をいたします。それに伴う経費を処理するため、特別会計を設置していただくことは、この後ご審議いただく議第128号で述べさせていただきます。また、当町が請け負う幹事町の任期は２年となっております。再任も可能となっております。

第４条では指導主事の選任方法について定めております。関係町の教育委員会が協議して定める候補者を、幹事町である当町の教育委員会が選任することとなります。

第２項は指導主事が欠けた場合の対応となります。幹事町は７日以内にその旨を関係町教育委員会に通知し、前項の例により再度選任することとなります。

第３項は指導主事の定数を定めております。先ほど申し上げましたとおり、定数は３人ということになります。

第５条は負担金について定めています。負担金額は関係町の長が協議して決定をいたします。

第２項は負担金の納付先です。幹事町である当町への納付となります。

第３項は納付の時期についてです。関係町が協議して定めることとなります。

第６条は予算についてです。指導主事に関する幹事町の予算は、特別会計とすることとなります。これに基づきご審議いただくのがこの後の議第128号の特別会計設置議案であることは先ほど申し上げたとおりでございます。

第７条は決算報告について定めています。幹事町の長は、南伊豆町長となりますが、指導主事に関する決算を幹事町の議会の認定に付したときは、その決算を関係町の長に報告することとなります。

第８条は身分の取り扱いについて定めております。幹事町である当町職員の分限に関する

条例、服務規程等の規定を適用することとなります。

第９条は給与等の適用について定めております。幹事町である当町職員の給与に関する条例及び旅費に関する条例、規則等の規定を適用いたします。

第10条はその他についてです。この規約に定めるもの以外で必要な事項は、関係町が協議して定めることとなっております。

附則では施行日を定めております。平成29年４月１日となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ちょっとお伺いしますけれども、同じ賀茂郡の中で下田市が入ってないというのは、市と町の違いで入っていないんですか。それをちょっと聞いておきたい。なぜ同じ賀茂郡の中で、そういう総合庁舎の中においてやるんですから、近隣の同じ賀茂郡下で一緒の中でこれができないのかなと疑問が頭に浮かびましたので。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

下田市は従前に下田市独自で自主設置を、指導主事をしております。その関係で、もうここで新たに賀茂郡の町が設置した中に入る必要はないということで、ここには入っておりません。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　１件、質問です。

指導主事をこれまでいろいろ議論の面からで県の援助で配置してきたということです。町単独で１人配置することと共同で設置することで、どのように違いが出てくるのか、その点のご認識のほどをお答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　指導主事を５町で共同設置する場合、それから１町で置く場合、指導主事は本来、原則としては１市１町それぞれ置くわけで、例えば一つの町で置けば、町だけで全ての教員のかかわり、あるいは生徒の問題、そういうことを処理することができます。指導主事はもともと先生方、授業をする先生方の指導力をアップするための指導主事なんで

す。これが連携、５町が本来ならば１つずつ置けばいいのが、この３年間の経費の短縮になれる。置けないもので、辛うじて５町が負担をして３人置こうと。１人置くと1,000万円以上かかるんです。１人で1,000万円です。そういうので、一応首長のほうも了解を得て５人でなくて３人、3,000万円以上、これを５町で。

そうしてきますと、１つの町に１指導主事でないので、簡単にいえば、５町で３人しか置けないということは、先生方に与える範囲は広域になるわけです、１人が例えば西伊豆、松崎へ配置する形になるか、しかも、今の１対１でいるならば、町に指導主事を置いておくことができるわけです。県で置きますと。ところが、来年からは総合庁舎に３人が入り込んで、そこから各分担で分かれると。こういう違いが起きてくるわけなんです。本来ならば、今言ったように１つの町に１人を置くのが県下どこでも行われている。できなかったので、こういう連携姿勢をとって今動き始める、こういうことになります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　設置規約の中で、実は第４条の関係ですが、選任方法。選任方法は非常に大事だと思うんです。先ほど教育長も申されたとおり、１自治体で１名であれば問題ないと思うんですが、例えば教育の分野で、児童については総合的な幅広い底の浅い知識を習得した主事の先生たちがいればいいと思うんですが、生徒について、中学生が対象となると思うんですが、例えば自然科学なり社会科学の基本である、それぞれの科学の分野において、例えば秀でた先生方を配置するんだけれども、たまたま社会科学の分野の主事が欠落するとかというケースが出てこようかと思うんです。そういう場合は、全てを総合して選定に当たる方々が決めるという手続は議論されているんですか。この条例を制定するについては。その点はいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　今も言いましたように、５町で５人置けるわけではないし３人、１人県の方から来て４人、現在も５町において５人の指導主事がいます。そうしますと、５人は教科を持っています。この指導主事は専門分野があって。例えば数学専門、英語専門、あるいは、そういう等々です。そうすると、当然５人で５町、補うことは到底不可能です。専門分野は５人しかいない。それだったら、現在９教科、10教科の指導主事がいないと成り立たないことになります。生徒指導分野だけでも。それで現在も、それは県でも同じことなんですが、実は県の東部教育事務所がございます。そこに指導主事が現在もおります。この指

導主事も分担して、教科は全部持っていただいて、プラス町の指導主事も教科を持っている。町の教科で補えない分を年間の中で東部指導主事が来て、各学校にて双方で当たっている。これで補っていると。これが現状であるし、29年度以降もこういうシステムになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この教育の問題をいわゆる人件費、財政問題にこれを置きかえて、これを解消するというんですか、そういう事態であります。教育長に現状との違いを答弁していただきましたけれども、いわゆる小さい町、辺地の場合は、どうしても教育力の問題が、保護者の中でも教員の皆さんの間でもそれが課題になります。また、教員の皆さんもいわゆる多忙な中でいろいろ苦労されて、こうした中で指導機関を独自で持つということに対して、やはり国・県がしっかり教育にお金をかけると。たとえ小規模な自治体でも、しっかりとしたそういう支えをして、その地域に合った教育の実情をしっかりと把握することを据えない限りは、将来にわたってその地域の人材育成、教育の向上につながらないというふうに思うんです。この点では現状もこれは一歩後退というふうに見ざるを得ないと。半島南部に副知事が配置されたとはいえ、伊豆半島に副知事が配置されたとはいえ、こういう事態を推進しているということはゆゆしきことで、もっとこの地域、伊豆半島を教育だけではなくて、産業分野でも非常に苦渋しているところ、ここを将来展望をもっと見据えて、そしてしっかりとした援助をしていくことを強く求めますし、町長からもあるいは教育長からも引き続いて検討したところを、改善を進めることを意見として、反対の意思を表明させていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第127号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第127号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第128号　東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第128号の提案理由を申し上げます。

議第127号にてご審議いただきました指導主事共同設置規約第３条に基づき、南伊豆町が幹事町となり、同規約第６条の規定により、幹事町における予算は特別会計となります。このため、新たな特別会計を設置する条例を定めるものであります。

詳細については教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　議第128号の内容説明を申し上げます。

条例案をごらんください。

条例は２条から成る簡単なものでございます。

第１条では設置について記載をしてございます。賀茂郡５町による指導主事共同設置事業の円滑な運営及び経理の適正を図るために、特別会計を設置するものでございます。

第２条は歳入及び歳出について記載してあります。各町からの負担金及び附属諸収入をもって歳入とし、共同設置事業人件費であるとか旅費、事務費等があるかと思います。それに係る経費その他諸支出が歳出となります。

附則では施行日を記載してございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第128号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第128号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第129号　静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第129号の提案理由を申し上げます。

賀茂地域の広域連携に係る連携協約については、昨年の12月定例会において静岡県と南伊豆町における消費生活相談等及び消費者教育及び県民相談における取り組み分野について連携し、事務処理を進めることで本議会のご同意をいただき、本年１月29日付をもって静岡県

との連携協約の締結をいたしました。

今回は、連携して進める取り組み分野に賀茂地区指導主事による「教育」分野を新たに加えるものでございます。

詳細については教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　議第129号の内容説明を申し上げます。

資料ナンバー10をごらんください。

町長の提案理由にもありましたとおり、本年１月29日に静岡県と当町を含む賀茂地域１市５町の間で賀茂地域の広域連携に係る連携協約が締結をされました。

本協約の目的は、静岡県と賀茂地域の１市５町が連携して事務を処理することにより、賀茂地域における行政サービスの維持及び向上、並びに広域的な行政運営を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開をもって賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体化と持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものであります。

この目的を達成するために、本協約では表を掲げ、その表に掲げる取り組み分野において役割を分担し、連携して事務を執行することとなります。

現在は、静岡県との連携協約では、消費生活相談等及び消費者教育と県民相談の２つの分野で連携が図られております。今回の一部変更では、連携推進する分野に教育の分野を加え、静岡県の役割を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第３項に規定する指導主事が従事する学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する事務を行う賀茂地域の市町の取り組みに対する支援を行うとし、この具体例が賀茂地区指導主事の執務の場所となる下田総合庁舎で、県からの指導主事１人も一緒に執務することが当たるかと思われます。

一方、当町の役割は、賀茂地域の他の市町とともに指導主事が従事する学校における教育課程、復習指導、その他学校教育に関する事務を行うこととなります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○８番（漆田　修君）　８番、漆田です。

教育長にお聞きしたいんですが、実は昨年の臨時国会で地方教育行政法の変更がございました。そのメーンは、実はコミュニティースクール化に対するものなんです。結局、それを突き詰めて事業を細かく細分化して、吟味していきますと、例えば都道府県内における自治体とメーンになる都道府県あるいは近隣の市町村との関係というものは、どうしても教育分野においては派生してこざるを得ないというふうな状況があったと思うんです。これは実は教育界では、早くからコミュニティースクール化を進めるにおいては想定できていたことだと言われております。ですから、そういったことも加味した今回の協約であるという認識でよろしいんでしょうか、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

国とのかかわりで、今、議員がおっしゃるコミュニティースクールが出てまいりましたが、そういう中で各行政関係が連携を図っていったらいかが、その答えについて、今回の賀茂地区の１市５町になるわけです。今日提案していることとは、今のところコミュニティーをどうするか、これについての連携はございません。ただ、南伊豆町独自としては、そういう特色を持った活動は今後進めていくか、そういうような考えはありますが、連携の中でコミュニティー分野は今のところ、ちょっとありません。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　臨時国会を通過したときに、各1,741の自治体の教育委員会を、例えばそれが努力義務化されたということは、教育長もお話のとおりだと思うんですが、改めてそのコミュニティースクール化の問題も、今回は次の段階では上程される予定ですね。そういう理解でよろしいですか。もう一度申し上げます。実は、これ本法が地方教育行政法なんです。本法が変更になるにつれて、各市町の条例はそれにつれて、先ほどは町民課からの話もありましたが、健保の所得割、資産割、均等割の所得部分がふえますよと。全体の　　は変わりませんけれども、そういう案分になりますというような、本法なんです、あくまでも。所得税法だそうです。ですから、教育関係の地方教育行政法の関係は、いずれどこかでそういう条例化というのは、努力義務化というのは法律でも決まりましたので、そういうことはあるんでしょうか、将来的に。近々にあるんですね。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

努力義務ということですが、国で、コミュニティーのスクールの問題、今議員がご指摘されたとおりです。ただ、静岡県はこれを直結して、コミュニティースクールを即やる形より、静岡型コミュニティースクールというのを独自にとっております。これは国とちょっと違うんです。今のように国が言って、この後条例なり何とかをどんどんつくって、そこにはちゃんと運営委員を置いてやれと。そこまで静岡型はまだいかないで、現在持っている組織をうまく使いながらやってみましょうと。非常にある面で静岡型コミュニティースクールは国よりやりやすい。その地区に応じて旗を振っていかなければいけない。

したがって、恐らく今は私どもの南伊豆町で動き出そうとしているコミュニティースクールも静岡型にのっとっています。国のものを素ということではなくて、これは県もそのように国との了解の中で静岡型を受けとめていますので、今静岡県はそうやって促進している。なので、急には漆田議員も言われるように、国が言っていることは、ここでまたどうしたい、そういう話にはちょっとならない。連携にもまたそこはなっていかないだろう、このように認識しているところであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　一言申し上げたいんですが、実はコミュニティースクール化の事業は３年前の教育の会合で私、そこに出席したんですが、その席上、山口県が、都道府県ですから、山口県の例を参照しながら発言を求めて議論を展開したという記憶がございますが、そのときに、静岡県型と言ったんですよ、その幹事に当たる人たちが。静岡県が都道府県の国の、結局、指針を出しておりますから、それにスライドして各自治体はグループビュー化されたんですから、そのままスライドしてやるというのは一般的なんですか。それ、わかりました。そういう意味なんですね。わかりました。結構です。終わりにします。

○議長（稲葉勝男君）　これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第129号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第129号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第130号　下田市及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第130号の提案理由を申し上げます。

前議案と同様に、下田市との広域連携に係る連携協約についても、本年１月29日に締結いたしました。

下田市との連携協約においては、連携して事務処理に取り組む分野が消費生活相談等及び消費者教育のみでありましたが、賀茂地区指導主事による「教育」分野を新たに加えるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　議第130号の内容説明を申し上げます。

資料ナンバー11の資料をごらんください。

本年１月29日に提出した下田市との連携協約の目的は、下田市と当町が連携して事務を処理することにより、賀茂地域における行政サービスの維持及び向上並びに効率的な行政運営

を促進するとともに、地域の実情を踏まえた施策の展開を図り、もって賀茂地域に共通する諸課題の解決及び賀茂地域の一体かつ持続的な発展に寄与するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものでございます。

この目的を達成するために、本協約では表を掲げ、この表に掲げる取り組みにおいて役割を分担し、連携して事務を執行することとなります。現在は下田市との連携協約では、消費生活相談等及び消費者教育の分野のみとなっております。今回の一部変更では、連携推進する分野に教育の分野を加え、下田市の役割を賀茂地域の他の町とともに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第３項に規定する指導主事が従事する学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する事務を行うとし、当町の役割も下田市と同様のものとなります。

これによりまして、下田市においては従前から設置しております下田市の指導主事と今回設置される３人の賀茂地区指導主事及び県の指導主事１人が連携して賀茂地域の教育の向上を図っていくこととなります。

なお、下田市については、協約締結の相手方が賀茂地区の町であるのに対し、ほかの町については、相手方が下田市を含む賀茂地区の市町であることから、協約の文言が若干異なるために、別に説明をさせていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第130号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第130号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１３１号～議第１３４号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第131号　東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について、議第132号　河津町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について、議第133号　松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について及び議第134号　西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第131号、議第132号、議第133号及び議第134号の提案理由を申し上げます。

前議案と同様に、賀茂郡５町との広域連携に係る連携協約については、本年１月29日に締結いたしました。

議第131号の東伊豆町との連携協約におきましては、連携して事務処理に取り組む分野が、消費生活相談等及び消費者教育のみでありましたが、賀茂地区指導主事による「教育」分野を新たに加えるものでございます。

議第132号、議第133号及び議第134号についても同様に、それぞれ河津町、松崎町及び西伊豆町との連携協議に、教育分野を加えたものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお

願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案の説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　大野孝行君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　議第131号、議第132号、議第133号及び議第134号の内容説明を申し上げます。

まず、議第131号、東伊豆町及び南伊豆町の連携協約の一部を変更する協約についてご説明申し上げます。

資料ナンバー12の資料をごらんください。

本年１月29日に締結した東伊豆町との連携協約の目的等は、下田市のものと同様でございます。今回の一部変更は、連携を推進する分野に教育の分野を加えるもので、これにより今回設置される３人の賀茂地区指導主事、下田市の指導主事及び県の指導主事１人が連携して賀茂地域の教育の向上を図っていくこととなります。

議第132号、議第133号及び議第134号につきましても、議第131号の東伊豆町との連携協約の一部変更と同様に、それぞれ河津町、松崎町及び西伊豆町との連携協約に賀茂地区指導主事による教育分野を加えるものでございます。

それぞれ資料ナンバー13、14、15に新旧対照表を添付してございます。

以上で、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　131号でお願いいたします。

これ、南伊豆町幹事のところでやるという形でございましたけれども、そう考えたときに、他の町がもし、私が南伊豆町でもって、他の町と考えたときに、この教育委員会の立場は、賀茂もやる、やろうという形だと思うんですけれども、それと、この専門的な指導というわけですけれども、そうすると主幹事でない町の教育委員会、あるいは教育長はどのような立場になってくるのか。ここは南伊豆町は幹事の町だから、教育長、事務局との立場は一応主になるわけですけれども、ほかの町から見たときに、教育委員会の立場、あるいは教育長

の立場というものは、自分たちの、要するに及ばないところで専門的事項が行われるという形になってくるわけですけれども、一応、教育長同士、あるいは教育委員会同士連携を結んでいるから大丈夫だという答弁だろうと思うんですけれども、立場的なものがと思うんですけれども、そこはどういうふうに考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

私からは基本的で、もし細かいことがあったら局長から説明をさせます。

これ、指導主事にかかわる、簡単に申しますと、処遇に係る段階はこういう広域連携でやっていきましょう、したがって、例えば教育長はどうなんだと、実はさらにその上の段階があるわけです。それは、教育委員会が広域連携をしていく。となると、５町の教育委員会が５つある。教育長が５人。これを一つで済ませればというのが話題にはあるんです。

ところが、地理的問題や、こんなことがある。まず、財政のことがある。とてもではないが、具体的には、学校設置要綱一つとっても。それで、そこまではちょっと教育長同士も、あるいは県も了解のもとにそこら辺はまだいけないと。広域連携、教育委員会の広域連携というのは、そこまで持っていきたい、上はあるらしいんですが、そこまでの広域連携は無理だと。その前に、教育委員会の実際一つの指導主事の広域連携、これはできると。教育長もその了解のもとに指導主事の３人を置いてどうだと。みんな私が答弁したことは了解しております。

その中で、南伊豆町は特別に幹事町として置いてくれると。そうなった理由は、一つは３人しかいないことに原因しているわけです。一つの案として、例えば、３人しか５町にいないということは、仮に、例えば決まったわけではありません、東と河津町で１人の指導者が入って、どちらかと担当して入ると。西伊豆と松崎、この近いもので１人の指導主事が行って、できるだけそこへと上がって、分担して、中心的にやってやる。そうすると、下田市と南伊豆町は１つのグループになり得る。ただ、下田市にはもう１人いるわけです、昔からの指導主事が。南伊豆町は、そうすると、１人でいいなということになってしまうと、１人の町に１つという指導主事の３人、それで、幹事町を主に持ちながらやっていただければと、これ、約束なんです、一つの。

ただし、町としても今のようにいろんな初めての経験で、広域連携の難しい問題もあるから、任期はとりあえず２年という形で今は説明があったと思う。そうして、様子を見ましょうと、そういう形で今後この連携がさらに深まるという、そういう形でいくわけでございま

す。

私からは以上ですが、何かございましたら、さらに説明するので、以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

議員のご質問は恐らく各教育委員会とその指導主事とのかかわりというか、そういう部門のことをおっしゃりたいのかと思いますけれども、この指導主事３人というのは、それぞれの担当地区というのを持ってございます。３人なもので、１人が河津町と東伊豆町、１人が南伊豆町、もう１人が松崎町と西伊豆町という形で、担当の町を持つ形です。そこの町へ、学校とか教育委員会にも当然顔を出すことがございますので、そこのときに各町の教育委員会とは連絡等ができると、こういうふうな流れでございます。うちのほうが幹事町となっているというのは、あくまでも事務処理的な部分での幹事町というふうに考えています。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　これより討論に入ります。

まず、議第131号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第132号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第133号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第134号議案の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第131号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第131号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決します。

議第132号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第132号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決します。

議第133号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第133号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決します。

議第134号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第134号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、２時30分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時１５分

再開　午後　２時３０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第１３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第135号　平成28年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第135号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額7,459万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億1,601万円とするものであります。

歳出につきましては、職員給与等の改定、事業等の確定に伴う更正減となっており、３款１項１目社会福祉総務費には5,097万7,000円を増額いたしましたが、主なものは臨時福祉給付金3,900万円のほか、健康福祉センター建設に伴う町立図書館の既存浄化槽解体工事費523万8,000円などとなっております。

また、これら歳出に対応する財源とし、地方交付税3,023万7,000円のほか、国庫支出金4,211万5,000円などをそれぞれ追加するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君）　議第135号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをごらんください。

第１条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に7,459万1,000円を追加し、予算の総額を65億1,601万円としたいものでございます。

まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の14、15ページをごらんください。

２款総務費の１項１目一般管理費については、人事院勧告に伴う職員給与等の調整でございまして、465万7,000円を計上いたしました。

２項においても同様に職員給与等の調整がございましたので、ご理解を賜りますようお願

いをいたします。

また、９目電算管理費には、職員用パソコン機器更新整備費608万1,000円を計上いたしました。これら機器の多くが耐用年数を経過した中で、ふぐあい等が多発しているものから優先的に更新整備を図るもので、次年度以降においても事業費の平準化、セキュリティーシステムの強化を念頭に計画的に更新整備を進めるものでございます。

次ページをごらんください。

２款４項選挙費につきましては、事業費確定のため230万2,000円を更正減いたしました。以降においても同様に事業完納に伴う更正減がございますので、ご了解をお願いをいたします。

予算書18ページ、19ページをごらんください。

３款民生費には5,766万7,000円を計上いたしました。21ページの説明欄に記載のとおり、１項１目社会福祉総務費において、国の補正予算に係る臨時福祉給付金3,900万円を新たに計上したほか、ケンコクしていた建設工事の着手に伴う旧中央公民館及び既存町立図書館の浄化槽設備解体工事費523万8,000円などを見込んだものでございます。

24、25ページをごらんください。

５款１項３目農業振興費では、有害鳥獣対策として140万円を追加したほか、５目農山村総合施設管理費として、差田町有地内への進入路道路整備費として150万円を計上いたしました。国道136号から当該町有地に入るための歩道改良整備のほか、企業誘致に伴う取りつけ道路の整備費を見込んだものでございます。

28、29ページをごらんください。

９款１項２目の事務局費には、かねてより要望のございました南伊豆中学校下にございますバス待合所の更新整備費として、140万円を計上したものでございます。

続きまして、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。

予算書の10、11ページをお開きください。

本補正予算の歳入に係る主な財源として、10款１項１目地方交付税につきましては、普通交付税3,023万7,000円を見込むほか、14款２項２目では民生費国庫補助金として、臨時福祉給付金関係補助金4,199万円を予定するものでございます。

以上で、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

まずは、お伺いいたします。14ページ、歳出でございますけれども、49目の電算機器を、パソコンを更新するという話でございました。これは台数はどのぐらいを今年度中に更新する予定なのか、まずお伺いいたしますし、この後、何台ぐらいを更新してくれるようになるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　先程もございますが、本補正予算につきましては、職員用のパソコン、更新は20台と考えてございます。ご案内のとおり、パソコンにつきましては、ファイアウオールといいますか、セキュリティーのところもございますが、ある程度の年数がたてば、やはりこれは非常に状況としては老朽化といいますか、ふぐあいが発生いたしますので、順次このぐらいの台数で、年度をある程度５年計画ぐらいで、順次更新をしていくと、そういうようなイメージで予算化していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　８番、漆田。

今回の補正は、補正対象となる会計項目の款項より上げたということなんですが、実際、昨日、町長の行政報告の中にふるさと創生基金の話がありました。対前年比それほどの金額が上がってきているようです。ですから、10月末みたいな会計監査報告を聞くと１億二、三千万円かかるような話も伺っておりますが、これを窓口の担当、納入ですか、納入のほうの寄附金受け入れという形、産観で受け入れていると思います。

ですから、昨年の９月の決算議会では実質収支比率は非常に極端に高くなったというとき、それがふるさと基金の会計処理がそういう結果をもたらしたという町長説明がありましたけれども、実は三半期、もしくは四半期ごとに寄附金を、返礼品を除くものについては、例えば、いろんな寄附金の受け入れと、積み立てる両立ちをしてというような会計処理はできないんでしょうか。もし、仮にそれができたとなると、例えば、石廊崎の道路の一般財源のほうからしましたね、臨時議会で。そういったものについてもあらかじめ計上された財調基金の中から一般財源として充当しますよということを議会に諮るんだけれども、議員として非常にわかりやすいわけです。ですから、会計処理されていないままの寄附金に相当するものを、今でも処理しないで持っているということ自体が、そもそも議会の健全な会計処理では

ないかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょう、担当は総務課長でいいです。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

議員からのご指摘のとおりだと思います。それのほうが確かにわかりやすいということはあろうかと思います。ただ、現時点といいますか、この12月の補正の時点でその辺のところの収入の幅、当初計上している部分の、当初予算化してある部分があるんですけれども、そこのところで一気に膨れ上がってくるという状況が確認できれば、そういう対応もというところで、うちうち、財政担当のほうでは検討させていただいて、徐々に文言としたいということは思っておりましたが、これの作成の時点では、まだこれからもっとふえるだろうというところはありますが、完全に予測はし切れないというところがございましたので、今回については対応ができませんでした。それについては、これからしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　すみません、もう一度答弁ください。

会計のほうには、実質に、例えば月例監査というのがありますね。毎月、監査、例月監査というんですか。そこにおいては、寄附金の金額、何円まで、何億何千万円という金額がありますよね、今。確定していますよね。ちなみにその金額は幾らですか、お答えください。それによって、もう一つ質問をしますので。

○議長（稲葉勝男君）　会計管理者。

○会計管理者（鈴木豊美君）　お答えします。

ここに10月末現在、11月に受け付けて、例月監査を受けた内容の資料がございますので、その数字をお答えします。

10月末現在の寄附金合計額が１億2,990万9,936円です。10月１カ月間で入ったふるさと寄附金の金額が2,605万1,347円です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　ありがとうございました。

１億数千万円と、今申し上げたような金額が月例監査でそれを確定しているんであれば、社内のさっき総務課長が申し上げたような答弁の内容の処理に従って、どの部分がそういう金額を、仮に仕分けをやるということであれば、それを寄附金の収入と、そして、何ですか、台帳への繰り入れです、歳出ですが、そういう両立ちの会計処理をどこかの時点で、どのポ

ジションがやるかというと、社内のシステムとして立ち上げることを要望しておきます。今、答弁は不可能ならそれは結構ですから、要望として申し上げておきます。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。先ほど行政報告でも11月末で１億5,000万円という報告をさせていただいたところでございます。その中で、当然の部分のところで、歳入としては４億円という金額を見て、予算化してございます。ですから、それに伴って財源の振りかえですか、その辺のところは検討するということはあろうかと思いますが、予算自体については当然当初の部分で４億円ぐらい見ておりまして、これから当然12月、また１月というような形でふえてくるというふうに思いますので、そこのところで、ぜひこれは４億円を超えなければというところは思いますが、そんなふうに考えてございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　説明をお求めいたします。

17ページの委託料です。項目60、地域づくり推進事業、お試し移住ツアー実施委託料、その下の空き家バンクリフォーム補助金、これ、件数と内容です。

それで、62の温泉モニタリング調査委託料について、まず、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　地方創生係長。

○地方創生係長（山口一実君）　お答えいたします。

まず、お試し移住ツアーの実施委託料でございますが、こちらにつきましては自動車借上料等を振りかえという形で、旅行業を持っておられる観光協会の委託という形に変更させていただくといったような内容でございます。当初、町のほうでバスを借り上げまして、町の対応をして事業を実施しようと思っていたところでございますが、観光協会のほうで旅行業を取得したということで、非営利を適正に事業を実施して、観光協会の委託ということを想定して、委託料に振りかえてございます。

それから、空き家バンクのリフォーム補助でございますが、こちらにつきましては、当初予算でも要求させていただいておったところなんですが、10月の時点で当初の予定を既にオーバーしたということで、今回新たに50万円掛ける６件を追加させていただく予定でございます。

以上でございます。

温泉のモニタリングにつきましては、企画課長のほうから説明させていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

温泉モニタリング、経緯でございますけれども、これにつきましては、当初予定でございますと11月ぐらいから南野川流域において、ボーリング調査を始める予定でございました。それまでに、毎月24カ月、下賀茂地域以外15カ所で、調査が始まった際に異変にいち早く気づくためのデータとりをしておったところなんですけれども、これが来年度にボーリング自体が延びてきているものですから、その間、また何か異変がありますと24カ月のかいがなくなりますので、その分を継続する予算につきまして計上をお願いするところでございます。その分です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

21ページ、健康福祉センター整備事業でございます。工事請負費という形の中で、浄化槽解体工事費約500万円という話がございますけれども、これはこういう形で、公民館の浄化槽が工事に当たるから撤去するという話は聞いておりますけれども、これをやるときに健康福祉センターをつくっている業者でやるのか。それとも、この解体工事の件で入札してやるのか。要するに対でやるのか、それとも入札でやるのか、それについてお伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　単独の入札を考えてございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　21ページの社会福祉総務費の臨時福祉給付金、これは歳入でも同じ額がありますが、その説明です。

老人福祉費のその下です。老人福祉事業で、在宅高齢者等食事サービス委託料が280万円あるというんですが、この２つの説明をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　まず、１点でございます。臨時福祉給付金3,900万円及び事務費のことでございます。この内容につきましては、総務課長のほうから説明がありましたように国の補正につきまして、本町におきましては、28年度12月補正予算させていただきまして、３月に大体案内を出させていただいて、お１人、非課税の方１万5,000円を給付す

るものでございます。給付というか、送らせていただきます。実際には７月以降の繰り越しをいただきまして、事業実施になろうかと思います。対象者は2,600人ほどを見込ませていただいております。経済対策分として実施いたします。

続きまして、食事サービスの委託でございます。実は、これは配食サービスという事業でございまして、当初、本来であれば27年度まではここに１本で計上しておったところでございますが、先ほど来の介護の一部改正にもありましたように、介護保険特別会計の在宅福祉のほうの地域支援事業の中に組み込めるようになりまして、割り振らせていただきました。４月以降、その対象者を随時拾っていきましたところ、当初の見込みより介護のほうに振り分ける方が減るということで、見直しをいたしまして一般会計に振りました。そうさせていただくということで、介護会計でも若干の減でお見据えをさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　27ページです。

橋梁修繕事業費、橋梁の長寿命化修繕事業でございますけれども、前原橋の橋梁の塗装費という形で書いてあります。でも、現在もう足場がかかっている形であるから、ということは多分追加工事だと思うんですけれども、これが載っているのは、追加を合わせるとトータルで幾らになるのかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えします。

すみません。ちょっと資料が手元にございません。今の契約額に関しては、後ほど説明させていただいて。

○議長（稲葉勝男君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５１分

再開　午後　２時５２分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

とっている業者は不二山塗装さん。契約額が847万8,000円の契約になっています。

そこで、当初設計で塗らなくていいだろうというところがあったんですけれども、ちょっと精査によって、そこも余分に塗っておきたいということで不足が出たもので、補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　ちょっと細かいことですけれども、27ページの15節です。

工事請負費で毛倉野一条線道路舗装改良工事とありますけれども、まず、これはどこの部分、どの辺か、ちょっと教えていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

岩殿から毛倉野に入りまして、おおつかさんという食事処がありますけれども、その付近になります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　今ちょっと質問したのは、一条からの出口、今、工事そのものと直接関係はありませんけれども、毛倉野一条線というと、毛倉野から峠を越して一条に出るところ、あそこが周辺の特に北側の斜面の倒木が多いんです。地権者も含めて安全な通行を、通勤で結構使う場所なので、これの対策なんかはどのように見ていますか。倒木したときでないとやらないとか、多少刈り上げるとか、そういうことも必要なのではないかと思いますけれども。

○議長（稲葉勝男君）　地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

毛倉野一条線の一条側に関して、一部倒木、落石があったところは、今一番危ないところはネットで覆ってあります。それ以外で近々で落石等があったという報告は受けていませんので、パトロールと、あとは区からの落石、倒木の状況を見た形で対策を練っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　今案補正予算に関しては、注文をつけるところは、地熱資源開発事業に関しては一般質問で議論をしましたが、これに関連するもの、もう一つは、21ページの臨時福祉給付金、確かに国が出したものでありますけれども、非課税所帯にお金を配ると、ばらまき政治というふうに言われておりますが、今年度はアベノミクス政治の失敗、失政と言ってもいい状況のもとで、消費税を引き続いて増税する、こういう政治を改めるということが根幹にあると。国政選挙が焦点に絞られてくる時期に、こういうことを言われていることが、とんでもないということを指摘しながら、減額修正とかそういう提案もできますので、言及しながら、一方で高齢者長期サービスの充実や、あるいは有害鳥獣対策の引き続きの拡充、それと耐震住宅補正等々、また、住民の要望を通じて、特に子供たちの要望を取り上げた議会質問からバス停の新設工事が、これが盛り込まれると。行政報告ではかつて議会で質問した幼児に対するふるさと公園での遊具設置ができて、直近で公園で遊んでいる親御さんたちの声を歓迎している様子である、こうした点は職員の皆様の取り組みを評価しながら、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第135号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第135号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第136号　平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第136号の提案理由を申し上げます。

本議案は、医療費の動向を勘案した保険給付費及び共同事業拠出金の調整等が主なもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ626万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億6,582万2,000円とするものです。

歳出につきましては、保険給付費を263万6,000円、共同事業拠出金を354万5,000円、保健事業費を８万8,000円増額するものです。

また、歳入につきましては、国庫支出金を173万1,000円、県支出金を88万7,000円、共同事業交付金を177万1,000円、繰越金を188万円増額したものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第136号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

２款保険給付費、１項療養諸費でございますが、財源の内訳の変更をお願いするものでございます。

２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費でございますが、263万6,000円を増額し、１億4,900万円としたいもので、これは高額薬剤等使用等による医療費の動向を勘案し、増額させていただくものでございます。

７款１項共同事業拠出金、１目高額医療費共同事業医療費拠出金ですが、354万5,000円を増額し、4,279万3,000円としたいもので、やはり高額薬剤等の影響により増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページにお戻りください。

３款国庫支出金、１項国庫負担金を173万1,000円を増額し、２億6,024万6,000円とするもので、歳出でご説明いたしました高額療養費及び拠出金の増額に伴い調整させていただくも

のでございます。

６款県支出金、１項県負金88万7,000円、８款１項共同事業交付金177万1,000円の増額をするもので、やはり歳出拠出金の増額に伴い調整するものでございます。

繰越金でございますが、その他繰越金は188万円増額させていただくものでございます。

８ページ、９ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額が18億5,955万3,000円、補正額626万9,000円、計18億6,582万2,000円。

補正額の財源内訳でございますが、国県支出金261万8,000円、その他177万1,000円、一般財源が188万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第136号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第136号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第１３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第137号　平成28年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第137号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億646万6,000円とするものです。

歳出については、１款総務費151万2,000円、２款保険給付費18万円を増額し、４款地域支援事業費109万円を減額するものです。

歳入では、４款国庫支出金59万4,000円、９款繰入金75万6,000円をそれぞれ増額し、11款諸収入を91万2,000円減額するものです。

詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第137号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

１款１項１目一般管理費でございますが、151万2,000円を増額し、546万1,000円としたいもので、13節委託料を平成29年度からの保険料等算定基準として、合計所得金額から、長期譲渡所得、短期譲渡所得に係る特別控除を控除するということに変更されますので、システム改修を行う必要が生じたため、増額するものであります。

次に、２款保険給付費、２項介護予防サービス、148万円増及び５項特定入所者介護サービス費130万円の減ですが、直近の給付実績に基づき年間の必要数を推計し、増減させてい

ただくものです。

また、４款地域支援事業費、１項介護予防・生活支援サービス事業費ですが、新しい総合事業への移行者が伸びなくなり、介護予防給付非対象となるので、委託料を減額させていただくものでございます。先ほどの横嶋議員からの質問との関連でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお開きください。

４款２項４目介護保険事業補助金でございますが、やはり介護保険制度の改正でシステム改修に伴う国の補助金事業費の２分の１を計上させていただいたものでございます。

９款１項４目その他一般会計繰入金でございますが、国の補助金の残分、システム改修事業費の町負担分２分の１、75万6,000円を増額させていただくものでございます。

11款諸収入につきましては、新しい食防事業、利用者が見込まれるということが減ったため、利用者負担金を91万2,000円減額をするものでございます。

それから、戻りまして８ページ、９ページをお出しください。

歳出合計でございますが、補正前の額11億585万2,000円、補正額61万4,000円で、11億646万6,000円、補正額の財源内訳ですが、特定財源の国県支出金が49万2,000円の増、その他15万6,000円の減、一般財源27万8,000の増でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第137号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第137号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第１３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第138号　平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第138号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億4,333万6,000円とするものであります。

歳出については、人件費の減少に伴う更正減、歳入では、繰入金を繰越金に組み替えたための繰入金が減少したものであります。

詳細については生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　議第138号の内容説明をさせていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

歳出に係る金額が、第１款下水道費を353万円減額したいもので、これは１項１目の公共下水道建設費でありまして、人事異動に伴う更正減をお願いしたいものです。

続きまして、２款業務費を23万円増額したいものです。１項１目の総務管理費23万円であ

りまして、職員手当等の更正増及び公共下水道料金等審議会開催時の委員報酬をお願いしたいものです。

続きまして、10ページ、11ページにお戻りください。

歳入につきましては、前年度繰越金が発生しましたことから、５款１項１目一般会計繰入金を2,130万円減額し、６款１項１目繰越金を1,800万円補正させていただきたいものでございます。

議第138号の内容説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第138号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第138号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第３号の上程、説明、採決

○議長（稲葉勝男君）　発議第３号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案は加畑毅君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　発議第３号。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年12月７日提出。

南伊豆町議会議長　稲葉勝男様。

提出者、南伊豆町議会議員　加畑毅。

賛成者、南伊豆町議会議員　長田美喜彦、同じく岡部克仁、同じく渡邉哲、同じく比野下文男、同じく横嶋隆二、同じく漆田修、同じく齋藤要、同じく稲葉勝男。

提案理由。

地方議会議員の年金制度廃止以降、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のため、「地方議会議員の被用者年金制度への加入」に関し、今後、「地方議会議員の厚生年金制度への加入」として、強く要望する意見を提出するものです。

内容は、朗読をもってかえさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新

たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月７日。

衆議院議長　大島理森殿。

静岡県賀茂郡南伊豆町議会。

提出先です。

衆議院議長　大島理森殿、参議院議長　伊達忠一殿、内閣総理大臣　安倍晋三殿、内閣官房長官　菅義偉殿、総務大臣　高市早苗殿、財務大臣　麻生太郎殿、厚生労働大臣　塩崎恭久殿。

以上であります。

○議長（稲葉勝男君）　説明を終わります。

加畑議員は自席のほうへお戻りください。

本案は、全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので採決します。

お諮りします。

発議第３号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（稲葉勝男君）　日程第28、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長を初め、各常任委員会委員長及び特別委員会委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目は終了いたしましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目は終了いたしました。

よって、平成28年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会　午後　３時１５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

平成28年12月南伊豆町議会定例会審議結果

No.	議　案　番　号	件　　目	議決年月日	結　果
1	議第115号	南伊豆町監査委員の選任について	12月7日	原案可決
2	議第116号	南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について	12月7日	原案可決
3	議第117号	南伊豆町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月7日	原案可決
4	議第118号	南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月7日	原案可決
5	議第119号	南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	12月7日	原案可決
6	議第120号	南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について	12月7日	原案可決
7	議第121号	南伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	12月7日	原案可決
8	議第122号	南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	12月7日	原案可決
9	議第123号	南伊豆町公共下水道料金等審議会設置条例の一部を改正する条例制定について	12月7日	原案可決
10	議第124号	静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約制定について	12月7日	原案可決
11	議第125号	南伊豆町ふるさと親善大使設置条例制定について	12月7日	原案可決
12	議第126号	平成27年度社会資本整備総合交付金（都市防災）三坂地区防災センター建築工事変更契約の締結について	12月7日	原案可決
13	議第127号	東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約制定について	12月7日	原案可決
14	議第128号	東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計条例制定について	12月7日	原案可決
15	議第129号	静岡県及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について	12月7日	原案可決
16	議第130号	下田市及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について	12月7日	原案可決

17	議第131号	東伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について	12月7日	原案可決
18	議第132号	河津町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について	12月7日	原案可決
19	議第133号	松崎町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について	12月7日	原案可決
20	議第134号	西伊豆町及び南伊豆町に係る連携協約の一部を変更する協約の締結について	12月7日	原案可決
21	議第135号	平成28年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）	12月7日	原案可決
22	議第136号	平成28年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	12月7日	原案可決
23	議第137号	平成28年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第２号）	12月7日	原案可決
24	議第138号	平成28年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	12月7日	原案可決
25	発議第３号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について	12月7日	原案可決